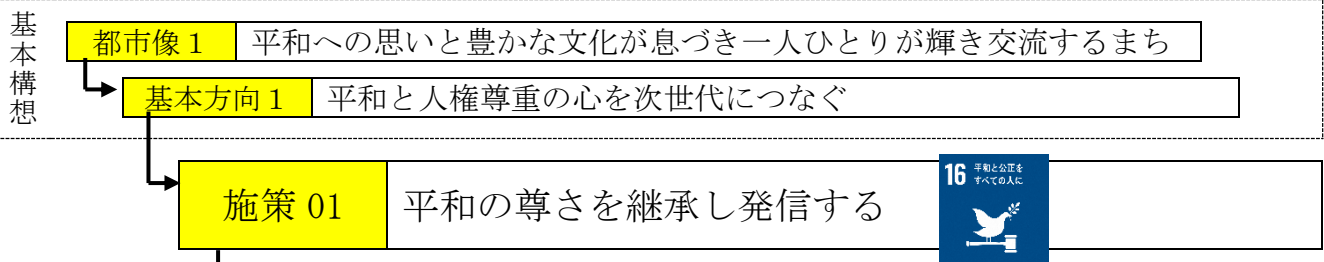


第5次沖縄市総合計画

後期基本計画

令和8年度～令和12年度

(部門別計画 素案)



施策の方向

1. 平和行政の推進

「沖縄市民平和の日を定める条例」の理念にもとづき、記念行事や平和月間など、多様なテーマで平和を考える機会を提供し、内外に広く平和を発信するとともに、平和教育の充実および若い世代に向けた効果的な周知・啓発に取り組む。

悲惨な沖縄戦の教訓や、米軍統治から本土復帰までの歩みなど、後世に語り継ぐべき歴史を振り返り、平和を学べるよう、戦跡めぐりや平和講座を開催するとともに、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える担い手を育成する。

また、観光と連携した平和学習の促進を図るとともに、映像・資料等のデジタル化をすすめるなど、平和学習コンテンツサイト等の充実に取り組む。

2. 市民の主体的な平和活動への支援

市民一人ひとりが平和について考え向き合うことができるよう、市民・NPO 等による平和活動を効果的に支援するとともに、慰霊祭の開催をはじめ、平和について学び、その思いを未来へ受け継ぐ平和大使の育成や活動促進、ネットワークづくりに継続して取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
平和活動に取り組む個人や団体の数	個人：184 人 団体：11	個人：220 人 団体：15	個人：平和大使、市民の眼・平和写真展応募者、平和講座受講者等 団体：平和月間参加団体

関連する部門別計画や指針など

- ・ 第2次沖縄市平和事業推進アクションプラン（令和6～令和15年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 平和行政推進事業
- ・ 沖縄市遺族会補助金
- ・ 慰霊祭慰霊塔費

現状と課題

1. 平和行政の推進

本市は、日本国憲法の理念にもとづき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、昭和 60（1985）年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をおこなった。また、すべての人が等しく平和で、豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、「沖縄市民平和の日を定める条例（平成 5（1993）年）」を制定し、毎年 8 月 1 日から 9 月 7 日までを平和月間と定め、「原爆と戦争展」や児童館での平和学習会等開催するとともに、平和大使ソングや平和イメージキャラクター「キューナ」を活用した啓発活動に取り組んできた。

令和 5（2023）年度のアンケート調査では、沖縄市民平和の日を知っている市内小中学生の割合が 27.5%と低く、若い世代の認知度の低さが課題となっている。戦後 80 年が経過する中、沖縄戦の体験・記憶が風化しないよう、「第 2 次沖縄市平和事業推進アクションプラン」にもとづく各種取り組みを充実させるなど、平和行政を推進する必要がある。

平和学習については、平成 6（1994）年度から、沖縄戦や戦後 27 年間続いた米軍統治時代の実相を伝える手法の一つとして、米軍嘉手納基地内に所在する沖縄戦降伏調印式の碑などを巡る「沖縄市戦跡めぐり」を実施するとともに、平和に関する映像や資料等を作成し、ホームページや SNS 等で情報発信をおこなっている。戦争体験者の高齢化により、語り部の確保が年々難しくなっていることをふまえ、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える人材を育成する必要がある。

2. 市民の主体的な平和活動への支援

本市は、市民参加型の「市民の眼・平和写真展」の開催や市民等が主催する平和企画の募集など、市民が主体となった平和活動を支援している。多くの市民が平和に関心を持ち、主体的な平和活動が広がるよう、活動支援の充実を図る必要がある。

平成 3（1991）年度から始まった平和大使研修では、平和学習や平和交流をとおして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを学び、平和への思いを継承していく人材を育成している。研修終了後の大使間のネットワーク構築が課題となっているため、研修の中で大使同士のつながりを強めつつ、市と歴代大使との協力関係の構築に取り組む必要がある。

遺族会との連携のもと、コザ・美里地域にて慰霊祭を開催しているが、遺族の高齢化や会員の減少が進行していることから、今後、遺族会の運営が困難になる可能性がある。

参 考

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平和活動に取り組む個人や団体の数	個人：178 人 団体：11	個人：164 人 団体：10	個人：184 人 団体：11

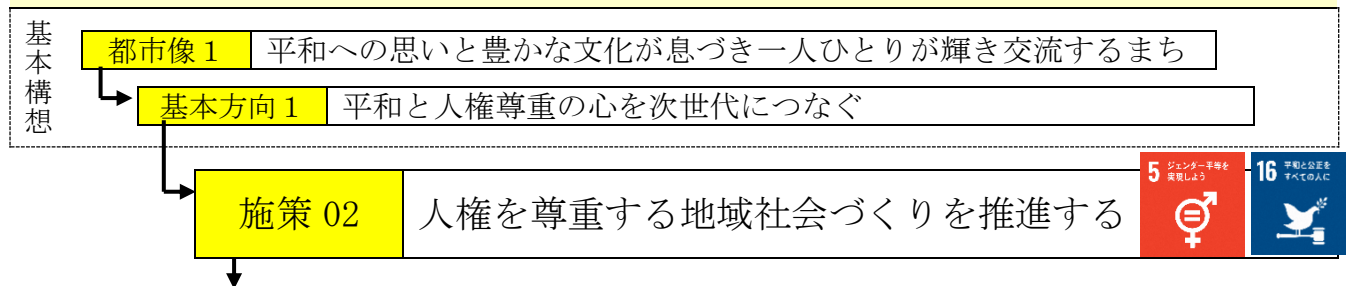
用語の解説

◆沖縄市民平和の日

1945 年 9 月 7 日、旧越来村森根において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式がおこなわれ、公式に沖縄戦が終結した。

本市は、平成 5 年より、沖縄戦終結となる 9 月 7 日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8 月 1 日から 9 月 7 日までを「平和月間」と位置づけている。

(1102) 人権を尊重する地域社会づくりを推進する



施策の方向

1. 人権意識の普及と権利擁護体制の充実

法務局等の関係機関と連携して特設人権相談所の定期的な設置を支援するとともに、学校や自治会等との連携強化に努め、学校教育や社会教育等をととして市民の人権意識高揚に取り組む。また、沖縄県が実施するパートナーシップ制度の認定を受けた方々に対する行政サービスの拡充に向けて取り組む。

認知症や障がい等により意思決定が困難な人が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及・利用を促進する。また、医療・福祉をはじめとする様々な分野と連携し、身寄りのない高齢者への支援を強化するとともに、市民後見人の担い手養成や制度の円滑な利用に向けた相談支援等をおこなう。

2. 虐待等の防止と支援体制の強化

児童、高齢者、障がい者等への虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・支援に向け、市民への通報義務等の意識啓発をおこなうとともに、関係機関とのネットワーク強化を図り、適切な相談支援や被害実態の把握を通じて、被害者およびその養護者に対する包括的な支援に取り組む。

3. 男女共同参画社会づくりの推進

きらめきフェスタの開催をはじめ、啓発紙「きらめき」の発行、男女共同参画週間等におけるパネル展や各種講座の開催等をととして、男女共同参画社会の理念普及を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女の役割に関する固定観念（ジェンダーバイアス）の解消に取り組む。

沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする各種団体との協働により、さらなる男女共同参画社会の推進を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
人権に関するイベント等の参加者数	2,749 人	4,866 人	人権に関する各種講座・男女共同参画関連講座・きらめきフェスタ

関連する部門別計画や指針など

・第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～（令和5～令和14年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・人権啓発費 ・更生保護事業

・権利擁護推進事業 ・成年後見制度利用支援事業

・女性保護運営対策事業費 ・老人保護措置費

・男女共同参画推進事業 ・男女共同参画センター事業 ・沖縄市女性団体連絡協議会補助金

現状と課題

1. 人権意識の普及と権利擁護体制の充実

人権の尊重は、人類の普遍的な原理であり、本市はこれまで、学校教育や社会教育等をとおして人権教育を推進するとともに、法務局（人権擁護委員連絡会）等と連携し、人権教室や特設人権相談所の開設を支援している。女性、児童、障がい者、感染症患者等を取りまく様々な人権問題をはじめ、在留外国人や性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷など、問題が山積している。市民が人権尊重の理念について正しい理解のもと行動を選択できるよう、多様なテーマを通じた人権教育・人権啓発が求められており、今後も関係機関と連携しながら市民の人権意識高揚を図る必要がある。

また、令和3（2021）年度に実施した市民意識調査において、パートナーシップ制度が必要と答えた割合が80.2%となった結果をふまえ、沖縄県にて実施するパートナーシップ制度の周知や認定を受けた方々に対する行政サービスの拡充に向けて庁内連携を図る必要がある。

本市は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや障がい福祉課等において、金銭管理や後見制度の相談支援等をおこなっている。今後、高齢者の増加が見込まれており、現在もサービス利用者に対して、制度が利用できるまでに時間を要していることから、市民後見人等担い手の養成等を継続するとともに、体制強化を検討する必要がある。

2. 虐待等の防止と支援体制の強化

本市は、高齢者虐待の早期発見・支援に向け、地域包括支援センターで相談支援をおこなうとともに、被虐待高齢者を高齢者施設等で一定期間保護している。高齢者への虐待は、当事者に自覚がない場合や家族に遠慮して相談できない場合など、表面化しにくい特徴があるため、地域型地域包括支援センターや地域住民等による見守りなど、関係機関とのネットワーク充実に取り組むとともに、相談窓口・制度の周知をおこなう必要がある。

障がい者については、障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の早期発見・支援に向け、関係機関と連携を図り支援をおこなうとともに、必要に応じて虐待が認められる障がい者を施設等で一時的に保護している。

障がい者虐待の発生要因には、介護知識・技術不足や介護疲れ等が多く挙げられており、虐待している養護者等への支援が必要な場合もあることから、被虐待者および虐待者双方への包括的・継続的な支援が求められている。

本市は、「沖縄市こども家庭センター」を設置し、児童虐待等への相談・対応をおこなうとともに、DVや離婚問題など、女性が直面する複雑多様化した問題の解決を図るため、女性相談員を配置し、相談支援や緊急避難先の確保等をおこなっている。DVと児童虐待は家庭内で同時に発生することが多く、被害者はDVに対する認識が薄く、加害者が改心するのではないかと期待やあきらめの気持ちを抱えていることから、相談につながりにくい特徴がある。被虐待者が必要な支援につながるよう、アクセスしやすい相談の仕組みづくりの充実等に取り組む必要がある。

3. 男女共同参画社会づくりの推進

国は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより一層加速させるため、令和2（2020）年「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、ジェンダー平等に関する意識改革や女性のさらなる社会参画の促進、ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶等に向けた施策を展開している。

本市は、令和4（2022）年度に「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」を策定し、きらめきフェスタの開催をはじめ、啓発紙「きらめき」の発行、男女共同参画週間等におけるパネル展や各種講座の開催等をとおして普及・啓発に取り組んでいる。

令和3（2021）年度に実施した市民意識調査において、家庭生活や職場など、多くの分野で「男性優遇」を感じていると回答した割合が高いことから、引き続き男女の役割に関する固定観念（ジェンダーバイアス）の解消に向けた効果的な普及啓発が求められている。

また、ワーク・ライフ・バランスについては、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべてを優先したいという回答が多かったのに対し、現実では「仕事」を優先しないといけないという回答

が多くなっており、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい環境の整備に向けた取り組みが必要である。

沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする関係団体と協力し、きらめきフェスタ等のイベントを開催しており、今後も継続して加盟団体相互のネットワーク活動を支援していく必要がある。

参 考

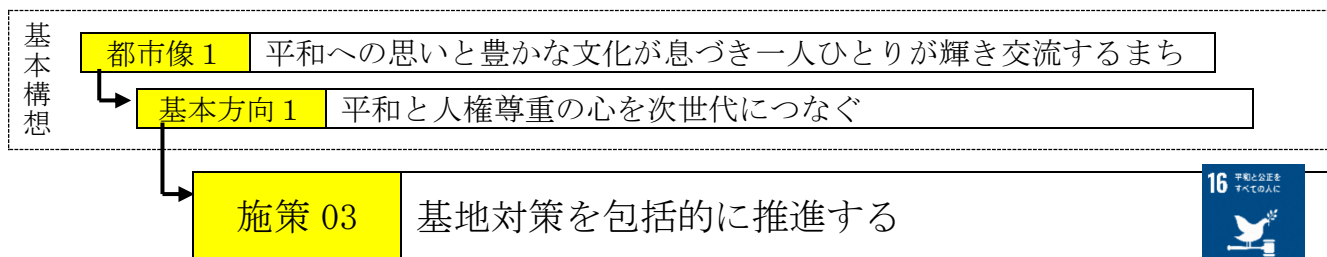
○人権に関するイベント等の参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,729 人	4,194 人	2,749 人

用語の解説

◆特設人権相談所

那覇地方法務局やその支局で常時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場等で臨時的に開設する相談所を特設人権相談所という。本市では、毎月1回、市役所1階ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じている。



施策の方向

1. 基地から派生する諸問題への対応

航空機騒音被害、米軍人等による事件・事故の他、提供施設・区域の管理や運用から生じる事案など、基地から派生する諸問題に対処するため、より幅広い関係機関との密な連携を図り、米軍人等に対する綱紀粛正の徹底や事件事故の再発防止を米側に強く求めるとともに、基地負担の軽減に向けて取り組む。

2. 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において示されている嘉手納弾薬庫知花地区への施設配置計画に伴う諸問題については、引き続き地域や関係機関と協力しながら、解決に向けて取り組む。

また、返還予定地のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、具体的な返還時期の開示および早期返還について、継続して日米両政府に求める。

3. 日米地位協定の抜本的な見直し

市民の生命および財産、基本的な人権を守る観点から、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等との連携をさらに強化し、日米地位協定の抜本的な見直しを継続して日米両政府に求める。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
航空機騒音に係る環境基準達成状況	5 局	5 局	各測定局において環境基準（地域類型Ⅰ：57 dB以下）の達成を継続

関連する部門別計画や指針など

- ・三連協活動方針（毎年度策定）
- ・軍転協事業計画（毎年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・基地渉外費

現状と課題

1. 基地から派生する諸問題への対応

極東最大の基地と言われる嘉手納飛行場には、戦闘機や空中給油機など約 100 機の航空機が常駐しており、滑走路の延長上にある地域では、日常的な航空機騒音による被害を受けているため、場周経路の順守等を米側へ強く求めていく必要がある。

また、嘉手納飛行場では、F-15 戦闘機の退役に伴い外来機がローテーション展開されており、本市としても、戦闘機の配備入れ替えが航空機騒音被害の増大につながらないよう、飛行経路等を注視するとともに、周辺住民への配慮と安全の確保に留意するよう米側へ強く求めていく必要がある。

毎年発生している米軍人等の事件・事故に対しては、三連協等と連携しながら抗議・要請しているものの、近年は増加傾向が続いているため、発生件数の減少に向け、今後も米軍人等に対する綱紀粛正の徹底と再発防止を米側へ強く求めていく必要がある。

その他、基地からの生活排水流出による悪臭や、基地内施設における火災等、提供施設・区域における管理については、引き続き通報体制を含む対応など解決に向けて取り組む必要がある。

2. 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

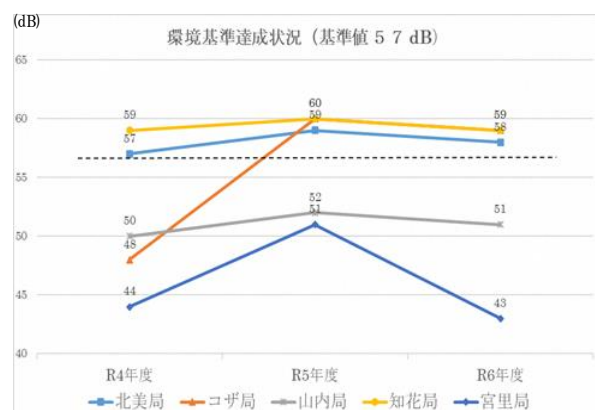
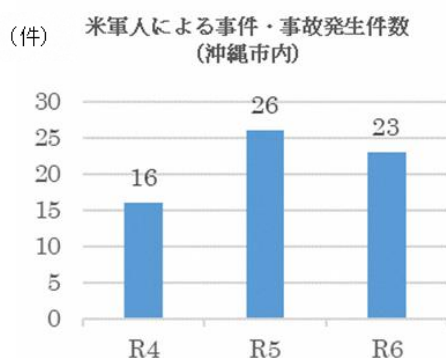
平成 25（2013）年 4 月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、牧港補給地区の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設が、嘉手納弾薬庫知花地区へ移設される計画が示されており、令和 4（2022）年 1 月には統合計画の見直しにより区域が拡張されることが日米合同委員会において合意されている。施設配置計画に伴う諸問題の解決に向け、引き続き地域や関係機関と連携を図っていく必要がある。

また、令和 6（2024）年度またはその後に返還が示されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、返還後の円滑な跡地利用を図るため、平成 27（2015）年度から先行取得に取り組んでいる。返還までの間日米が共同で利用できるよう、令和 6（2024）年 3 月 31 日より緑地ひろばとして一般開放されているものの、具体的な返還時期等が示されていないため、今後も継続して関係機関と連携し情報を求める必要がある。

3. 日米地位協定の抜本的な見直し

日米両政府は、「環境補足協定」および「軍属に関する補足協定」を締結しているが、日本側からの被疑者の起訴前に拘禁移転要請に応ずる等の事件・事故に関する見直しも含め、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等の関係機関と連携し、継続的に、日米地位協定の抜本的な見直しを求めていく必要がある。

参 考



用語の解説

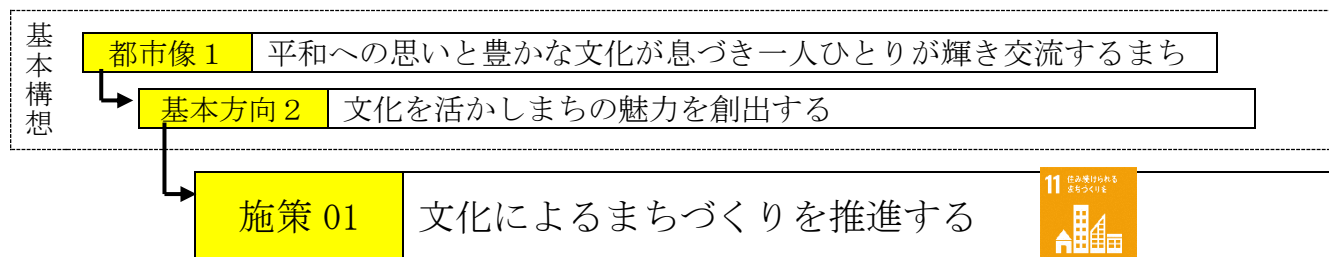
◆沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）

県内に所在する米軍、自衛隊の使用地および未利用地の跡地について、県、市町村間の連絡を密にし、その利・転用の促進を図るとともに、米軍基地および自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図り、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする協議会。

◆嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）

嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、沖縄市、北谷町、嘉手納町の共通課題について共同で対処することを目的とする三市町連絡協議会。

（案）



施策の方向

1. コザ文化の継承・発展

本市の個性豊かな文化を市民が誇り、文化活動への積極的な参加を促進するため、地域のエイサー活動への支援やエイサー会館のコンテンツ充実等による、エイサー文化の活性化を図るとともに、学校教育との連携に取り組む。

また、ミュージックタウン音市場において音楽資料を活用した本市特有の音楽文化を伝える展示イベントを開催するなど、コザ文化の継承・発展に取り組む。

2. 文化芸術の振興

市民が主体となった文化活動や文化芸術団体の活動を支援するとともに、文化芸術における催事に関して市内公共施設を有効活用するなど、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会を創出する。

また、文化振興の拠点施設については、多くの市民が安心して利用できるよう維持管理に取り組む。

3. 戦後文化の発信と歴史学習の支援

沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリートにおいて、常設展示や企画展の充実を図るとともに、観光分野との効果的な連携や各展示における多言語化などをすすめ、戦後文化の発信に取り組む。

市民の「沖縄市」の歴史認識を深めるため、沖縄市史の計画的な発刊や、市史資料の収集およびデジタル化に取り組むとともに、効果的な情報発信をおこなう。

4. 文化財の保存と活用

長い歴史の中で生まれ、先人たちによって今日まで守られてきた貴重な文化財の保護に向け、文化財の調査や指定等をすすめる。

また、保護意識の向上を図るため、調査報告書等を計画的に発刊するとともに、学校教育や社会教育の場をととして、魅力ある展示会や講座を開催する。

国指定名勝「アマミクスムイ」に追加指定された越来グスクをはじめとする市内文化財の効果的・計画的な保存活用に向け、地域や民間団体、関係部局と連携し、文化財保存活用地域計画等の策定に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
市内文化芸術施設の来場者数	136,639 人	190,751 人	あしびなー、芸能館、エイサー会館、ミュージックタウン音市場・音楽広場、ヒストリート

関連する部門別計画や指針など

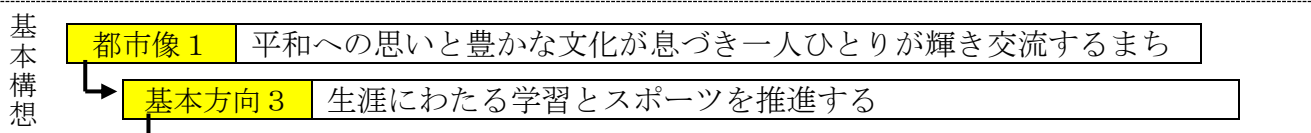
・沖縄市文化財保護条例（昭和 50 年度） ・文化財整備活用基本計画（平成 20 年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

・エイサー会館事業 ・文化芸能推進事業 ・戦後文化資料等展示事業 ・文化財保存活用事業 ・市内遺跡発掘調査事業

現状と課題		
1. コザ文化の継承・発展 本市は、戦後米軍基地の影響を受けながらも、エイサーをはじめ、ロックやジャズ、沖縄民謡、琉舞など、伝統文化と異文化が融合した独自の文化（コザ文化）を形成してきた。 本市では、平成 19（2007）年に「エイサーのまち宣言」をおこない、幼児や児童に向けたエイサー講座の実施や拠点施設であるエイサー会館での演舞・三線体験プログラムの提供などに取り組んでいる。エイサー活動を担う青年会については、活動が中断していた地域で再結成が見られるものの、会員数が減少傾向にあるため、伝統文化の継承と将来の担い手となる若者世代の人材育成に取り組む必要がある。 また、ミュージックタウン音市場を拠点とした音楽によるまちづくりを展開し、多彩な音楽鑑賞機会の提供や、音楽情報の発信をおこなっているが、本市特有の音楽文化を伝える取り組みが十分とは言えない状況にある。 2. 文化芸術の振興 本市は、文化振興を図るため、沖縄市文化芸術祭を開催するとともに、沖縄市文化協会および沖縄市芸能団体協議会の活動や、市民の文化芸術活動を支援している。 文化芸術活動の拠点となる沖縄市民会館は、昭和 55（1980）年に会館して以降、年間約 9 万人に利用され、本市のみならず沖縄県の文化振興に寄与してきたが、老朽化に伴う大規模な改修が必要となっており、令和 7（2025）年 4 月より休館している。沖縄市民小劇場あしびなーについては、観客と演者との距離が近く、臨場感あふれる舞台を楽しめる空間として評され、沖縄の伝統芸能をはじめとした公演等がおこなわれているが、耐用年数を超過した設備が複数あり、更新が必要となっている。 3. 戦後文化の発信と歴史学習の支援 本市は、「沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート」における常設展示や企画展の開催、情報誌「KOZA BUNKA BOX」の発刊等を通じて、戦後歴史情報と文化情報を国内外に発信している。 沖縄市史については、自治会や郷友会、沖縄県公文書館等の協力のもと、沖縄市史編集基本構想にもとづき、第五巻移民編を発刊するとともに、第六巻戦後編の作成に取り組んでいる。今後は、市史の計画的な発刊や資料収集、デジタル化等をおこなうとともに、コザまちまーい等と連携し、観光資源としての活用に取り組む必要がある。 また、これまでに発刊した市史や収集した資料について、SNS 等も含めた新たな広報手段の活用を検討する必要がある。 4. 文化財の保存と活用 本市には、国指定名勝「アマミクヌムイ」に指定されている越来グスクの国指定 1 件をはじめ、東南植物楽園等の国登録 5 件、泡瀬の京太郎等の県指定 2 件、古謝のビジュルや知花花織等の市指定 24 件の文化財がある。 これまで、文化財の指定に向けた調査および報告書の作成や文化財の保護意識の向上を図る講座の開催、越来グスクの保全等に取り組んでいる。 文化財には、教育のみならず観光資源としても高いポテンシャルがあるため、効果的・計画的な保存活用に向け、取り組みの手法および体制の検討に取り組む必要がある。		

参 考		
○市内文化芸術施設の来場者数		
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
106, 129 人	140, 691 人	136, 639 人
用語の解説 ◆コザ文化 戦後、基地のまちと言われたコザで、伝統文化や異文化など多様な文化が融合し、エネルギーギッシュでパワフルな新しい文化空間を創出したことから、チャンプルー文化を代表する戦後沖縄の象徴的な文化概念を言う。 ◆エイサーのまち宣言 市民の誇る貴重な地域資源「エイサー」の魅力を存分に活かし、文化による地域活性化を図るとともに、エイサーのまちという地位を確固たるものとすべく、平成 19 年 6 月 13 日に宣言をおこなった。 ◆アマミクヌムイ 琉球開闢神話における開闢神アマミクが造ったムイ（杜・森）。琉球開闢神話伝承地として知られる代表的な聖地（御嶽：ウタキ、城：グスク）。 ◆コザまちまーい 地元をよく知るガイドと一緒に、商店街や穴場スポットを歩くことで、沖縄市の魅力を感じることできるツアー。		



施策の方向

1. 生涯学習の推進

「沖縄市生涯学習推進基本方針」の理念のもと、市民の生涯学習に対する一層の理解を深め、生涯学習活動への積極的な参加を促進するため、各種団体との連携やこども・若者をはじめとする市民の主体的な参画による生涯学習フェスティバルの充実や生涯学習ガイドブック等による情報発信に取り組むとともに、学びの機会創出や学習意欲向上のため、社会課題・地域課題や市民ニーズをふまえた出前講座を開催する。

2. 地域活動と学びの支援

郷土博物館において調査・収集した資料を活用した展示会や講座等を開催するとともに、市立図書館における図書資料および電子書籍を充実する。

市民の主体的な学びと活動を促進するため、地域および社会教育団体がおこなう各種活動や講座等の開催を支援するとともに、文化センターについては、施設のコンセプトや機能に関する調査・研究をおこない、改修に向けて取り組む。

3. 市民スポーツの推進

スポーツの楽しさを体験できるイベント等の開催や障がい者スポーツの普及促進に取り組むとともに、地域で活動する各種スポーツ団体を支援し、スポーツ指導者の育成・活用を図る。

学校体育施設の開放や総合運動場の施設整備・備品貸出をおこなうなど、生涯をとおして自由にスポーツができる環境づくりに取り組み、市民のスポーツ活動を促進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
生涯学習フェスティバルの参加人数	8,781 人	10,000 人	各コーナーにおける延べ体験者数
スポーツ施設利用者数	870,926 人	957,420 人	コザ運動公園体育施設、学校体育施設

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市生涯学習推進基本方針（令和 6 年度策定）
- ・ 第 2 期沖縄市スポーツ推進計画（令和 6 ～令和 10 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 生涯学習のまちづくり事業
- ・ 博物館自主事業
- ・ スポーツ振興事業 ・ 学校体育施設開放事業 ・ 総合運動場整備事業

現状と課題

1. 生涯学習の推進

国は、「令和5年度文部科学白書」において、一人ひとりが生涯をととして学ぶことができる環境づくりなど、生涯学習社会実現のための取り組みをすすめているとしており、本市においても、学びの機会の創出および市民の学習意欲の向上に向けて、生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習ガイドブックの発刊等に取り組んでいる。

また、令和7（2025）年3月に策定した「沖縄市生涯学習推進基本方針」にもとづき、市民が生涯にわたって学習できる環境づくりをすすめていく必要がある。

2. 地域活動と学びの支援

本市は、市立図書館の図書資料および電子書籍の購入や郷土博物館における歴史や文化、自然に関する資料の収集・展示など、社会教育施設の機能充実を図っている。

また、市民が主体的に社会教育活動をおこなえるよう、各種イベントや講座等の開催をはじめ、自治会が実施する公民館講座、沖縄市青年団協議会や沖縄市女性連合会など、社会教育団体がおこなう活動を支援しているが、団体の会員数減少等が課題となっており、対策を検討する必要がある。

開館から45年以上経過している中央公民館については、老朽化に伴う大規模な改修が必要となっており、令和7（2025）年4月より休館している。社会教育活動の拠点であった中央公民館の休館により、利用者等の活動場所が制限されることから、他の施設との連携のもと、活動場所の確保等をおこなう必要がある。

沖縄市文化センターについては、耐震改修をおこなっており、今後は、老朽化対策と合わせて施設全体のコンセプトや機能等を検討する必要がある。

3. 市民スポーツの推進

国は、令和4（2022）年に策定した「第3期スポーツ基本計画」において、国民のスポーツ実施率の向上を政策目標に掲げており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を新たなスタート地点として、生活の中に自然とスポーツが取り込まれ、スポーツをおこなうことが生活習慣の一部となる社会をめざすとしている。

県においても、「スポーツアイランド沖縄」のコンセプトを掲げ、県民が健康・長寿であるため生涯をととしてスポーツを楽しむこと等をめざすとしている。

本市においては、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、パラスポーツ親子体験など、様々なスポーツを体験できるイベントやニュースポーツ・ヨガ等の教室を開催している。小中学校体育館・運動場の夜間開放やコザ運動公園の機能充実など、市民が気軽にスポーツに触れることができる環境づくりに取り組んでいるものの、週1回以上運動する人の割合が全国平均や県平均と比べて低い状況にあり、改善に向けて取り組む必要がある。

参 考

○生涯学習フェスティバルの参加人数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,699人	7,784人	8,781人

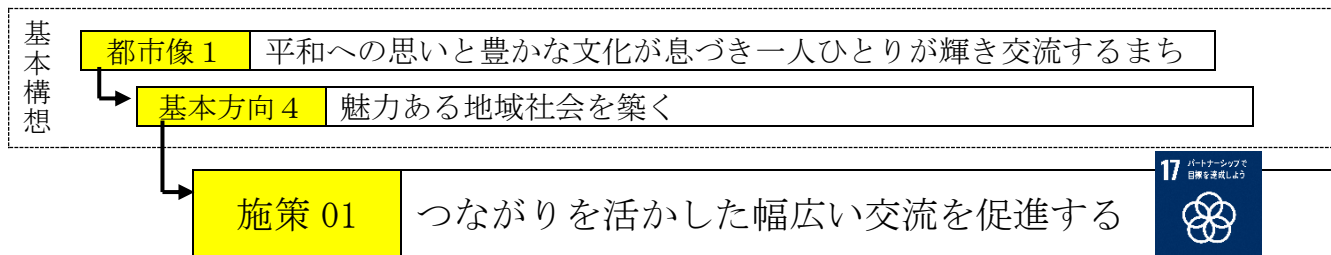
○スポーツ施設利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
450,260人	842,683人	870,926人

用語の解説

◆社会教育施設

公民館、図書館、博物館等の社会教育活動において利用される施設。



施策の方向

1. 国内交流の推進

兄弟都市である大阪府豊中市や、姉妹都市の山形県米沢市および愛知県東海市、友好都市となる東京都町田市との文化・教育・スポーツ・産業等の幅広い分野における交流を広く周知するとともに、市民をはじめ、各種団体や企業等の主体的な交流を促進し、互いの地域が発展できるネットワークの構築を図る。

2. 国際交流の推進

海外との地域間交流のあり方を調査検討するとともに、国際交流の拠点施設「コザインターナショナルプラザ」において、語学講座と国際交流イベントの相互連携を強化するなど、国際性を備えた人材育成と市民主体の国際交流の促進を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
兄弟姉妹都市交流の認知度	—	60%	
国際交流イベント参加者数	2,328 人	4,000 人	ゆんたく交流会、イベント交流

関連する部門別計画や指針など

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 国内交流事業
- ・ 国際交流事業

現状と課題

1. 国内交流の推進

兄弟都市である大阪府豊中市との交流は、沖縄戦の遺族が多かった豊中市に対し、コザ市が霊石とハイビスカスを送ったことをきっかけに始まっている。その後、コザ市と美里村が合併して本市が誕生しており、本市は豊中市と昭和 49（1974）年に兄弟都市を締結した。

姉妹都市の山形県米沢市との交流は、議員間交流や小学生間の交流で深まり、平成 6（1994）年に姉妹都市を締結した。

愛知県東海市との交流は、コザ市時代の昭和 42（1967）年に東海市への職員派遣研修をきっかけとして始まり、その後、昭和 62（1987）年から中学生相互の親善交流をおこない、平成 21（2009）年に姉妹都市を締結した。

令和 6（2024）年度には、豊中市と 50 周年、米沢市と 30 周年、東海市と 15 周年となり、兄弟・姉妹都市提携の節目を迎えたことから、3 市エイサー団体の沖縄全島エイサーまつり出演や、琉球王朝時代から現代までの歴史や伝統芸能を堪能できる舞台「綾庭の宴」を 3 市で公演するなど、さらなる交流の充実を図っている。

また、友好都市である東京都町田市とエイサーを通じた交流をおこなっているが、兄弟・姉妹都市等との交流は、市民の認知度が低く、交流が一部のコミュニティに限られていることが課題となっている。

今後も市民への周知を図るとともに、市民や民間団体等が主体となった経済、教育文化、福祉、人材等の幅広い交流を推進する必要がある。

2. 国際交流の推進

本市は、平成 3（1991）年度から海外移住者子弟研修生の受入れをおこなってきたほか、平成 2（1990）年より 5 年ごとに開催されている「世界のウチナーンチュ大会」に合わせて市民との交流を促進してきたが、受入れ後のネットワーク構築が課題となっている。

異なる文化を持つ者同士がお互いの文化の違いを理解し認め合い、豊かな人間関係を築いていくことを目的に、平成 24（2012）年度から「コザインターナショナルプラザ」を設置しており、多言語による生活支援のほか、語学講座や交流イベントを実施しているが、語学講座の受講後に交流イベントへの参加につながっていないことが課題となっている。

参 考

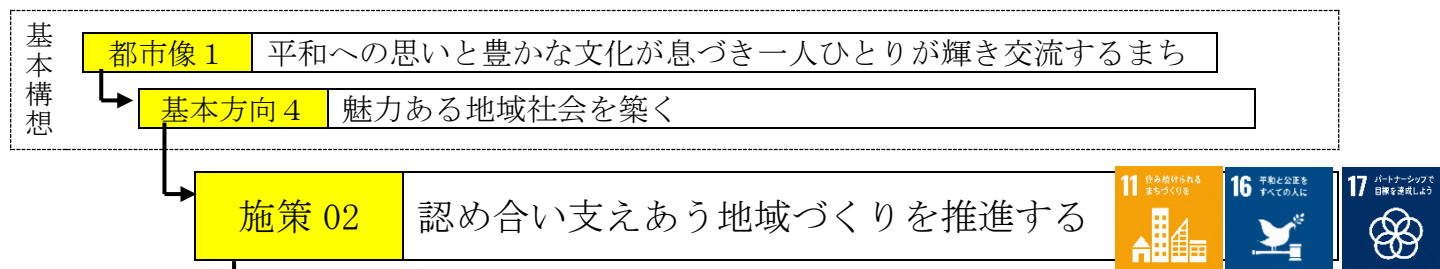
○国際交流イベント参加者

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国際交流イベント	324 人	558 人	530 人
ゆんたく交流会	1, 521 人	2, 314 人	1, 798 人

用語の解説

◆世界のウチナーンチュ大会

海外県系人と連携・協力し、世界的うちなーネットワークづくりのため 5 年に 1 度開催されるイベント。



施策の方向

1. 信頼し支えあう地域づくりへの支援

「自治会との協働に向けた基本方針」にもとづき、自治会活動に必要な物品等の購入や地域住民の交流を深める活動・イベントの開催、若い世代に向けた効果的な周知・啓発、加入促進に向けた取り組みを支援するなど、地域の課題解決や活性化に向けて取り組む自治会の活動を促進するとともに、自治会との多分野にわたる実効性のある連携に取り組む、地域が持つ特色・魅力を最大限に活かしたまちづくりを推進する。

2. 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

地域コミュニティの活性化を図るため、自治公民館の補修・改修支援や学習等供用施設等の補修・改修をおこなうなど、地域住民が安全・安心に利用できるコミュニティ活動拠点を整備するとともに、地域コミュニティ活動拠点施設の新規整備については、地域の特色やニーズをふまえた施設の多機能的活用および民間企業等との連携を含めた費用負担の軽減等を視野に、検討に取り組む。

3. 多文化共生の推進

異なる国籍や文化的背景を持つ市民が地域社会の一員として、必要に応じて情報や行政サービスを利用できる環境づくりに取り組むとともに、自治会が主体となった多様な市民が互いを認め合い尊重しながら暮らすことができる社会づくりをすすめる。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
自治会施設利用者数	196,077 人	215,000 人	
多言語での相談件数	384 件	480 件	庁内での通訳等対応件数

関連する部門別計画や指針など

- ・自治会との協働に向けた基本方針（令和6年度策定）
- ・沖縄市多文化共生推進計画（平成28年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・自治会振興費 ・自治会運営事業 ・地域コミュニティ活性化まつり補助金
- ・自治会連絡事務事業費
- ・学習等供用施設等改修（補修）事業 ・自治会公民館改修（補修）工事等補助金
- ・多文化共生推進事業

現状と課題

1. 信頼し支えあう地域づくりへの支援

本市には、地域コミュニティとして37の自治会があり、災害への対応や防犯、福祉など、地域の様々な課題の把握および対応に大きな役割を担っている。自治会は、様々な地域活動の中心となる地域の中核的な組織であるが、近年、地域住民間のつながりの希薄化により、十分な活動がおこなえていない状況にある。

本市は、良好な地域社会の維持・形成および課題解決に向け、令和6（2024）年7月に「自治会との協働に向けた基本方針」を策定しており、それぞれの地域が持つ特色を最大限に活かせるよう、引き続き、同方針にもとづき、自治会と連携した実効性のある取り組みを検討する必要がある。

2. 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

本市の地域コミュニティ活動拠点となる施設の多くは、老朽化がすすんでいるため、地域住民が安全・安心で気軽に利用できるよう、改修の優先度や公平性を考慮しつつ、計画的な施設整備をすすめていくとともに、地域コミュニティ活性化のため、地域のニーズをふまえて、多機能的に活用可能な施設整備を視野に検討をすすめていく必要がある。

3. 多文化共生の推進

本市には、米国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ブラジル等を中心に60カ国以上、2,300人余りの外国人市民が生活している。現在、外国人市民に対する行政情報サービス提供は、英語通訳者の配置や英訳広報紙（News letter）の発行、タブレットを活用した多言語通訳等を通じておこなっているが、対応言語が限られており、すべての市民に同等の情報提供をおこなえていない状況にある。国籍や文化的背景にかかわらず、だれもが住みやすいまちをつくるため、外国人市民の多岐にわたる相談内容に対応できるよう、自治会や公的機関との連携強化などに取り組む必要がある。

参 考

○自治会施設利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
157,302人	170,572人	196,077人

○多言語での相談件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
426件	333件	384件

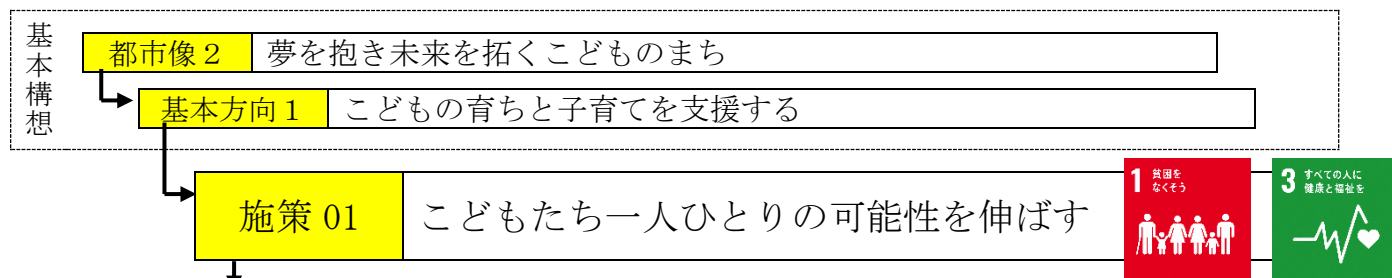
用語の解説

◆地域コミュニティ

同じ地域に住む人々が、互いに協力し合い、より良い地域社会を築くためのつながりや集まりのこと。

◆多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。



施策の方向

1. こどものまちづくりの推進

新たな命を望む方々の希望が叶う社会の構築をはじめ、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに向け、こども基本法の基本理念のもと、地域や関係団体と連携して、子育て関連施策を総合的に推進するとともに、「子ども・子育て支援法」等にもとづく各種制度を効果的・効率的に実施する。

2. すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

次代を担うすべてのこどもたちが将来に夢と希望をもって健やかに成長していくことができるよう、子育てにかかる経済的負担軽減を図るとともに、地域や関係機関との連携のもと、様々な生活課題を抱える子育て世帯の課題解決に向けた相談支援等に取り組む。

また、意欲のある学生が、経済的理由により大学等への進学を諦めることがないよう支援する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
給付型奨学金による大学等進学者数	155 人	180 人	計画期間（現状値：前期、目標値：後期）の延べ人数

関連する部門別計画や指針など

- ・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和7～令和11年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・こどものまち推進事業
- ・こどもの生活サポート事業 ・育英事業

現状と課題

1. こどものまちづくりの推進

国は、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行した。また、同年12月には、「こども大綱」や「こども未来戦略」等を閣議決定し、若い世代の所得向上を図る取り組みや共働き・共育てを推進するとともに、少子化対策へ向けた結婚支援・出会いの場の創出等を支援している。

本市は、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的にすすめるとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、令和7（2025）年3月に「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども関連施策を総合的に推進している。「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」の着実な進捗に向け、地域や庁内、民間団体等と連携強化を図り多角的かつ切れ目のない支援を提供する必要がある。

2. すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

国は、令和5（2023）年に策定した「こども大綱」に、こどもの「貧困の解消」を明記するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改め、こどもおよびその家族等関係者の意見反映や民間団体を支援するための財政上の措置・施策を講ずる規定等を新設している。

本市は、「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困対策計画」を包含しており、貧困対策として、中学生を対象とした無料塾、ひとり親の教育・職業訓練等の助成などに取り組んでいる。

また、経済的理由で修学困難な学生に対する奨学金制度を拡充するとともに、近年増加傾向にある不登校児童生徒への対策として、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や家庭が抱える課題の把握をおこない、必要な支援につなげている。

こどもの貧困の背景には、経済的困窮をはじめ、保護者の養育力不足や経験の有無、虐待、障がい、不登校、若年妊娠・出産など、様々な要因があることをふまえ、社会全体で貧困対策に取り組むとともに、こどもの貧困の早期発見・早期対応を図るため、庁内外の連携を強化する必要がある。

参 考

○給付型奨学金による大学等進学者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
36人	30人	41人

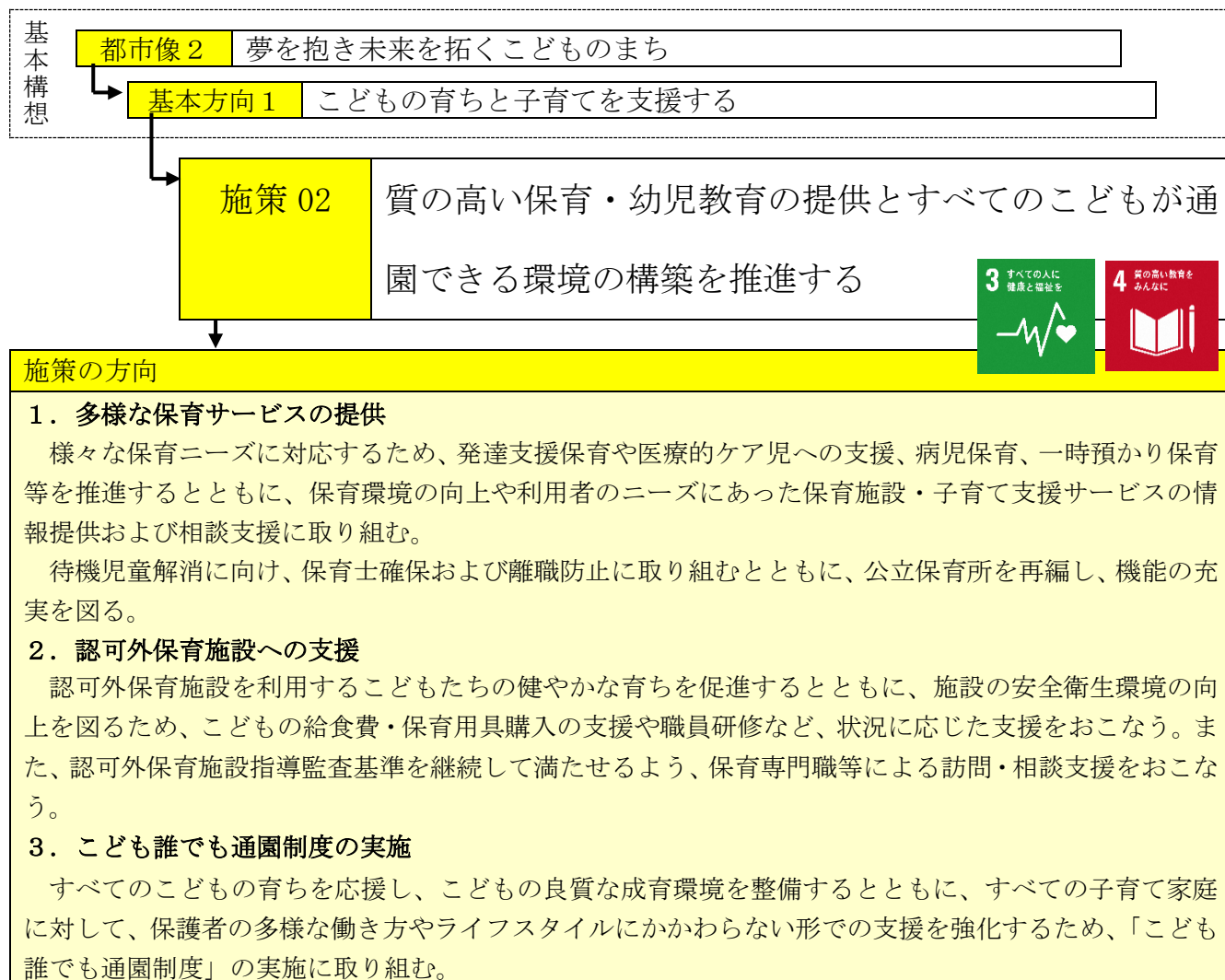
用語の解説

◆こどもまんなか社会

こどもたちの最善の利益を第一に考え、こどもの視点から社会のあらゆる環境を考慮し、こどもたちを誰一人取り残さずに、健やかな成長を社会全体で支えることをめざす社会。

◆スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的知見から、課題を抱える児童生徒およびその保護者の状況に応じて、関係機関と連携して課題解決に取り組む支援員。



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
待機児童数	32 人	0 人	認可保育施設への入所を希望したが、入所できなかった児童数
インクルーシブ保育の実施園率	83.5%	100%	認可保育施設における発達支援児の受入れ割合

関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和 7～令和 11 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・私立保育施設等整備事業 ・子育て支援人材確保事業 ・利用者支援事業

・市保育所施設維持管理費 ・発達支援保育事業 ・私立保育所等特別保育事業費補助金

・病児保育事業 ・保育士確保対策事業 ・保育体制強化事業 ・認可外保育施設保育サービス向上事業

・幼児教育・保育無償化実施円滑化事業 ・市保育所運営費 ・市保育所特別保育事業

現状と課題

1. 多様な保育サービスの提供

本市は、多様化する保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実に取り組むとともに、保育コンシェルジュにより、教育・保育施設と地域の子育て支援事業の情報提供や相談支援をおこなっている。本市の待機児童数はピーク時（平成 29（2017）年：440 名）からは減少しているものの、発達支援児の増加等による保育士ニーズの高まりにより、依然として解消には至っていないため、保育人材の確保を一層促進する必要がある。

令和 3（2021）年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児等への支援が地方公共団体の責務となったため、医療・福祉等との連携を強化し、効果的に取り組む必要がある。

公立保育所については、5 施設のうち 3 施設が西部地区教育・保育提供区域に集中しているため、バランスの取れた公立保育所の配置に向けた再編をおこない、公立保育所の機能を高める必要がある。

2. 認可外保育施設への支援

認可外保育施設は、自由度が高く特色のある保育サービスを提供するとともに、認可外保育施設指導監督基準を満たすことで幼児教育・保育の無償化の対象となり、待機児童の受け皿としての役割も担っている。

本市は、認可外保育施設を利用するこどもたちの健やかな育ちを支えるため、こどもの給食費の支援や保育従事者向けの研修を実施するなど、保育の質の向上等を支援している。利用者の保育料が主な収入となっている認可外保育施設の運営は、物価高騰や少子化等の影響により、厳しい状況を迎えていることから、支援内容を検討する必要がある。

3. こども誰でも通園制度の実施

「こども未来戦略」にもとづき、新たに「こども誰でも通園制度」が創設されたため、令和 8（2026）年度から、実施する必要がある。

参 考

○待機児童数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
15 人	29 人	32 人

○インクルーシブ保育の実施率

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
70.6%	80.0%	83.5%

用語の解説

◆医療的ケア児

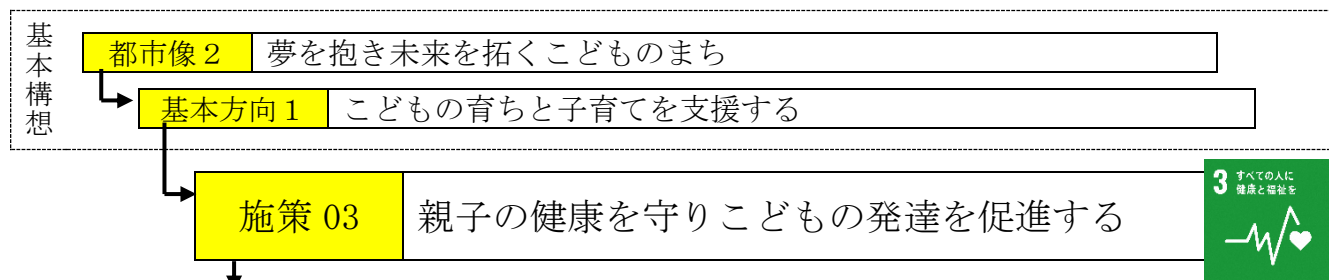
医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

◆こども誰でも通園制度

0 歳 6 ヶ月から 3 歳未満の保育所等を利用していないこどもを対象とした新しい通園制度。就労要件を問わず、月一定時間まで保育施設を時間単位で利用できる。

◆インクルーシブ保育

こどもの年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、同じ空間で保育を受けること。



施策の方向

1. 母子保健の推進

「沖縄市こども家庭センター」において、不妊・妊娠・出産・子育てに関する相談を幅広く受け止め、家庭の状況やニーズに応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援をおこなう。

若年妊娠を含む特定妊婦の早期発見・早期支援をはじめ、母親の身体的回復や心理的安定等を図るため、産後ケアを実施するとともに、多胎児および未熟児を養育する家庭の経済的負担等の軽減に取り組む。

また、妊産婦および乳幼児の健康診査や全戸訪問等を通じて、心身の健康状態の確認や助言・情報提供をおこなうとともに、経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用を助成する。

2. 発達の気になる子への支援

「沖縄市こども発達支援センター」を中心に、関係機関との連携のもと、発達の気になる子とその保護者等を対象とした発達相談や親子通園、保育施設等への巡回相談を実施するとともに、こどもの成長段階にあわせて、保健や医療、保育・教育など、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援体制の構築および相談支援に取り組む。

3. こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療による、こどもの健全な育成および保護者の経済的負担軽減を図るため、こども医療費の助成をおこなう。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
乳幼児健康診査受診率	87.4%	90.8%	乳児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査平均受診率
児童の平均入院日数	5.02 日	4.77 日	児童入院日数/児童入院件数×人口減少率 0.95%

関連する部門別計画や指針など

- ・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和7～令和11年度）
- ・健康・食育おきなわシティ21（令和7～令和18年度）
- ・第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画（ちゅいしいじいプラン）（令和4～令和8年度）
- ・沖縄市こどもの発達支援に関する指針（平成30年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・母子保健事業 ・乳幼児健診事業 ・発達支援事業 ・こども医療費助成事業 ・若年妊産婦の居場所事業
- ・不妊治療費助成事業 ・母子包括支援事業 ・母子健康支援事業

現状と課題

1. 母子保健の推進

妊娠期から切れ目なく支援するため、令和6（2024）年4月に「沖縄市こども家庭センター」を設置し、子育て等に関する情報提供や子育て家庭のニーズに応じた支援をおこなっている。また、こどもを産み育てたいと希望する人の経済的負担を軽減するため、令和7（2025）年度より、不妊治療費にかかる助成を開始し、周知・啓発に取り組んでいる。

すべての妊産婦に対し、専門職による相談支援等を実施するとともに、全国と比較し、特に沖縄県に多いとされる若年妊産婦の支援に向け、平成30（2018）年に若年妊産婦の居場所「ゆくるん」を開設し、出産や子育てに関する相談をはじめ、就労・修学支援や食事の提供など、包括的に支援している。若年妊産婦は、貧困や家庭環境など、複雑な背景を抱えている場合があるため、相談窓口を周知するとともに、自立支援の強化が求められている。

親子の心身の状態等を把握するため、「こんにちは赤ちゃん事業」では、生後4か月までの乳児を養育するすべての家庭を訪問している。令和6（2024）年度には、訪問実施率がほぼ100%に達しており、今後も継続する必要がある。乳幼児健康診査については、受診率が目標に達していないため、受診率向上に向けた周知および健診未受診者への勧奨を強化するとともに、乳幼児健康診査受診後に、適宜、健診事後教室等の案内をおこない、支援へつなげる必要がある。

「産後ケア事業」では、母親の身体的回復や心理的安定により産後うつ予防等を図るため、専門職を配置し、相談支援等をおこなっているが、ニーズに対して連携可能な助産施設等が不足しているため、今後は、施設の確保や広域による事業実施を視野に、検討する必要がある。

多胎児を養育する世帯の負担を軽減するため、粉ミルクの支給や支援員の派遣等をおこなうとともに、低出生体重児を養育する世帯へ医療費の助成をおこなっている。今後は、支援品目の拡充や手続き方法の簡素化等を検討する必要がある。

2. 発達の気になる子への支援

令和3（2021）年4月に開所した「沖縄市こども発達支援センター」を中心に、発達の気になる子やその保護者に対し、相談支援やライフステージに応じた療育等を実施している。発達の気になる子が増加傾向にあることから、相談体制の拡充や地域の事業所等との連携強化を図る必要がある。

発達相談窓口「こねくと」において、発達の気になる未就学児の保護者等への相談支援を実施するとともに、親子通園「きらきら」では、乳幼児の言葉や行動、協調運動等の発達状況を保護者と一緒に確認しているが、年々、支援を必要とするこどもが増加していることから、支援体制の充実を図る必要がある。

また、巡回相談「はっち」では、保育・幼児教育に関わる職員に対し、専門職による相談支援やティーチャーズ・トレーニング研修等をおこなっているが、さらなる支援スキルの向上を図るため、より効果的な実施手法を検討する必要がある。

3. こども医療費の助成

本市は、こどもの健康増進および子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの、すべてのこどもの通院・入院にかかる医療費等を支援している。今後も、適切な受診を促す周知・啓発に取り組む必要がある。

参 考

○乳幼児健康診査受診率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
86.4%	87.0%	87.4%

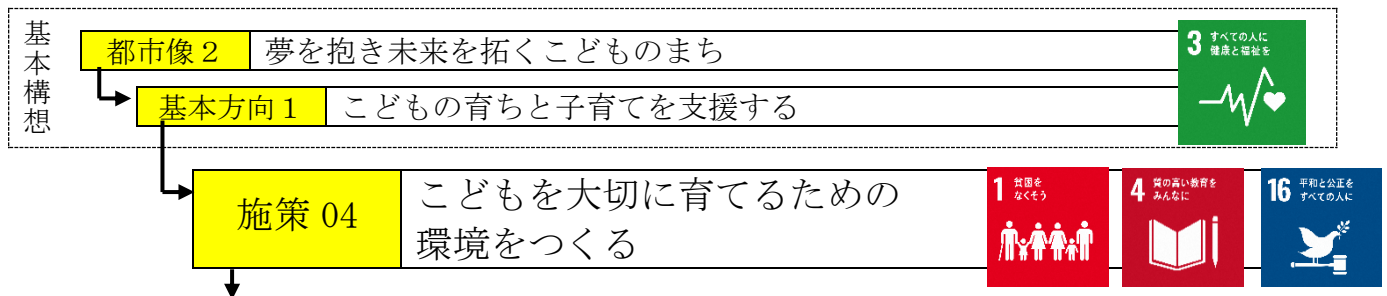
○児童の平均入院日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5.59日	5.61日	5.02日

用語の解説

◆発達の気になる子

保育現場や乳幼児健診等において、行動、言葉、生活、コミュニケーション、協調運動などの面について、保育や教育に何らかの配慮を要する児童。



施策の方向

1. 子育て力の向上支援

子育て世帯の経済的負担軽減に向け、児童手当等の給付や給食費の助成等に取り組むとともに、絵本を通じて親子が触れ合う機会を創出する。

ひとり親家庭の生活、子育て、就労等を支援するため、相談支援に取り組むとともに、各種子育て支援制度の周知や利用の促進を図る。また、沖縄市母子生活支援施設「レインボーハイツ」において、母子の自立支援に取り組む。

2. 要保護児童等の支援

児童虐待の防止および早期発見・早期支援に向け、「沖縄市こども家庭センター」において、相談支援や家事・育児支援をおこなうとともに、関係機関との連携を深めるなど、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。

地域や学校と連携し、ヤングケアラーの支援体制整備等に取り組むとともに、家庭において、一時的にこどもの養育が困難となった場合等には、一定期間こどもの養育・保護をおこなう。

3. 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり

放課後や週末等にこどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の確保・充実を図るため、児童館や放課後子ども教室等における多様な体験活動の機会を創出するとともに、放課後児童クラブおよびこどもの居場所の運営支援をおこなう。

子育てに関する不安や孤立感の軽減に向け、つどいの広場や出張ひろばにおいて、こどもや保護者同士の交流を促進するとともに、地域子育て支援センターの機能強化を図り、就労分野と連携した子育て支援や孫育て支援等に取り組む。また、ファミリー・サポート・センターにおいて、地域住民の支え合いによる子育て支援を促進する。

児童館や放課後児童クラブ等の放課後等の居場所については、保護者の負担軽減に努めるとともに、学校教育施設の有効活用や自治会との連携をはじめ、社会・自然・人的資源等を活用しつつ、地域別の児童数や人口推計、待機児童の状況を勘案して均衡ある整備に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
ひとり親の資格取得者数	10 人	10 人	キャリアアップのため資格取得をめざし合格できた人数
居場所利用者数	184,843 人	202,680 人	児童館、こどもの居場所（こども食堂）、出前児童館、自治会こども食堂、放課後児童クラブ、放課後子ども教室

関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和7～令和11年度）

主な事業や取り組み（策定時点）
・児童手当 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭支援事業 ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・児童館等整備事業 ・放課後児童クラブ整備事業 ・こどもの居場所支援事業（子供の貧困対策） ・放課後子ども教室推進事業 ・児童健全育成事業 ・要保護児童対策強化事業
現状と課題
1. 子育て力の向上支援 本市は、親子が触れ合う機会の創出に向け、乳幼児健診の会場等において絵本の配布や読み聞かせを 実演している。今後も親子が本や図書館に興味を持ち、図書館の利用につながるよう、引き続き効果的な 周知方法等を検討する必要がある。 子育て世帯の経済的負担軽減に向け、児童手当等の給付や県の補助制度を活用した中学校給食費の半 額支援をおこなうとともに、小中学校に在籍する児童生徒のうち、同一世帯の第3子以降の給食費を全 額助成している。さらなる負担軽減に向け、第3子のカウント方法を見直すなど、支援対象の範囲を検討 する必要がある。 ひとり親世帯への支援については、経済的負担を軽減するため、認可外保育施設や放課後児童クラブ の利用料助成をおこなうとともに、自立の促進に向け、児童扶養手当の給付や「レインボーハイツ」にお ける住居の提供・就労支援等に取り組んでいる。特に母子世帯の約4割は、非正規雇用であり、年間の平 均就労収入が低い傾向にあるため、引き続き支援制度の周知や利用促進をおこなう必要がある。 2. 要保護児童等の支援 本市は、虐待の早期発見・早期対応へつなげるため、「沖縄市こども家庭センター」を設置し、要支援・ 要保護児童や特定妊婦がいる家庭など、養育支援が特に必要とされる家庭を対象とした養育相談等を実 施している。児童虐待の未然防止には、養育者の子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、同 センターを中心とした相談支援の充実や再発防止に向けた関係機関との連携強化等に取り組む必要があ る。 本市では、ヤングケアラーや育児疲れ・不安等が見られる家庭へ訪問による家事・育児支援をおこなっ ている。しかし、ヤングケアラーを把握するための仕組みが十分に整っていないため、当事者をはじめ、 学校やこどもの居場所関係者等へヤングケアラーに関する周知・啓発をおこなうとともに、関係機関と 連携した支援体制整備等に取り組む必要がある。 また、令和6（2024）年5月に開所した児童家庭支援センター「美ら虹」において、一定期間、こども を養育・保護するショートステイおよびトワイライトステイを実施している。今後は、利用者の増加に伴 う受入れの調整など、柔軟な対応やさらなるサービスの充実等が求められる。 3. 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり 本市は、放課後子ども教室や出前児童館を実施するとともに、自治会や民間事業者が開設するこども 食堂の運営を支援している。令和7（2025）年4月、きたみ児童館およびきたみ児童館内公設放課後児童 クラブの供用開始に伴い、市内の児童館等は5施設、公設放課後児童クラブは8施設となった。 こどもの居場所は、市内全域に整備されつつあるが、放課後等にこどもが安心して過ごせる場の確保 やさらなる充実へ向け、利用ニーズ等をふまえた児童館整備計画の再考や学校施設の活用等を見据えた 放課後児童クラブの設置等を検討する必要がある。 地域子育て支援センターやつどいの広場・出張ひろばにおいて、親子が気軽に集える場の確保および 子育てに関する情報提供や相談支援等をおこなっている。一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加 など、子育て家庭を取り巻く状況の変化に伴い、求められる役割にも変化が生じていることから、その対 応に取り組む必要がある。 ファミリー・サポート・センターにおいて、地域の育児相互援助を促進しているが、一部の会員に援助 活動が集中している状況や、増加傾向にある早朝の預かり・送迎へのマッチングの困難さなど、「まかせ て会員」の担い手不足による課題が生じていることから、担い手の確保に努める必要がある。

参 考

○ひとり親の資格取得者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
12 人	12 人	6 人

○児童館利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
80,143 人	100,857 人	106,257 人

○こども食堂利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
28,459 人	34,875 人	31,220 人

○出前児童館利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,515 人	5,764 人	6,156 人

○自治会こども食堂利用者数

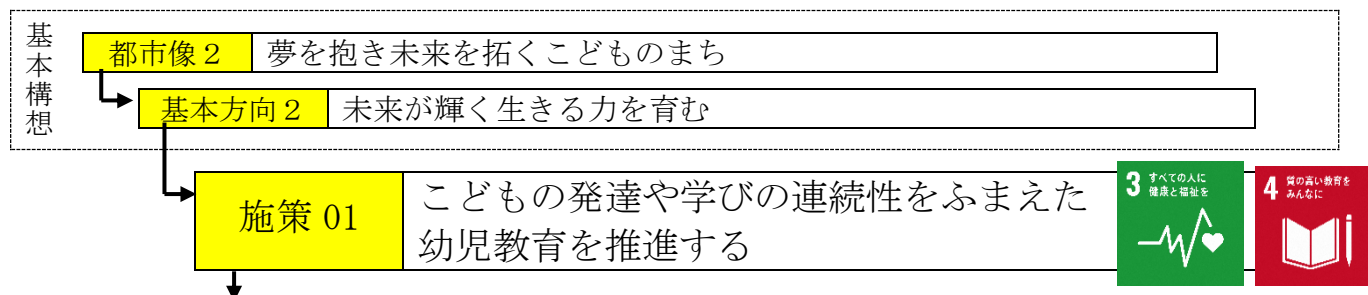
令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,311 人	10,598 人	11,279 人

○放課後児童クラブ ※ () 内はクラブ数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,059 人 (54)	2,092 人 (55)	2,149 人 (56)

○放課後子ども教室

令和4年度	令和5年度	令和6年度
17,976 人	25,152 人	27,782 人



施策の方向

1. 市立幼稚園の充実

こども一人ひとりの資質・能力が育まれるよう、こどもの主体的な活動を促進し、遊びをとおしての総合的な指導をおこなうとともに、特別な配慮を必要とするこどもに応じたきめ細やかな支援に取り組む。また、幼稚園教諭の資質向上や幼稚園運営の改善と発展に取り組む。

教育・保育環境の充実を図るため、市立幼稚園から公私連携認定こども園への移行をすすめる。

2. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

こどもの発達や学びの連続性を確保し、小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小連携推進協議会を開催するとともに、各小学校区での保幼小連絡協議会の開催や「架け橋期カリキュラム」の作成・見直し、幼児と児童や保育士と教諭等の交流・相互理解を促す取り組みを促進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
保幼小連絡協議会の開催校数	16 園	16 園	各小学校区で構成する協議会

関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和 7～令和 11 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・幼稚園特別支援教育事業 ・保幼小連携推進事業 ・預かり保育事業

現状と課題

1. 市立幼稚園の充実

教育基本法第 11 条において、「国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」とされている。

本市は、各小学校の敷地内に幼稚園を設置し、幼稚園教育要領等に従い、幼児の心身の発達と幼稚園および地域の実態に応じた適切な教育課程を編成するとともに、市立幼稚園全園において食育のための給食と子育て支援としての預かり保育を実施してきた。また、段階的に複数年教育の取り組みをすすめるとともに、インクルーシブ教育システムを推進してきた。

一方、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く状況の変化に伴い生じてきた、「入園式前の 4 月 1 日からの園児受入れ」や「開所時間の延長」等の保護者ニーズについては、対応ができていない状況にある。

今後は、教育水準の維持向上の取り組みはもとより、保護者ニーズの対応に向け、市立幼稚園のあり方等も含めて検討する必要がある。

2. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

教育は、連続性・一貫性を確保しながら、組織的・体系的におこなうことが重要とされているが、幼児教育と小学校教育には、こどもの発達の段階に起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の違いがある。また、小学校入学前の 5 歳児は、遊びを中心として、様々な対象と直接関わっていく時期であるが、小学校入学後の児童期は、計画的に学んでいく時期である。そのため、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間の「架け橋期」は、これらの違い等を認識しながら、円滑な接続に取り組むことが求められている。

本市は、保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続に向け、「保幼小連携推進協議会」を開催するとともに、市内幼稚園を中心とした全小学校区における「保幼小連絡協議会」の開催および「架け橋期カリキュラム」の作成を支援してきた。

今後は、5 歳児を受入れている市内すべての認可保育所や認定こども園、認可外保育施設等において、「架け橋期カリキュラム」の作成および小学校との連携による交流行事や合同研修等がおこなわれるよう、支援していく必要がある。

参 考

○保幼小連携推進協議会の開催数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
16 園	16 園	16 園

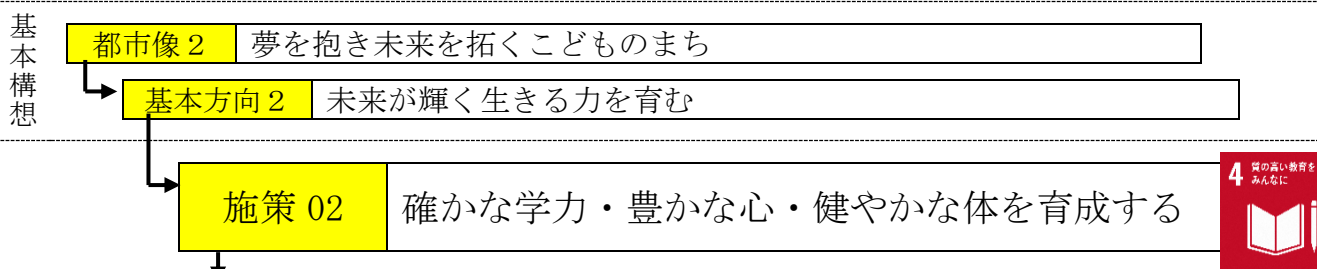
用語の解説

◆架け橋期カリキュラム

幼稚園や保育所などの幼児教育施設と小学校との連携を強化し、こどもたちがスムーズに小学校へ移行できるようにするためのプログラムやカリキュラムのこと。特に、5 歳児から小学 1 年生までの 2 年間の「架け橋期」と呼び、この時期の教育活動を充実させることを目的としている。

◆インクルーシブ教育

こどもの年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、同じ空間で教育を受けること。



施策の方向

1. 調和のとれた知・徳・体の育成

確かな学力の育成に向け、ICT の活用等による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、主体的・対話的で深い学びの実現を図るとともに、全国学力・学習状況調査等の結果をふまえ、こどもの姿に応じた授業改善に取り組む。

また、学習意欲の向上を図るため、異文化や多言語に触れる機会および科学の面白さや楽しさを体験できる機会を提供するとともに、「自立した学習者」育成のための自学自習力を育む取り組み等を通じたキャリア教育を推進する。

豊かな心を育むため、学校教育活動全体をとおして、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育むとともに、平和教育や人権教育、自治的活動等に取り組む。

健やかな体を育成するため、児童生徒の発達段階に応じて、体育・健康に関する指導をおこなうとともに、学校と家庭が連携し、児童生徒の基本的な生活習慣の習得や運動習慣の定着を促進する。

また、安全・安心な給食を提供するため、国の衛生管理基準等にもとづき、安全管理の徹底や食物アレルギーへの対応等をおこなうとともに、学校給食をとおして、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進する。

2. 教員の資質向上と負担軽減

複雑化・困難化する児童生徒の課題に対応するため、日常的な校内研修の充実や指導力の向上を図る研修の開催等に取り組むとともに、授業における ICT の活用を支援し、教員の資質向上を図る。

学校における働き方改革をすすめるため、次世代校務支援システムの導入や、ツールの効果的な活用を通じた校務D X のさらなる推進に取り組むとともに、各学校の状況を把握し、実情に応じた支援や教育環境の整備等をおこなう。

3. 地域と連携した学校づくりの推進

児童生徒の学びが豊かなものとなるよう、コミュニティ・スクールを通じて、地域の学校運営への参画と協働を推進するとともに、学習支援や交通安全指導等の活動を促進し、学校と地域が一体となった学校づくりに取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
全国学力調査結果	小- 5.6 中- 8.8	小± 0 中± 0	全国平均との差
時間外在校等時間が月 80 時間を超える市立小中学校教職員数（延べ人数）	小学校 9 人 中学校 130 人	小学校 0 人 中学校 0 人	県の計画にもとづいた成果指標の目標値：0 人
時間外在校等時間が月 45 時間以上、年 360 時間以上の市立小中学校教職員の年平均割合	①月 45 時間 8.1% ②年 360 時間以上 31.2%	①月 45 時間 5.6% ②年 360 時間以上 19.8%	県の計画にもとづいた成果指標の目標値：令和 5（2023）年度の 50%以下
学校ボランティア参加延べ人数	43,739 人	52,500 人	

関連する部門別計画や指針など
・第4期沖縄市教育振興基本計画（令和4～令和8年度） ・学校における働き方改革推進プラン（令和6～令和8年度）
主な事業や取り組み（策定時点）
・学力向上推進事業 ・小・中学校指導助手活用事業 ・こども科学力育成事業 ・自然教室・集団宿泊体験学習事業 ・学校ICT活用支援事業

現状と課題
1. 調和のとれた知・徳・体の育成 本市は、「沖縄市教育振興基本計画」（令和4（2022）年3月）にもとづき、変化の激しい今後の社会に必要な資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けてICT環境を最大限に活かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業づくりに取り組んでいる。 また、GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用した学習活動の充実により、学びの個別最適化を図り、学力の向上に取り組んでいる。 全国学力調査において、小学校においては、概ね全国に近い水準で推移しているものの、中学校においてははまだ差が大きい。そのため、個に応じた学びの実現に取り組むとともに、自分自身の力で学びを獲得できるよう国の方針をふまえつつ、こどもの姿に応じた授業改善等に取り組む必要がある。 児童生徒の異文化に対する理解力やコミュニケーション能力を育成するため、教員・外国語指導助手による外国語活動をおこなうほか、授業外の英語活動や異文化交流体験学習など、英語の表現力の向上に取り組んでいる。児童生徒の興味関心を高めるため、教材の確保や外国語指導の充実を図る必要がある。 生命や自然を大切に作る心、他人を思いやる優しさ等を育むため、体験活動等の実施による道徳教育に取り組んでいる。引き続き、自治的活動の促進や人権教育等に取り組む必要がある。 また、健やかな体の育成に向け、学校給食の提供や体育活動等に取り組んでいる。引き続き、安全・安心な給食の提供等をおこなうとともに、体育活動や学校医と連携した健康指導等に取り組む必要がある。 2. 教員の資質向上と負担軽減 本市は、教員の資質向上を図るため、各種研修会等をおこなうとともに、超スマート社会に対応できる児童生徒の育成に向け、教員のICT活用指導力の向上に取り組んでいるが、教員個々のスキルの平均化を図っていく必要がある。 また、校務DXの一環として統合型校務支援システムの導入に取り組んでいるが、教員の業務多様化による負担増大が社会問題となっており、実効性のある教員の働き方改革が求められている。 3. 地域と連携した学校づくりの推進 本市は、学校と地域の連携のもと地域の特性を活かしながら、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を開催し、学校運営や学校教育活動に関する共通認識・課題改善に取り組んでいる。引き続き、定期的な開催を継続し、地域と連携した学校づくりをおこなう必要がある。 また、地域と学校が連携・協働してこどもたちを支える環境づくりに向け、地域学校協働活動推進員を配置し、学校ボランティアを通じて児童生徒への学習支援や交通安全指導等に取り組んでいるが、より安定的なボランティアの確保が求められている。

参 考

○全国学力調査結果

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小ー4.9 中ー7.7	小ー3.9 中ー11	小ー5.6 中ー8.8

○時間外在校等時間が月 80 時間を超える 市立小中学校教職員数（延べ人数）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
—	小学校 16 人 中学校 91 人	小学校 9 人 中学校 130 人

○時間外在校等時間が月 45 時間以上、年 360 時間以上の市立小中学校教職員の年平均割合

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
—	①月 45 時間 11.3% ②年 360 時 間以上 39.6%	①月 45 時間 8.1% ②年 360 時 間以上 31.2%

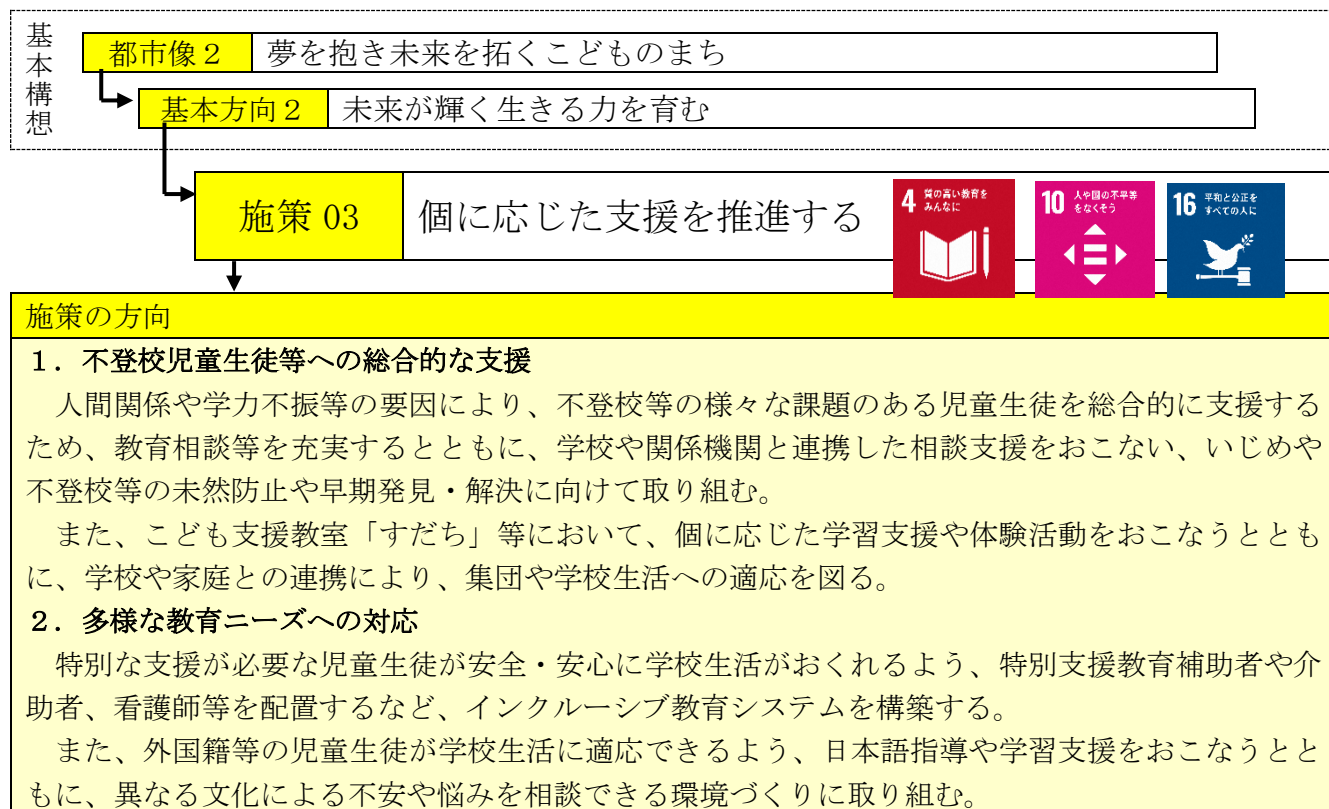
○学校ボランティア参加延べ人数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
46,363 人	45,189 人	43,739 人

用語の解説

◆コミュニティ・スクール

地域との協働による学校運営を推進するための協議会。



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
児童生徒登校率	95.2%	96.3%	全国平均値
教育支援センターにおける教育相談	3,171 件	3,200 件	教育相談の延べ件数（電話、訪問、来所）
学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	小学校 44.1% 中学校 42.7%	県平均値以上	全国学力・学習状況調査（質問調査） 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」

関連する部門別計画や指針など

・ 第4期沖縄市教育振興基本計画（令和4～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・ 特別支援教育就学奨励費 ・ 児童生徒支援事業 ・ 特別支援教育事業 ・ 外国人児童生徒教育事業

現状と課題

1. 不登校児童生徒等への総合的な支援

本市は、不登校など様々な課題のある児童生徒等を総合的に支援するため、令和7（2025）年度に沖縄市教育支援センターを設置し、こども支援教室「すだち」をはじめ、児童館との連携による出席の認定やスクールカウンセラー等による教育相談など、一人ひとりの状況に合わせた学習支援や集団生活への適応等に向けた取り組みをおこなっている。

また、小中学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、いじめや虐待等の未然防止や早期対応に取り組んでいる。

近年、不登校児童生徒は増加傾向にあり、学びの場の確保や学習環境の整備等を検討するとともに、支援を必要とする児童生徒の早期発見および関係機関との連携による切れ目のない支援に継続して取り組む必要がある。

また、依然として、いじめ等の問題行動があることから、児童生徒や保護者が気軽に悩みを相談できる環境づくりに継続して取り組む必要がある。

2. 多様な教育ニーズへの対応

本市は、インクルーシブ教育システムを構築するため、医療的ケア児を支援する看護師を配置するなど、特別な支援が必要な児童生徒が安全・安心に学校教育を受けられる体制を整備するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、特別支援学級の児童生徒の就学費用を支援している。

また、言語や文化、生活習慣が異なる外国籍の児童生徒が学校生活に適応できるよう、日本語指導による学習支援等をおこなっているが、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあることから、地域や事業者等との連携による人材の確保や質の向上など、多様な教育ニーズへの対応が求められている。

参 考

○児童生徒登校率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
95.3%	95.7%	95.2%

○教育支援センターにおける教育相談

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,332件	3,375件	3,171件

○学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	小学校	小学校
51.2%	48.1%	44.1%
中学校	中学校	中学校
40.2%	42.0%	42.7%

用語の解説

◆特別支援教育

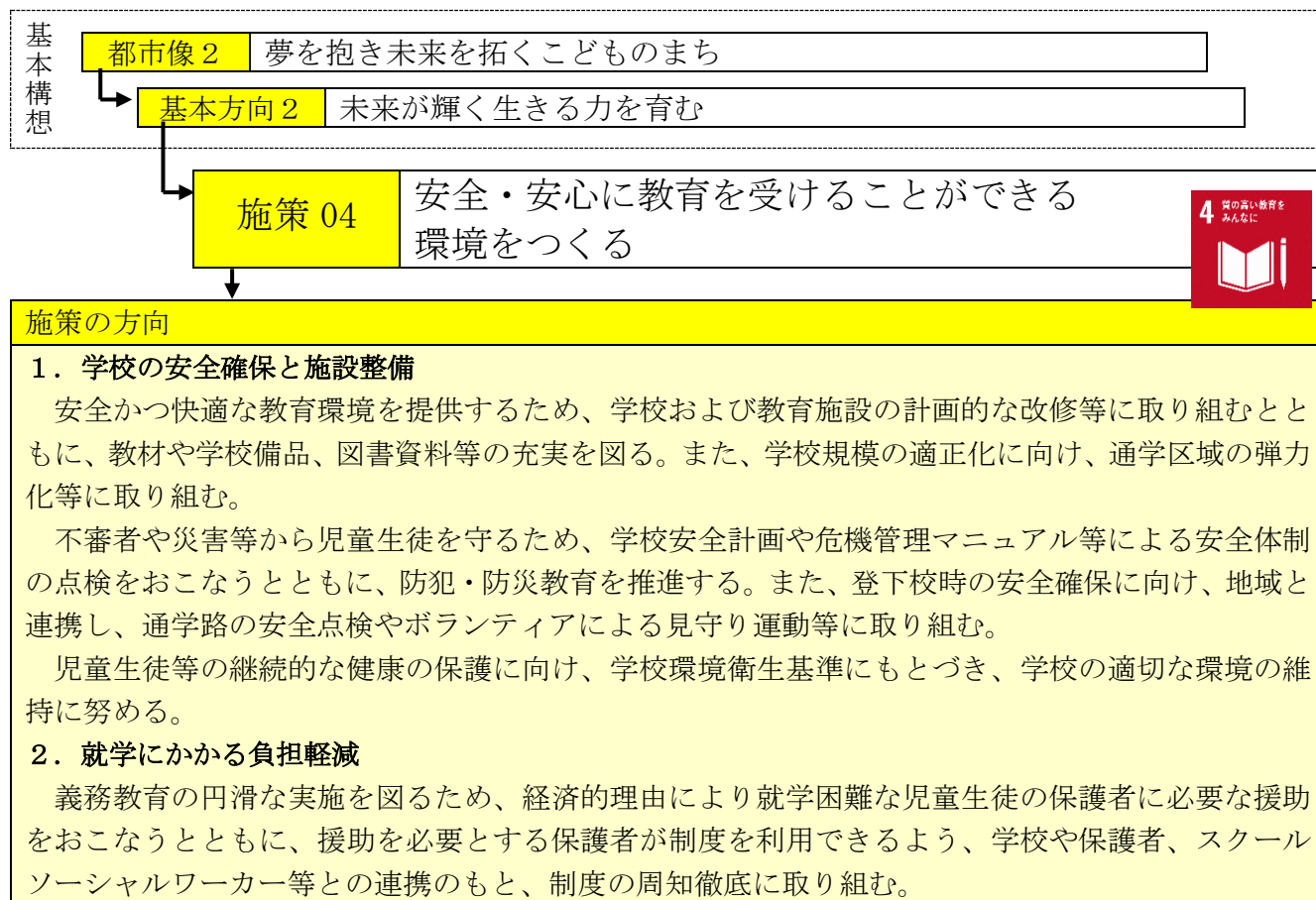
特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。

◆こども支援教室

心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個の状況に応じた援助をおこなう。

◆スクールカウンセラー

いじめや不登校等の課題解決の手助けとなるよう相談・助言をおこなう支援員。



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
学校施設長寿命化計画にもとづいた施設・設備の整備率	20%	100%	令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの主要な改築工事・長寿命化改修工事の計画件数からの累計

関連する部門別計画や指針など

・第 4 期沖縄市教育振興基本計画（令和 4～令和 8 年度） ・沖縄市学校施設長寿命化計画（令和 3～令和 12 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・幼稚園、小学校、中学校新增改築事業 ・学校施設保全更新事業 ・小学校、中学校備品整備事業
 ・小学校、中学校教材費 ・要保護及び準要保護児童生徒援助費（小学校、中学校）
 ・準要保護児童生徒給食費（小中学校）

現状と課題

1. 学校の安全確保と施設整備

学校施設は、教育活動のみならず、災害時の避難場所としての役割も担っており、令和3（2021）年3月に策定した「沖縄市学校施設長寿命化計画」に掲げた「学校施設の目指すべき姿」を実現するため、老朽化した施設の長寿命化改修等をすすめている。

また、GIGAスクール構想における1人1台端末をはじめ、必要な備品および教材の導入やネットワーク環境の改善等をおこなっている。

令和4（2022）年3月に「沖縄市立学校規模等適正化基本方針」を策定しているが、いまだ地域間の学校規模に偏りが見られることから、調整地域や学校選択制等の段階的な導入を検討する必要がある。

学校の安全管理体制については、普段から学校教育活動を通じて児童生徒の防犯・防災意識の向上等を図っており、こどもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き通学路の安全点検に取り組むなど、学校安全を推進する必要がある。

また、児童生徒等の継続的な健康の保護に向け、学校環境衛生基準にもとづき、学校の適切な環境の維持に取り組む必要がある。

2. 就学にかかる負担軽減

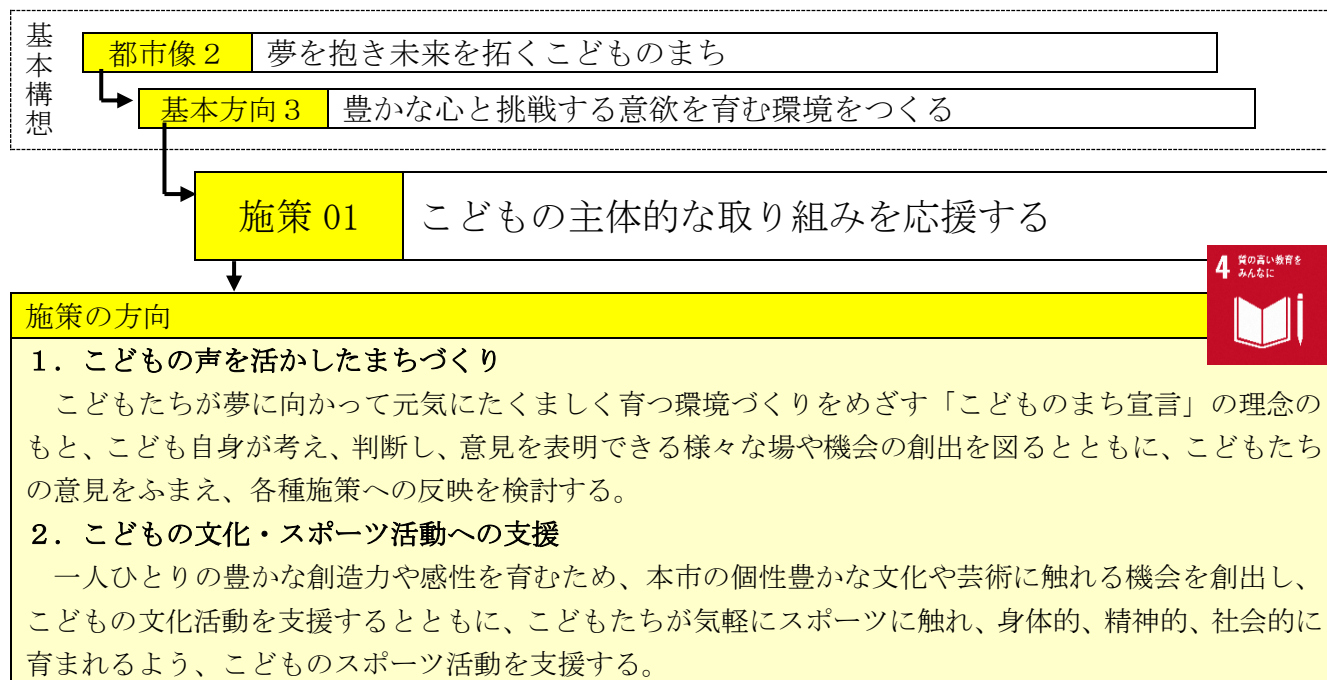
本市は、義務教育の円滑な実施に向け、経済的理由によって就学困難な児童や生徒等の保護者に必要な経費の一部を援助している。

援助を必要とする保護者が制度を利用できるよう、周知をおこなっているが、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学校教育が受けられるための負担軽減策を継続的に検討していく必要がある。

参 考

○学校施設長寿命化 2校

用語の解説



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
こどもの文化・スポーツ活動者数	1,026 人	1,161 人	スポーツ教室・県外等派遣者数

関連する部門別計画や指針など

・ こどものまち宣言（平成 20 年度議決） ・ 第 2 期沖縄市スポーツ推進計画（令和 6 ～令和 10 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・ こども議会事業 ・ スポーツ振興事業 ・ 市内小中学生選手派遣費補助金

現状と課題

1. こどもの声を活かしたまちづくり

令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法は、「こども・若者による意見表明および社会活動に参加する機会の確保」を基本理念に掲げており、地方自治体等に、こども施策の策定・実施・評価にあたり、こども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを義務づけている。

本市は、平成20（2008）年に「こどものまち宣言」をおこない、平成26（2014）年度からこども議会を実施しているが、今後は、議会という形式に限定せず、こどもたちが意見を述べる場や機会を創出するなど、意見表明や社会参画しやすい環境づくりをすすめていく必要がある。

2. こどもの文化・スポーツ活動への支援

国が令和5（2023）年3月に策定した「第2期文化芸術推進基本計画」をふまえ、本市は、学校と連携して、国等が実施する文化イベント等へのこどもたちの参加を促進するとともに、児童生徒が参加する県外等大会への派遣費を助成するなど、こどもたちの文化活動を支援している。

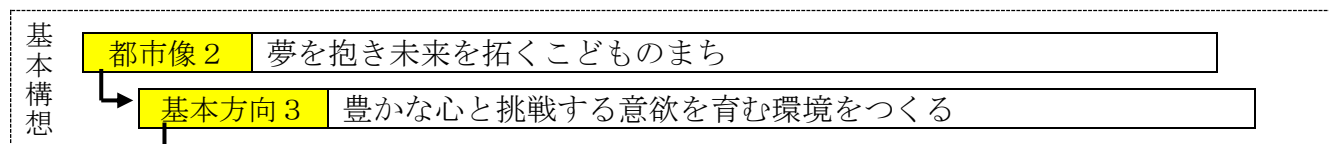
また、国が令和4（2022）年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」をふまえ、本市は、こどもたちがスポーツに触れる機会を確保するため、親子サッカー教室やわくわく運動遊び等のスポーツ教室を開催するとともに、県外等大会への派遣費を助成するなど、こどもたちのスポーツ活動を支援している。

参 考

○こどもの文化・スポーツ活動者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
883 人	961 人	1,026 人

用語の解説



施策02 青少年の健全育成を推進する



施策の方向

1. 健全育成に向けた環境づくり

青少年の抱える悩みや課題の解決に向け、沖縄市教育支援センターにおいて、相談支援をおこなうとともに、登下校時の巡回指導や夜間街頭指導等を通じて、青少年を見守り育成する環境づくりをすすめる。

社会復帰に困難を抱える若者やその家族の課題解決に向け、関係機関と連携した相談支援をおこなうとともに、青少年の豊かな人間性や協調性を高めるため、リーダー研修や各種体験講座を開催し、他者との交流機会を創出する。

2. 沖縄こどもの国の充実

こどもたちの命や自然を大切にする心や豊かな感性を育むため、沖縄こどもの国において、多くのこどもたちが遊び、学べる環境を整備するとともに、国、県、教育機関、企業等と連携し、様々な動物と触れ合う体験やワンダーミュージアムを中心とした好奇心や感性を刺激する様々なプログラムを開発・提供するなど、驚きや発見に満ちた動物園づくりに取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
街頭指導実施回数	653 回	660 回	
青少年体験学習参加者数	447 人	550 人	

関連する部門別計画や指針など

・第4期沖縄市教育振興基本計画（令和4～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・教育支援事業 ・青少年体験等学習事業

現状と課題

1. 健全育成に向けた環境づくり

本市は、夜間街頭指導をはじめ、登下校時の巡回や合同街頭指導を実施するなど、問題行動の早期発見や非行の未然防止に取り組むとともに、若者相談窓口において、社会生活を送ることが困難な若者の社会復帰に向けた支援をおこなっている。

青少年の非行については、本人の性格や家庭の問題、学校生活への不適応など、様々な要因が関連しているとされており、地域や関係機関等と連携しながら青少年を見守る環境づくりに取り組む必要がある。

また、近年では、SNS上で犯罪実行役を募集する、いわゆる「闇バイト」が大きな社会問題となっており、青少年がインターネットを適切に活用し、犯罪に巻き込まれないよう、発達段階に応じた情報モラル教育が求められている。

本市は、社会で自立できる児童生徒の育成に向け、小中学生を対象にリーダー研修を実施し、様々な体験活動および他者との交流の場の提供に取り組んでいる。

国が令和4（2022）年6月に発表した「子供の体験活動推進宣言」においては、こどもたちが「新たな価値を創造する力」や「対立・ジレンマを克服する力」等を身に付けていくためには、体験活動が重要であるとされており、地域や教育機関等との連携により、こどもたちに異年齢交流や自然体験などの豊かな体験機会を提供できるよう取り組んでいく必要がある。

2. 沖縄こどもの国の充実

「人をつくり、環境をつくり、沖縄の未来をつくる」を基本理念として整備された沖縄こどもの国は、動物園やワンダーミュージアム等を有する全県的な体験型生涯学習施設・社会教育施設であり、こどもたちの豊かな感性や探求心を育むため、動物舎の整備・リニューアルをはじめ、水遊びが楽しめる噴水施設の整備や沖縄こどもの国フェスティバル等のイベント開催、親子参加型ワークショップの実施など、様々な取り組みをすすめている。

県内唯一の本格的な動物園として広く市民・県民に親しまれている施設であり、令和6（2024）年度には15歳以下の入園料を無料化するなど、市内外を問わずより多くのこどもたちが来園できる環境づくりに取り組んでいる。今後はさらなる効果的・効率的な施設運営が求められるため、引き続き全県的な支援体制の構築を図り、次の世代につないでいく魅力ある動物園づくりをすすめていく必要がある。

参 考

○街頭指導実施回数

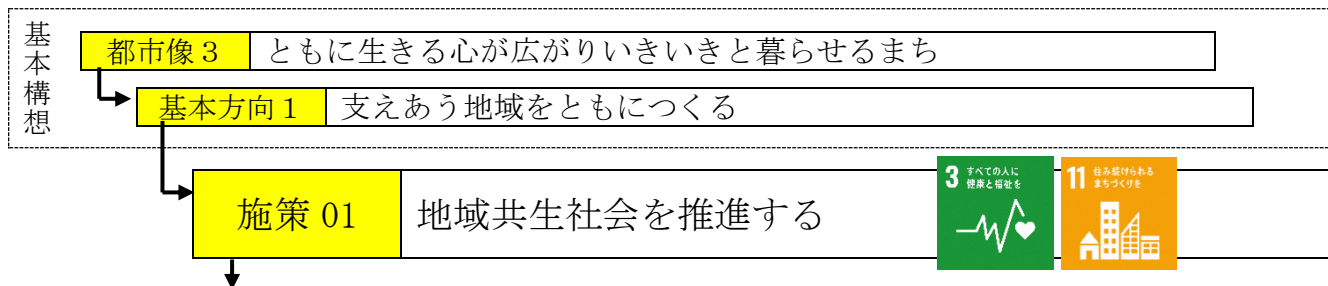
令和4年度	令和5年度	令和6年度
557回	568回	653回

○青少年体験学習参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
392人	519人	447人

用語の解説

(3101) 地域共生社会を推進する



施策の方向

1. 福祉のまちづくりの推進

地域住民が「ちゅいしいじいの心」でつながる地域共生社会の実現に向け、自治会等の地域住民組織をはじめ、福祉団体、企業等との連携・協働のもと、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対し、属性や世代にかかわらず包括的に相談を受け止める体制づくりや支援を必要とする人との信頼関係の構築、個々のニーズや特性に応じた人と資源のコーディネートおよびマッチングに取り組む。

また、高齢（介護）、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がっていくよう全庁的に取り組む。

社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザの修繕等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる福祉活動拠点の整備を図る。

2. 福祉コミュニティの充実

地域住民と様々な組織が連携できるネットワークの構築や福祉教育を推進し、民生委員・児童委員の活動支援やボランティア、企業、民間事業者など、福祉活動を支える人材の確保・育成等に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
ボランティア活動者数 (派遣人数)	558 人	635 人	個人および団体によるボランティア派遣人数

関連する部門別計画や指針など

- ・第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画（ちゅいしいじいプラン）（令和4～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・地域保健福祉計画事業 ・地域福祉基金 ・沖縄市社会福祉協議会補助金 ・在宅福祉事業費
- ・沖縄市福祉サービス苦情解決システム設置事業 ・地域福祉施設維持管理費
- ・ボラントピア事業補助金 ・沖縄市民生委員・児童委員活動推進事業
- ・ふれあいのまちづくり推進事業 ・沖縄市福祉まつり事業補助金
- ・敬老事業補助金 ・社会福祉法人指導監査事務負担金 ・重層的支援体制整備事業

※上記のほか、重層的支援体制整備事業に該当する高齢・障がい・こども・生活困窮分野に関する事業

現状と課題

1. 福祉のまちづくりの推進

本市は、「第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画」において、「ちゅいしいじいの心でつながり 福祉文化が息づく沖縄市」という理念のもと、地域共生社会の実現に向けた取り組みをすすめている。

令和7（2025）年度より、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性に捉われない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいる。

今後も庁内の体制整備をすすめるとともに、庁外においても、市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、自治会等と連携し、地域住民が地域課題を「我が事丸ごと」として主体的にとらえる仕組みづくりに取り組む必要がある。

市社会福祉協議会は、地域共生社会を推進する上での地域福祉の拠点として、様々な相談支援等をおこなっており、本市とともに重層的支援体制を作り上げていくため、組織や運営体制の改善、収益増加など、財政基盤の安定を含めた機能強化を図る必要がある。

また、社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザを設置し、市民の保健・福祉の増進や地域福祉の推進を図っているが、現行水準を維持できるよう、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

2. 福祉コミュニティの充実

本市は、地域の福祉課題を把握する小地域ネットワークの構築やボランティア人材の育成等に取り組む市社会福祉協議会をはじめ、自治会や民生委員・児童委員の活動を支援しているが、民生委員・児童委員を含めた地域の担い手が不足している現状があり、人材の確保・育成および福祉連絡会を核とした小地域ネットワークの活性化を図る必要がある。

今後、地域共生社会の実現に向けては、公的なサービスが行き届かない日常的な見守りなど、住民相互の助け合い活動の活発化を図り、地域住民の「ちゅいしいじい」の心と福祉意識を醸成することが大切であり、福祉教育や交流の場の充実等を図るとともに、活動を支える人材の発掘・育成等に取り組む必要がある。福祉の担い手確保については、民間事業者等が日常業務の中で地域の「ながら見守り」をおこなう活動等の周知・参加促進に取り組む必要がある。

参 考

○ボランティア活動者数（派遣人数）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
391人	663人	558人

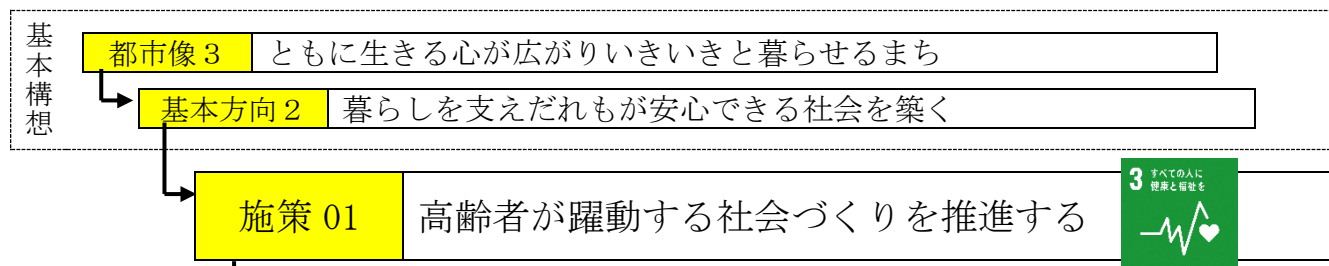
用語の解説

◆「地域共生社会」

地域において一人ひとりが生きがいや役割を持ち、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、ともに支え合う社会。地域住民、地域活動団体、NPO、企業等、多様な主体が参画して地域をともに創っていきこうという考え方。

◆「ちゅいしいじい」

互いに助けあうさま。（相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることはすすんで提供し、支援しあおうという考え方）



施策の方向

1. 地域包括ケアシステムの推進

地域型地域包括支援センターを拠点として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制を強化し、高齢者本人・世帯を中心に据えた包括的な支援をおこなう。

また、生活支援の担い手の養成・発掘や地域ネットワークの充実強化等に取り組み、地域住民や団体・企業、関係機関と連携して、ともに支えあう地域づくりを推進する。

2. 在宅生活と社会参加への支援

高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、配食サービスの提供や移動支援など、心身の状態に応じた生活環境づくりや介護者に対する相談支援および負担軽減に取り組む。

老人福祉センターの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる活動拠点の整備を図るとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する老人クラブ等を支援する。

3. 認知症の予防と共生の推進

認知症・軽度認知障がいの発症遅延および進行予防のため、適切な生活習慣の確立や社会参加を促進するとともに、地域における認知症の人や家族の早期発見・早期相談支援に取り組み、容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できる体制を確保する。

また、認知症の人が地域生活を継続できるよう、企業をはじめとする多様な主体との連携・協働を図るとともに、「新しい認知症観」の理解に向けた普及・啓発活動をおこなうなど、認知症施策を総合的に推進する。

4. 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

「第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画」にもとづき、要介護者等に対するサービスの充実や介護保険制度の適正な運営に取り組むとともに、関係機関と連携し、介護DXの効果的な導入や介護保険制度の趣旨普及、介護人材の確保および定着に向けた取り組みをすすめる。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
居所を変更した人の割合 (%)	52.2%	減少	過去1年間に居所を変更した人の割合
地域型地域包括支援センターにおける相談件数	38,026件	38,600件	
認知症サポーター養成人数 (累計)	9,540人	13,140人	

関連する部門別計画や指針など

・第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画（令和6～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・地域包括支援センター事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業
 ・地域ケア会議推進事業 ・敬老祝金支給事業 ・在宅高齢者福祉事業 ・高齢者見守り体制整備事業 ・食の自立支援事業
 ・中部地区老人クラブ連合会負担金 ・沖縄市老人クラブ補助金 ・家族介護用品支給事業 ・介護給付費適正化事業
 ・老人福祉センター維持管理費 ・認知症総合支援事業 ・認知症サポーター養成事業 ・居宅介護サービス給付費
 ・施設介護サービス給付費 ・介護予防サービス給付費 ・介護人材等支援事業

現状と課題

1. 地域包括ケアシステムの推進

本市は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化を図っている。本市の高齢化率は、令和元（2019）年度に 20%を超えて以降、毎年上昇していることから、介護保険サービスに限らず、地域住民等による支えあいや見守り活動をはじめ、企業と協働した取り組みが求められている。

また、市内 7 か所の地域型地域包括支援センターでは、高齢者やその家族等に対する介護・日常生活に関する相談支援や情報提供等をおこなっている。近年は相談内容が複雑化・複合化していることから、令和 7（2025）年 4 月 1 日から始まった重層的支援体制のもと、家族や地域住民をはじめとする関係部署・機関等が連携して、高齢者等を支援する必要がある。

2. 在宅生活と社会参加への支援

本市は、高齢者の在宅生活継続に向け、日常生活に支障のある高齢者への配食サービスや公共交通の利用が困難な高齢者への通院支援等をおこなっているが、高齢者および独居高齢者の増加により、日常的な生活支援の需要増加が予想されることから、地域住民等による支えあいや見守り活動、インフォーマルサービスの充実など、高齢者を支える地域づくりの充実に取り組む必要がある。

高齢者の生きがいづくりや社会参加促進に向け、沖縄市老人クラブ連合会等の活動を支援している。クラブにおける各種活動は、介護予防に寄与するため、より一層の活発化に向けた取り組みが求められる。また、本市には、老人福祉センターが 2 施設（かりゆし園・寿楽園）あり、高齢者の健康増進やレクリエーション等の活動の場となっているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図るとともに、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

3. 認知症の予防と共生の推進

令和 4（2022）年の全国における認知症または軽度認知障がいの高齢者数は約 1,000 万人を超え、高齢者の約 3.6 人に 1 人が認知症またはその予備軍といえる状況にあり、国は「認知症施策推進基本計画」において、誰もが認知症になり得ることを前提に、「新しい認知症観」を理解する必要があるとしている。

本市では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7 か所の地域型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域における相談支援・支援体制づくりをおこなうとともに、早期発見・対応に向け、医療機関と連携した認知症の初期集中支援等に取り組んでいる。認知症の人は、判断・理解力の低下等の影響により、道迷い等の課題があるため、地域住民等へ認知症への理解促進を図るとともに、IT 技術の活用や地域住民と協働した見守り等に取り組む必要がある。また、認知症は、本人だけでなく、介護にあたる家族にも影響を与えるため、認知症の人やその家族が安心して過ごせる居場所づくりなど、支援の充実が求められている。

4. 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

本市の要介護認定者数および介護給付費が年々増加している一方、介護人材は不足している状況にあるため、介護人材の確保に向けた取り組みをすすめるとともに、介護保険制度の趣旨普及に努める必要がある。

また、持続可能な介護保険制度を展開するため、適正な要介護認定およびケアプラン等点検の実施のほか、介護支援専門員やサービス事業者への相談支援・指導等とおした介護保険サービスの質の向上等を図り、適切なサービスが提供できるよう取り組む必要がある。

参 考

○生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための意識啓発に関する講座受講者数（累計）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4,484 人	5,065 人	6,064 人

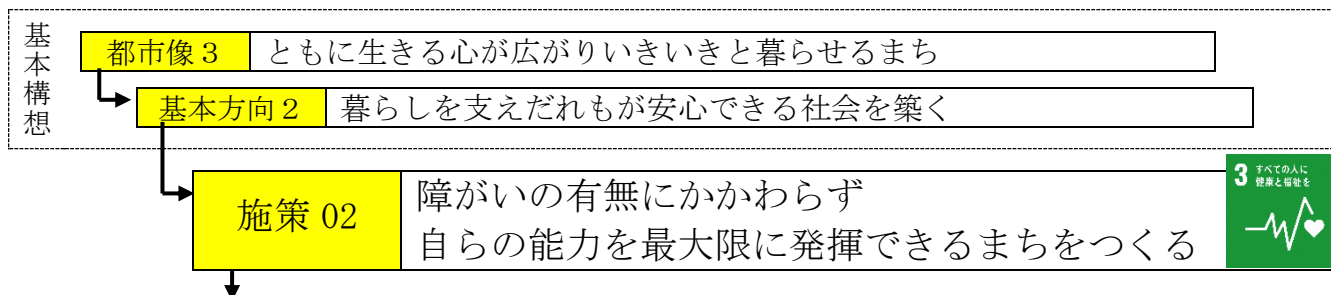
○認知症サポーター養成者数（累計）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
8,545 人	9,046 人	9,540 人

用語の解説

◆高齢化率

65 歳以上の人口が総人口に占める割合。
沖縄市 令和 5 年:21.8% 令和 6 年:22.2%



施策の方向

1. 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

総合的に障がい者等を支援するため、家庭、地域、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野との有機的な連携のもと、切れ目のない支援をおこなうとともに、当事者の状況に応じた障がい福祉サービス等の充実に取り組む。

2. 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

障がい者等が適切に意思決定できるよう、障がいの種類・程度に応じた相談支援や情報提供をおこなうとともに、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成など、円滑な意思疎通の支援に取り組む。

障がい者の社会参加および QOL 向上を図るため、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進やスポーツ・芸術・文化活動等を通じた交流・余暇活動の促進、市民一人ひとりの障がいに対する理解促進・差別解消に向けた広報・啓発活動に取り組む。

障がい者団体・家族会等への支援に取り組むとともに、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケアを必要とするこどもやその家族への相談支援や情報提供をおこなう。

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、事前相談や対応、移行支援等に取り組む地域生活支援拠点等を整備する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
障がいに対する市民の理解度	— (R6 なし)	「理解されている」割合が「理解されていない」割合を上回る	
障がい者等の社会参加者数	1,236 人	1,330 人	スポーツ・レクリエーション教室参加者、移動支援利用者等

関連する部門別計画や指針など

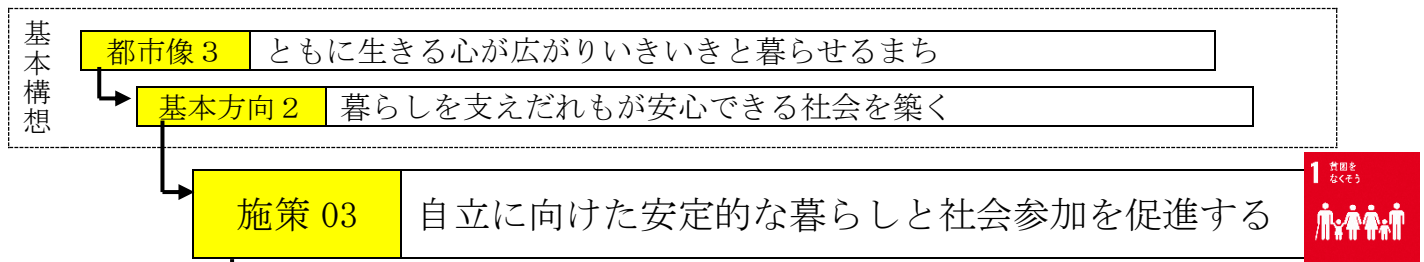
・第5次沖縄市障がい者プラン（改訂版）（令和6～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・沖縄市障がい者計画事業
- ・精神保健福祉事業
- ・特別障害者手当等給付費
- ・障害者自立支援事務費
- ・自立支援医療費
- ・障害者自立支援給付費
- ・障害児通所支援等給付費
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者（20歳以上）支援事業
- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- ・重度心身障がい者（児）医療費助成事業
- ・身体障がい関係団体補助金
- ・知的障がい関係団体補助金
- ・精神保健福祉関係団体補助金
- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金
- ・障がい者基幹相談支援センター運営事業
- ・地域生活支援事業
- ・障がい者総合支援事業
- ・地域活動支援センター事業

現状と課題		
1. 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援 本市は、障がい者等の心身の障がいの状態に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいに関する相談支援や啓発活動を実施するとともに、障がい福祉サービスの提供や自立支援医療（精神通院・更生・育成）の申請受付等をおこなっている。共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい情報の普及啓発や相談窓口の充実等を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域生活を支える体制の充実が求められている。 2. 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり 国は、令和6（2024）年4月から、改正「障害者差別解消法」を施行し、障がい者差別禁止の義務化に加え、新たに民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務づけた。 本市は、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去し、地域の中で安全・安心に暮らし続けることができるよう、市民の障がいに対する理解促進・差別解消やハード・ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進に取り組んでいる。障がい者本人が適切に意思決定・意思表示できるよう、ICTの活用や障がいの特性に配慮した情報提供・助言、ピアサポートなど、相談支援体制の充実を図る必要がある。 障がい者等の社会参加に向け、就労支援の充実に取り組んでいるが、福祉的就労から一般就労への移行がすすんでいないことに加え、職場の理解不足や本人の状況により定着しない等の課題があるため、障がい者就労施設等による支援の質向上や障がいの種類、程度に合わせて働くことができる環境確保、職場の定着に向けた支援等に取り組む必要がある。また、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の余暇活動への参加を促進しているが、アクセスの制約や支援体制の不足等の課題があるため、障がい者が、様々な活動に参加できるよう、交通のバリアフリーをはじめとした移動支援の充実が求められる。 医療的ケアを必要とするこどもたちへ切れ目のない支援をおこなうため、併行通園を実施するとともに、令和5（2023）年より、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している。増加傾向にある医療的ケア児の支援ニーズに対応するため、受入れに向けた体制整備をすすめるとともに、家族の負担軽減や離職防止に関する支援等をおこなう必要がある。 地域生活支援拠点については、相談体制および緊急時の受入れ施設を確保しているものの、受入れ施設数や体制が不十分な状況にある。そのため、平時より、地域にいる障がい者の情報を把握し、施設等と共有するとともに、在宅で生活する障がい者が、緊急時に利用する福祉サービスをあらかじめ体験する機会・場をつくるなど、きめ細やかな対応が求められる。		

参 考		
○障がい者等の社会参加者数		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,110人	1,145人	1,236人
用語の解説 ◆ライフステージ 人の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。 ◆アクセシビリティ 年齢や障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること、また、どの程度利用しやすいか、利用しやすいのこと。 ◆バリアフリー 障がい者、高齢者、妊娠している人やこども連れの人などが、社会生活を送る上でバリア（障壁）となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアをなくしていくという考え方。		



施策の方向

1. 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

高齢期や人生における不測の事態の備えとなる国民年金制度の周知および理解促進に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、市民の年金受給権の確保に努める。

2. 生活困窮者の自立促進

生活困窮者の自立に向け、自立相談や居住、学習、家計改善等に関する支援をおこなうとともに、地域や関係団体等と連携を図り、生活困窮者の自立および社会参加を促進する。

3. 生活保障と自立支援

被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、医療扶助の適正化や自立支援プログラムの強化に取り組むなど、関係機関と連携して生活保障の適正な実施を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者割合（％）	62.7％	75.0％	
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合	27.6％	38.0％	

関連する部門別計画や指針など

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 国民年金事務費
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 生活保護適正実施事業 ・ 生活保護費

現状と課題

1. 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

本市は、国民年金担当窓口を設け、各種手続きや相談への対応をおこなっている。国民年金は、高齢期や傷病による障がい等の人生における不測の事態に対する生活の安心を支える大切な備えであることから、低年金者や無年金者の発生防止に向け、引き続き国民年金制度について広く周知を図るとともに、相談体制を充実することが求められる。

2. 生活困窮者の自立促進

本市は、平成 27（2015）年度に「沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を設置し、生活に不安や困りごとを抱える市民に対して、専門職による自立相談や住宅確保給付金の支給等をおこなうとともに、高校進学・基礎学力向上等に向けた学習支援等を実施している。生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることから、相談員等のスキル向上や関係機関との連携強化を図るとともに、学習支援については、要保護・準要保護世帯への周知強化や学習・生活習慣の改善など、適切な支援をおこなう必要がある。

令和 7（2025）年に「生活困窮者自立支援法」が改正され、生活困窮者が地域で安心して生活することを目的とした居住支援の強化等が盛り込まれた。超高齢社会の到来や物価の上昇など、社会情勢の変化により、生活困窮者の居住ニーズの増が見込まれていることから、相談体制や住宅確保給付金の活用など、住まいに関する支援の充実・強化を図る必要がある。

3. 生活保障と自立支援

令和 6（2024）年度の本市の保護率は、38.83%であり、近年横ばいで推移しているが、相談者数は増加傾向にあり、同年度の申請者数は 652 件で過去最高となっている。

被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこなうとともに、被保護者の早期自立を図るため、就労、資産、こども、療養の分野における自立支援プログラムを実施している。

本市の被保護世帯を類型別でみた場合、高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯が約 9 割を占めており、被保護者の状況に応じた支援体制を検討し、自立助長に向けた取り組みをおこなう必要がある。生活保障にかかる事務を適正かつ着実に実施していくため、ケースワーカーの安定確保・資質向上を図るとともに、自立支援プログラムの充実に向けて取り組む必要がある。

また、保護費全体の約半分を占めている医療扶助については、被保護者の健康管理支援や頻回・重複受診の解消、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みをすすめていく必要がある。

参 考

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者数割合（％）	91.9％	55.0％	62.7％

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合（％）	31.5％	30.1％	27.6％

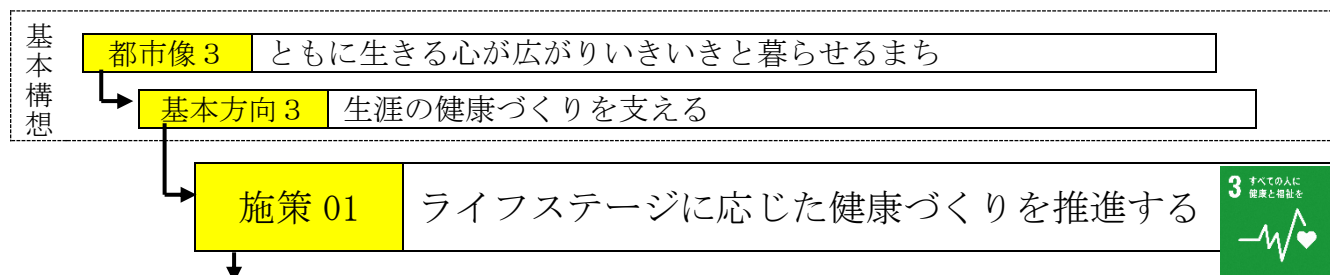
用語の解説

◆保護率

市人口の 1,000 人に対する被保護人員の比率を示す数値。係数は‰（パーミル）。

◆ケースワーカー

福祉事務所に配置され、生活保護業務全般をおこなう現業員。



施策の方向

1. 自ら取り組む健康づくりの推進

地域や関係団体等との連携・協働のもと、ライフステージに応じた健康づくりや食育を推進し、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、市民が自ら健康づくりに取り組む環境を整える。

フレイル予防・介護予防に関する知識の普及・啓発をおこなうとともに、支援を要する高齢者を把握し、適切な介護予防活動や介護サービスにつなげる。

また、住民主体の「通いの場」の設置や運営継続を支援するとともに、リハビリテーション専門職と連携を図り、人と人とのつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

2. 生活習慣病対策の推進

特定健康診査・特定保健指導やがん検診等を通じた生活習慣の見直しや疾病の早期発見・早期治療や重症化予防につなげるとともに、地域や関係団体、医療機関等との連携のもと、健診未受診者等への受診勧奨の強化、受診環境の充実に取り組み、受診率向上を図る。

3. こころの健康づくりの推進

悩みや心配ごとを抱えた市民に対する相談支援体制の構築をはじめ、メンタルヘルスに関する普及・啓発等をおこなうとともに、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成など、生きることの包括的な支援に取り組む。

4. 感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及や、県・関係機関と連携した感染症の予防・まん延防止に努める。

また、各種病原体に対する免疫の獲得に向け、予防接種の費用負担軽減を図るとともに、効果的な接種勧奨等による接種率の向上に取り組む。

5. 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業の安定的な運営に向け、保険料を納付しやすい環境の整備に取り組むとともに、関係課との連携のもと、医療費の適正化を図り、保険料率の高騰抑制に努める。後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携して実施する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
健康寿命	78.3 歳 (R3:男性) 83.9 歳 (R3:女性)	延伸	出典：沖縄県／沖縄県市町村別健康指標
特定健康診査受診率	29.1%	44.0%	現状値は、令和 6（2024）年度特定健康診査受診率（速報値）
人口 10 万人あたりの自殺者数	13.35 人	13.70 人	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和 6～令和 11 年度）
- ・ 第 4 期特定健康診査等実施計画（令和 6～令和 11 年度）
- ・ 健康・食育おきなわシティ 21（令和 7～令和 18 年度）
- ・ 第 2 次沖縄市自殺対策計画（令和 7～11 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 健康食育推進事業
- ・ 介護予防地域活動支援事業
- ・ 自殺対策事業
- ・ 国民健康保険関連事業
- ・ 予防接種事業（定期高齢者等）
- ・ 予防接種事業
- ・ 健康増進事業

現状と課題

1. 自ら取り組む健康づくりの推進

本市は、令和7（2025）年3月に「健康・食育おきなわシティ21」を策定し、健康寿命の延伸および主観的健康観の向上に向け、肥満の改善や働き盛り世代の健康づくりに重点を置いて、各種施策に取り組んでいる。生活習慣に起因する疾病が死亡理由の上位を占めることから、各ライフステージを経時的に捉えた健康づくりをおこない、望ましい生活習慣の確立・定着を促進する必要がある。

介護予防については、「第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画」において、「平均自立期間年齢の上昇」を目標に、介護予防の教室開催や普及啓発等に取り組んでいる。本市の要介護認定率は、全国平均より低いものの、要介護3以上の重症者が占める割合は高いため、軽度のうちから、社会参加の機会創出や環境づくりなど、介護予防を推進する必要がある。

また、高齢者自身がフレイルのリスクを自覚するとともに、健康の維持改善に対する意欲や関心を高められるよう、通いの場において健康教育等をおこなうなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

2. 生活習慣病対策の推進

一次予防および重症化予防に向け、健康診査等の受診勧奨や保健指導等の生活習慣病対策に取り組んでいる。コロナ禍以降、特定健康診査受診率は伸び悩んでおり、がん検診受診率も国が設定する目標（60%以上）には至っていない状況にあることから、特定健康診査およびがん検診等に関する啓発強化や継続受診の促進等に取り組む必要がある。

3. こころの健康づくりの推進

本市は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を理念に、令和7（2025）年3月に「第2次沖縄市自殺対策計画」を策定しており、健康問題をはじめとする悩みや心配ごとを抱えた市民に対する相談支援体制づくりに取り組む必要がある。

自殺に至る原因や動機は様々であることから、市民の困りごとを包括的に受け止め、支援できるよう庁内および地域におけるネットワークを強化するとともに、講演会等を通じたメンタルヘルスの普及・啓発や自殺対策を支える人材の養成等に取り組む必要がある。

4. 感染症対策の推進

感染症対策については、感染拡大を抑制するとともに市民生活・経済に及ぼす影響を最小限に抑えるため、「沖縄市新型インフルエンザ等対策行動計画」（令和7（2025）年度全面改定）において、感染症発生段階および役割等に応じた対策・対応を定めている。新型コロナウイルスの対応で明らかとなった課題をふまえ、市民の生命および健康を保護し、ならびに市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から必要物資の備蓄や訓練の実施、感染症に関する正しい知識の普及等をおこなう必要がある。

本市では、感染防止・重症化予防のため、こども・高齢者等を対象に定期予防接種の接種勧奨や周知等に取り組んでいるが、通知を見ていない、わかりにくい等の意見もあることから、世代に応じて認知・アクセスしやすい媒体の利用や表現の工夫など、市民の利便性や健康意識、予防接種率の向上を図る必要がある。

5. 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業における保険料収納率は、令和3（2021）年度以降、93%以上となっているものの、収納率の維持およびさらなる向上を図るため、納付環境の整備などに取り組む必要がある。今後、高齢化の進展や医療の高度化等により、一人あたりの医療費の増加が見込まれるため、医療費適正化に向けた取り組みを強化する必要がある。後期高齢者医療制度については、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴い、医療費の増大が見込まれるため、沖縄県後期高齢者広域連合との連携を図り、制度運営にあたる必要がある。

参 考

○特定健康診査受診率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
31.0%	32.2%	29.1%

○人口10万人あたりの自殺者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
16.07人	21.03人	13.35人

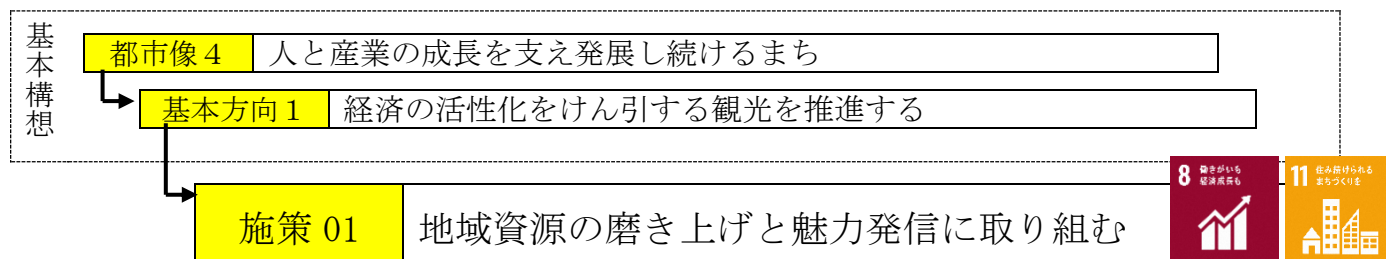
用語の解説

◆ライフステージ

人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

◆特定健康診査

平成20年度より始まった40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした健康診査。



施策の方向

1. 沖縄アリーナを活かした地域活性化

スポーツ興行や音楽コンサート等、エンターテインメントの拠点施設である沖縄アリーナのブランディングに取り組み、大規模イベントの誘致や内外からの誘客を図るとともに、商店街や宿泊業をはじめ、地域や関係団体等と連携し、アリーナ来訪者のまちなか回遊を促進する。

また、長期的な視点による沖縄アリーナの計画的な機能の維持・向上に取り組む。

2. 沖縄こどもの国の魅力向上

既存区域のリニューアルや拡張区域の整備については、民間との連携を検討するとともに、新たな動物の導入やナイト ZOO の充実など、各種ソフト施策を展開し、国内に類をみない魅力あふれる観光施設として内外からの誘客を図る。

3. エイサーを活用した観光誘客

沖縄全島エイサーまつりの開催支援や周辺環境の充実に取り組み、安全なまつりの運営や来場者の増加を図るとともに、内外からの誘客に向け、地域のエイサーイベントを支援する。

エイサー会館の集客および施設収入の増加に向けた体験プログラムの構築を図るなど、エイサーを活かした観光誘客に取り組む。

4. 音楽によるまちづくりの推進

ミュージックタウン音市場を中心に、島唄やオキナワンロック、ジャズ等の本市の魅力的な音楽文化を発信し、音楽のまちとしての認知度向上およびブランド化に取り組むとともに、市内音楽関連事業者との連携により、ライブハウスや民謡酒場等、市内の音楽スポットにおけるにぎわいの創出を図る。

5. 効果的なプロモーションの展開

本市の魅力を PR するため、ポータルサイトや SNS、動画など様々な媒体を通じて観光情報を発信するとともに、観光動態分析等から得られる情報を勘案しつつ、歴史・文化資源等の活用や団体旅行の誘致を促進するなど、戦略的な観光誘客に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
沖縄市来訪者数	2,946 万人	3,088 万人	年間延べ人数（沖縄市以外の県民含む）

関連する部門別計画や指針など

- ・第2次沖縄市観光振興基本計画（令和4～令和8年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・沖縄アリーナ推進事業 ・沖縄こどもの国整備事業 ・沖縄こどもの国推進事業 ・沖縄全島エイサーまつり事業
- ・音楽のまち推進事業 ・観光宣伝事業

現状と課題

1. 沖縄アリーナを活かした地域活性化

沖縄アリーナは、本市のランドマークとして令和3（2021）年3月に供用開始し、琉球ゴールデンキングスのホームゲームをはじめ、「FIBA バスケットボールワールドカップ 2023」や「Bリーグオールスターゲーム 2024」等、世界的・全国的な大会のみならず、有名アーティストによる全国ツアーなどの開催地となっている。今後も引き続き、大規模なイベントの開催が期待され、滞在型観光の大きな吸引力となることから、沖縄アリーナのブランディングを通じた来場者のさらなる増加やまちなか回遊を促進し、中心市街地をはじめ、周辺地域への波及効果を高めるとともに、沖縄アリーナの計画的・効率的な維持管理に取り組む必要がある。

2. 沖縄こどもの国の魅力向上

沖縄こどもの国は、令和6（2024）年7月に国内初となる通年での夜間開園をスタートするなど、ユニークかつ魅力ある観光誘客施設として、大規模なリニューアルをすすめている。

また、県外および国外からの観光誘客に向け、季節ごとに誘客イベントを実施するとともに、魅力的な動物の展示に取り組んでおり、令和6（2024）年度には、開園史上最多となる約73万人の来場実績となった。

「ここでしか体験できない感動に満ちた動物園」をめざし、さらなる魅力向上に取り組む必要があるが、既存施設や拡張施設の整備費に加え、将来の維持管理費等の増加が見込まれることから、財政負担軽減に向け、民間資金やノウハウ等の導入を検討する必要がある。

3. エイサーを活用した観光誘客

本市では、「エイサーのまち宣言（平成19（2007）年6月）」のもと、伝統文化の継承・発展、地域活性化をめざし、沖縄全島エイサーまつりをはじめ、エイサー文化の発信やエイサーに触れる機会の創出に向けた取り組みをおこなっている。

沖縄全島エイサーまつりは、令和7（2025）年で第70回目の開催となり、毎年30万人以上が来場する本県最大のエイサーイベントとなっている。引き続き、来場者の増加に対応するための駐車場の確保やシャトルバスの運行等をはじめ、まつり会場の安全対策、地域経済の活性化への効果拡大が求められる。

エイサー文化の発信拠点となるエイサー会館では、エイサー検定や体験プログラム等をおこなっているが、さらなる集客および施設収入の増加に取り組む必要がある。

また、地域主体のエイサーイベントの開催を支援しているが、イベント数の増加に伴い、より効果的な支援方法を検討する必要がある。

4. 音楽によるまちづくりの推進

本市では沖縄民謡が育まれてきたことに加え、米軍統治時代にアメリカ文化の影響を受けたロックやジャズなど個性的な音楽文化が創出され、市内には、ライブハウスや民謡酒場等の音楽スポットが集積している。

音楽のまちをさらに推進するため、市内音楽関連事業者と連携し、魅力ある音楽鑑賞の機会提供や本市の豊富な音楽資料の活用、市内音楽情報の一体的・効果的な発信など、音楽によるにぎわいの創出とブランド化に向け取り組んでいるものの、さらなる認知度の向上が必要である。

5. 効果的なプロモーションの展開

沖縄県の入域観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したものの、令和4（2022）年以降回復傾向にあり、今後も好調に推移すると見込まれている。

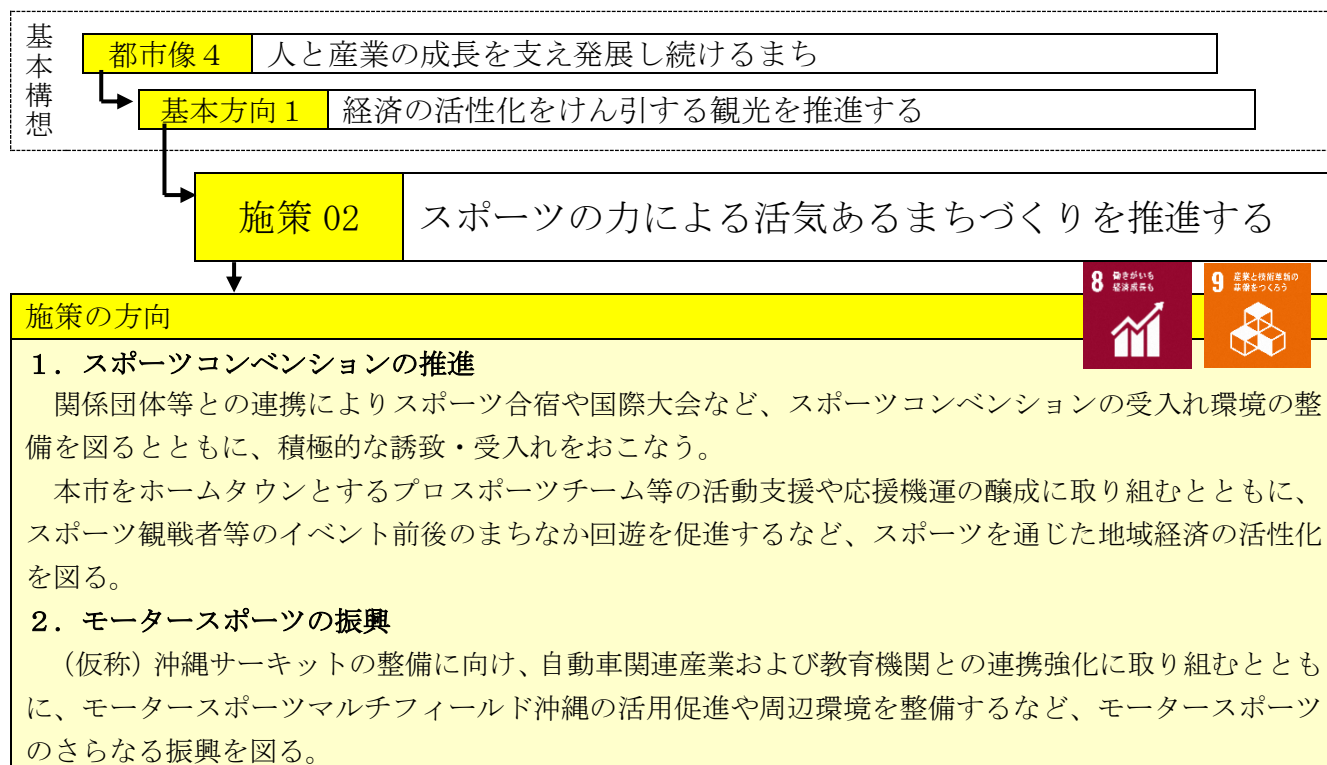
本市においては、観光誘客を図るため、まちまーいのガイド養成や団体旅行誘客に向けた取り組み等を支援している。また、観光ポータルサイト「KOZA WEB」や観光情報番組「コザの裏側」、観光情報誌「沖縄市GO」等により、観光情報を発信しており、今後も様々な媒体を通じて、本市の観光PRをおこない、観光客の増加へつなげていく必要がある。

参 考

○沖縄市来訪者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,088 万人	2,940 万人	2,946 万人

用語の解説



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
スポーツ合宿・大会受入件数	218 件	240 件	
モータースポーツマルチフィールド沖縄における協賛企業数	64 社	100 社	

関連する部門別計画や指針など

- ・スポーツコンベンションシティ宣言（平成 8 年度議決）
- ・サーキット場および関連産業に関する基礎調査報告書（平成 27 年度作成）
- ・（仮称）沖縄サーキット整備基本構想（平成 28 年度策定）
- ・（仮称）モータースポーツ多目的広場整備計画調査業務報告書（平成 29 年度作成）
- ・第 2 次沖縄市観光振興基本計画（令和 4～令和 8 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・スポーツコンベンション推進事業 ・コザ運動公園リニューアル整備事業
- ・（仮称）沖縄サーキット整備事業 ・モータースポーツマルチフィールド沖縄運営費

現状と課題

1. スポーツコンベンションの推進

国は、令和4（2022）年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツによる地方創生やスポーツツーリズムのさらなる促進に取り組むとしている。県は、令和4（2022）年に策定した「第2期沖縄県スポーツ推進計画」において、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向け、スポーツコミッション沖縄等と連携したスポーツコンベンションの誘致をすすめていくこととしている。

本市においては、平成8（1996）年の「スポーツコンベンションシティ」宣言以来、県内最大規模の二つの運動公園が立地する恵まれた環境を活かし、プロ・アマを問わず様々なスポーツ大会や合宿等を積極的に誘致している。令和5（2023）年には沖縄アリーナにて「FIBA バスケットボールワールドカップ2023」が開催されており、今後は、開催機会を活かした国際大会のさらなる誘致やトップアスリートの滞在を見据えた受入体制の強化が求められる。

県内各地からのアクセス性に優れたコザ運動公園においては、スポーツを通じた観光交流拠点の形成に向け、機能向上に取り組む必要がある。

また、広島東洋カープの春季キャンプや本市をホームタウンとするFC琉球（Jリーグ）・琉球ゴールデンキングス（Bリーグ）等の公式戦の開催などにより県内外から多くの観戦者や参加者が本市を来訪しているものの、イベント前後の会場周辺エリアの周遊に十分につながっていない状況であり、市内経済への波及効果拡大に向けて注力する必要がある。

2. モータースポーツの振興

「新たな滞在型観光・雇用の創出を実現するサーキット」をめざし、本格的なモータースポーツの拠点となる（仮称）沖縄サーキットの整備の機運醸成に向け、オキナワモーターショーを開催し、自動車関連産業および教育機関との連携強化に取り組んでいる。

また、令和3（2021）年4月にモータースポーツマルチフィールド沖縄を供用開始し、モータースポーツ競技やイベントの開催をとおした機運醸成に取り組んでいるが、駐車場不足が課題となっていることから、施設の充実に向けて検討するとともに、さらなるモータースポーツの振興を通じて、自動車関連産業等の進出による雇用創出や沖縄観光における新たなコンテンツの確立につなげていく必要がある。

参 考

○スポーツ合宿・大会受入件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
119件	176件	218件

○モータースポーツマルチフィールド沖縄における協賛企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
50社	52社	64社

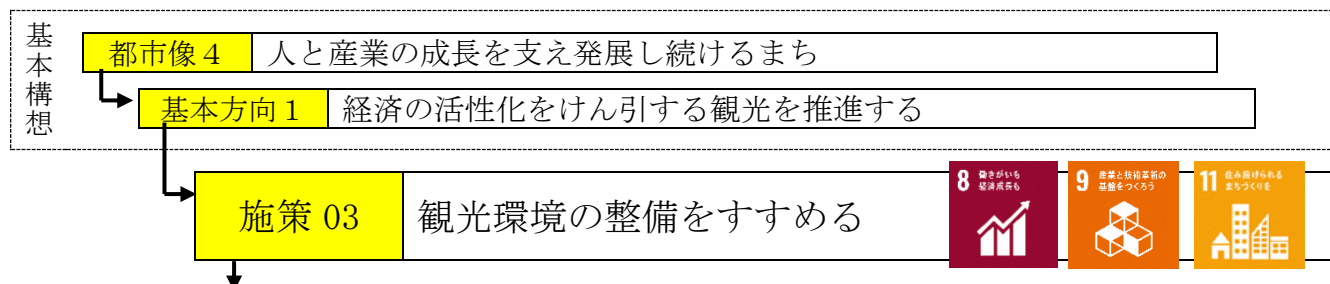
用語の解説

◆スポーツコンベンションシティ

スポーツに親しむ環境づくりや各種スポーツ団体の受入等、スポーツ交流による活気に満ちたまちづくりをめざすため、平成8年9月24日に、「スポーツコンベンションシティ」を宣言した。

◆FIBA

国際バスケットボール連盟



施策の方向

1. 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

災害や感染症等の観光危機に対応できる体制の構築やバリアフリー観光の推進に取り組むとともに、情報発信やまちなかにおける多言語対応の強化、誘客施設の充実など、官民連携によるインバウンドを含めた観光客の受入れ環境の整備を図る。

観光関連団体をはじめ、周辺自治体との連携や観光動態分析により、観光客の市内滞在時間延長に向けて取り組む。

2. 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進

持続可能なビーチフロント観光地の創出により、「所得向上」「雇用創出」「産業活性化」を実現するため、計画的な企業誘致活動に取り組むとともに、認知度向上に向けた取り組みをすすめる。

また、エリアマネジメントを意識した官民連携による効果的・効率的な土地利用および施設整備手法の検討をすすめる。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
市内の主要ホテル延べ宿泊数	330,564 人	388,000 人	
1人当たりの平均宿泊日数	1.8 泊	2.0 泊	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市観光危機管理計画（令和3年度策定）
- ・ 第2次沖縄市観光振興基本計画（令和4～令和8年度）
- ・ 東部海浜開発地区企業誘致推進業務報告書（平成30年度）
- ・ 東部海浜開発地区長期滞在観光地形成調査業務報告書（令和元年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 観光振興事業 ・ 観光基盤整備事業
- ・ 東部海浜開発地区企業誘致推進事業

現状と課題

1. 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症や各地で発生する自然災害などの経験・教訓を生かし、国は、持続可能な観光立国をめざすため、災害・危機が発生した際の旅行者の支援体制整備等を推進している。近年、高齢者や障がい者、外国人観光客など、だれもが楽しめる観光地のあり方として「バリアフリー観光」の重要性が高まっている。

本市においては、令和4（2022）年3月に「観光危機管理計画」を策定し、安全・安心・快適な観光地づくりを推進するとともに、観光施設における心のバリアフリー認定を推進しているが、市内の観光関連事業者には十分浸透していない状況にある。本市を訪れる観光客のうち、宿泊を伴う県外客の市内宿泊は4割程度であり順調であるものの、さらなる市内宿泊者の増加に向け、観光動態分析をととした観光誘客および市内滞在時間の延長に向けた取り組みが必要である。

2. 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進

本市は、国・県・地域と連携した一大プロジェクトとして「潮乃森」の開発を推進しており、国および県は令和11（2029）年度の埋立事業の完了をめざすとしている。

また、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」では、県土の均衡ある発展を支える観点から沖縄本島東海岸地域の観光振興を図る拠点として位置づけられている。

本市としては、新たに脱炭素技術の実装をはじめ、中城湾港の豊富な観光資源等を活かした港湾の魅力向上および太平洋を望む景観を生かした土地利用を図る持続可能な観光地形成に向け、官民連携を前提とした開発手法の検討をすすめるとともに、施設整備のあり方については、地域社会・経済情勢や時代の潮流に対応した新たな取り組みをすすめる必要がある。

参 考

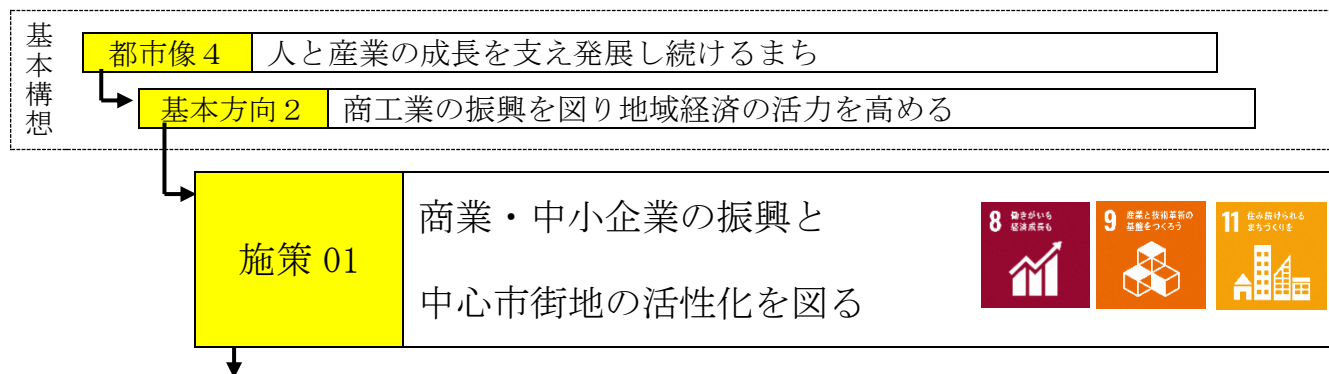
○市内の主要ホテル延べ宿泊数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
218,350人	307,974人	330,564人

○1人当たりの平均宿泊日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.8泊	1.9泊	1.8泊

用語の解説



施策の方向

1. 商業環境の充実と中小企業の振興

市内中小企業の経営基盤の強化や販路拡大、事業者の育成、デジタル技術等の導入による事業効率化や生産性向上の支援等に取り組み、商業環境の充実を図る。

2. 中心市街地のにぎわい創出

新たな交通拠点整備の進捗をふまえ、沖縄アリーナをはじめとする誘客施設との有機的な連携や歴史文化・まちの個性等の活用により、まちなかの回遊性向上に取り組むとともに、商店街等の組織力強化を支援するとともに、民間とも連携した地域主体の快適で良好なまちづくりを促進するなど、にぎわい創出による活性化を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
中心市街地歩行者通行量(イベントの無い休日)	5,830 人/日	6,864 人/日	中活計画目標値 (8 地点抜粋)
市内商店街等営業店舗率	90.3%	92.7%	沖縄市商業活性化推進協議会「営業店舗・空き店舗」調査報告より

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市中心市街地活性化基本計画 (令和 6 ～ 令和 10 年度)

主な事業や取り組み (策定時点)

- ・ 沖縄市商業活性化推進協議会補助金
- ・ 沖縄商工会議所補助金
- ・ 沖縄市中心市街地活性化協議会補助金
- ・ 商店街活性化支援事業

現状と課題

1. 商業環境の充実と中小企業の振興

「令和3年経済センサス-活動調査」における本市の商業概況は、事業所数 1,083 事業所、従業者数 8,320 人、売上金額 174,510 百万円となっており、前回（平成 28（2016）年）の調査と比較すると、売上金額は増加している一方で事業所数、従業者数は減少している。近年、物価高騰や最低賃金引上げが続くなど、商業環境の変化が地元中小企業等の経営に大きな影響を及ぼしており、経営改善への支援や資金融資等が求められている。

地域経済の活性化に向け、引き続き、中小企業者・商店街関係者・行政等が連携し、地元中小企業の販路拡大や業務効率化、融資制度の活用に関する支援等に取り組む必要がある。

2. 中心市街地のにぎわい創出

沖縄アリーナをはじめとする誘客施設の整備により、市外からの交流人口の拡大やにぎわい創出には一定の効果がみられるものの、中心市街地への波及が課題となっていることから、令和 6（2024）年に 3 期目となる「沖縄市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「歴史文化やまちの個性、人々を魅了するエンターテインメントの力を活かしたにぎわいづくり」「地域・住民・来訪者にとって快適で良好なまちづくり」を基本方針として、各種施策に取り組んでいる。胡屋・中央地区では、新たな交通拠点の整備に向けた取り組みがすすめられており、国の動向もふまえながらまちのさらなる魅力向上およびアクセス性・回遊性の向上を図る必要がある。

また、商店街等では建物の老朽化や環境衛生などが課題となっており、商店街等の主体的な取り組みや組織力強化を促進していく必要がある。

参 考

○中心市街地歩行者通行量（イベントの無い休日）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,486 人／日	5,110 人／日	5,830 人／日

○市内商店街等営業店舗率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
89.7%	89.9%	90.3%

用語の解説

◆沖縄市中心市街地活性化基本計画

「中心市街地の活性化に関する法律」にもとづき、中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一帯的に推進するため、基本計画を策定している。

基本構想

都市像 4 人と産業の成長を支え発展し続けるまち

基本方向 2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める

施策 02 ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む



施策の方向

1. 物産と工芸の振興

ものづくり産業の振興を図るため、沖縄市産業まつり・沖縄市工芸フェアの開催や知花花織の生産性向上等の取り組みを支援するとともに、コザ工芸館「ふんどう」の運営や市産品の商品開発・販路拡大・PR 支援により、ブランドの確立やさらなる認知度向上に取り組む。

2. 工業地域の活性化

中城湾港新港地区において、国・県等の関係機関との連携や貨物船の新たな定期就航に向けた取り組み等により、沖縄本島中部の物流拠点として取扱貨物量の増加や物流と人流の両立に向けた港湾および周辺機能の充実を促進する。

国際物流拠点産業集積地域の地理的優位性を活かし、製造業や物流関連産業などの企業立地の推進を図る。

3. 企業誘致の推進

国・県等の関係機関や周辺環境との連携、インキュベート施設の活用等を通じて、情報通信関連産業や観光関連産業、製造業、物流関連産業を中心とした戦略的な企業誘致に取り組み、多様な就業機会および高付加価値の創出による市民所得の向上を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
沖縄市産業まつり売上額	24,839 千円	28,000 千円	
コワーキングスペース利用者数	1,508 人	1,760 人	沖縄市 IT ワークプラザ、コザしんきんスタジアム
誘致企業数	219 社	250 社	新規立地件数
港湾取扱貨物量（公共貨物）	119 万フレート・トン	143 万フレート・トン	中城湾港新港地区における 1～12 月の公共貨物量 現状値は、令和 5 年実績

関連する部門別計画や指針など

- ・ 第 5 次沖縄市企業誘致基本方針（令和 5～令和 14 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 物産振興事業 ・ 工芸による街づくり事業 ・ 伝統工芸産業支援事業
- ・ 中城湾港新港地区物流促進支援事業
- ・ 企業誘致推進事業

現状と課題
1. 物産と工芸の振興 本市は、地域資源を活かした市産品および工芸品の振興に向け、新たな商品の開発や既存品の改良、販路拡大等を促進するとともに、生産意欲の高揚と消費者意識の啓発を図るため、沖縄市産業まつりおよび工芸フェアの開催を支援している。 また、新商品アワードをとおして市産品のブランド化を図るとともに、アンテナショップであるコザ工芸館「ふんどう」の運営を支援し、工芸品のPRをおこなっているものの、物産や工芸に携わる事業者の収益向上が課題となっており、市産品および工芸品のさらなる認知度の向上を図る必要がある。 国の伝統的工芸品に指定されている知花花織については、担い手育成や生産体制の維持・確保、経営基盤の安定化に向け、組合の活動支援をおこなっており、引き続き、組合員の技術向上による組織力および生産性の向上に取り組む必要がある。
2. 工業地域の活性化 本市は、東アジア・東南アジアの中心である沖縄県の中央に位置しており、中城湾港新港地区および池武当地区は、国内唯一の国際物流特区である「国際物流拠点産業集積地域」の対象地域に指定されるとともに、中城湾港は「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」に指定されている。 中城湾港新港地区において、貨物船の新たな定期就航の創出をめざし、令和6（2024）年度より、大阪南港・岡山県玉島港を結ぶ航路の実証実験をおこなうとともに、輸送費用等を支援している。 今後は、引き続き貨物船の定期就航化等による取扱貨物量増加を促進するとともに、新たなインターチェンジの整備を見据えて池武当地区への企業立地を推進し、物流の促進に向けた中城湾港新港地区と池武当地区の連携を図る必要がある。
3. 企業誘致の推進 本市では、「第5次沖縄市企業誘致基本方針」において、低未利用が課題となっている知花ゴルフ場跡地、農振農用地（古謝・大里）、沖縄少年院跡地、準工業地域（池武当交差点周辺）を重点地区として位置づけ、市民所得の向上に向け、高付加価値および雇用を創出する企業の誘致に取り組むとともに、産業集積を促進するため、サテライトオフィス等の拠点施設を供用開始している。 本市の内陸部準工業地域においては、（仮称）池武当インターチェンジの新設が計画されており、古謝・大里とともに、中城湾港新港地区との近接性や物流の効率化をふまえた戦略的な企業誘致に取り組む必要がある。 今後も、社会情勢や企業ニーズなどをふまえ、沖縄アリーナ等の誘客施設や重点地区周辺環境と相乗効果を生む企業の誘致を推進する必要がある。

参 考

○沖縄市産業まつり売上額

令和4年度	令和5年度	令和6年度
12,310千円	24,138千円	24,839千円

○コワーキングスペース利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	568人	1,508人

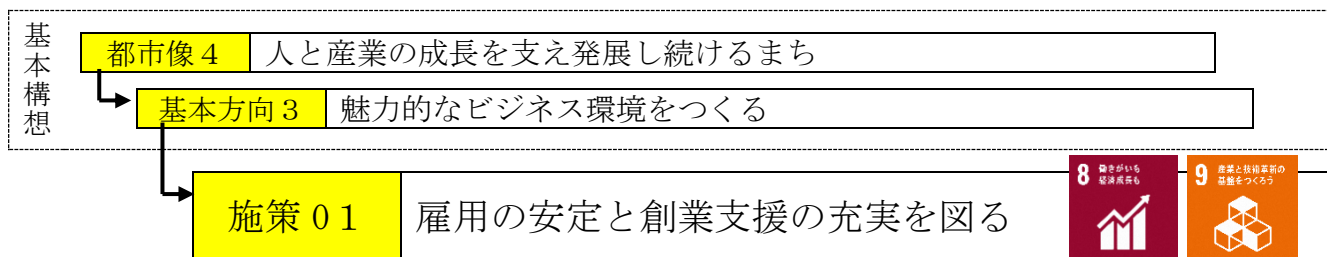
○誘致企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
246社	289社	219社

○港湾取扱貨物量（公共貨物）

令和3年	令和4年	令和5年
138万フレーター・トン	114万フレーター・トン	119万フレーター・トン

用語の解説
◆新商品アワード 事業者の技術力向上と生産意欲の高揚を図るとともに、受賞商品を広く内外へ紹介し、ものづくり産業の振興に資することを目的とする市内の新商品を対象としたコンクール。
◆総合静脈物流拠点港（リサイクルポート） 循環型社会の実現を図るための静脈物流の広域輸送拠点として、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局が指定した港湾。
◆サテライトオフィス 都市部の企業または団体が、本拠から離れた所に設置された遠隔勤務のためのオフィスの総称。
◆フレート・トン 容積トンと重量トンと比較し、いずれか大きい方を採用して出される港湾取扱貨物量の単位。 容積トンとは容積 40 立方フィート（1.133 立方メートル）を 1 トン、重量トンとは 1,000 キログラムを 1 トンとして計算される数値。



施策の方向

1. 就労支援の充実

若年者や障がい者、高齢者等の様々な就労ニーズに対するきめ細やかな支援に取り組むとともに、子育て支援と連携した就労支援の強化を図る。

国・県等の関係機関との効果的な連携体制を構築するとともに、情報通信産業施設等における雇用の促進やデジタル人材の育成による就労支援に取り組む。

2. 創業支援の推進

地域金融機関や沖縄商工会議所など関係機関と連携し、スタートアップ等のワンストップ相談や資金調達等を支援するとともに、市内への企業立地を促進し、産業集積を図る。

スタートアップについては、国内外とのネットワーク拡大によるイノベーションを促進するとともに、創業を通じた雇用の創出など、地域経済の活性化に向けて戦略的に取り組む。

3. 多様な働き方と就労環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、デジタルの活用等による多様な働き方や企業の生産性の向上を促進するとともに、就業者の定着率の向上や正規雇用化を支援する。

働きやすい環境づくりに向け、中小企業勤労者福祉サービスセンターを支援するとともに、中小企業従事者の福利厚生の実施を図るため、中小企業退職金共済制度の普及等を促進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
1人当たりの市民所得（県平均比較割合）	89.9%	100%	県平均の所得額に対する市民所得額の比率（令和4（2022）年度）

関連する部門別計画や指針など

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・就労等支援事業
- ・スタートアップエコシステム支援事業
- ・労働福祉事業

現状と課題

1. 就労支援の充実

沖縄県の完全失業率は、改善傾向にあるものの、全国より高い水準にあり、令和2年国勢調査では全国平均の3.8%に対して5.5%となっている。

本市の完全失業率についても同様に改善傾向ではあるが、国や県の平均と比較すると依然高い状況にあり、特に10代～20代の若年者層が高くなっている。

本市では、これまで「街の就活スポット ジョブカフェ」を通じて就労支援やキャリア形成支援等に取り組んできた。今後は、国や県が取り組む類似事業との連携のあり方を調査検討するとともに、子育て支援と連携した就労支援を強化する必要がある。

また、情報通信関連産業は、沖縄の距離的な不利性を克服し地理的な優位性を活かせる可能性が高く、観光産業に並ぶリーディング産業として、国の「沖縄振興基本方針」、県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」および「情報通信産業振興計画」等のもと、振興が図られてきた。

本市においても、沖縄市ITワークプラザ、沖縄市雇用促進等施設（BCコザ）を整備し、情報通信関連産業の立地による雇用の促進を図るとともに、近年のデジタル技術の普及と発展により、経済や産業構造が変革する中、デジタル人材の確保に取り組んでいるものの、スキル習得から就労へ十分に結びついていない状況にある。

2. 創業支援の推進

本市は、「産業競争力強化法」にもとづく「認定創業支援等事業計画」を策定し、商店街内に位置する創業支援拠点「スタートアップラボ ラグーン コザ」をとおして、スタートアップ等の創業・起業支援に取り組んでいる。

令和7（2025）年6月には、本市が加盟する「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」が、国のNEXTグローバル拠点都市に選定され、さらなるスタートアップの創出と地域経済の活性化が期待されている。今後、スタートアップの成長に重要な他地域の関係機関等との連携を強化するとともに、成功事例の創出や創業等を通じた地域のさらなる活性化を促進する必要がある。

3. 多様な働き方と就労環境づくりの支援

国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、企業の生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要であり、ワーク・ライフ・バランスやデジタルの活用等による多様で柔軟な働き方を促進させるための取り組みが求められる。

県内事業所では人手不足や離職率の増加が深刻な状況にあり、雇用の安定に向け、働きやすい職場環境の整備が重要であることから、中小企業従事者の福利厚生充実に向けた支援を継続する必要がある。

参 考

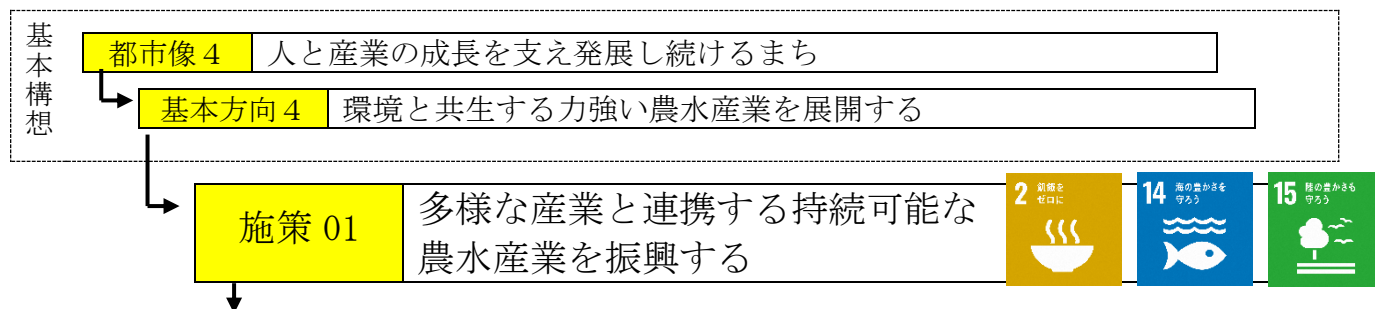
○1人当たりの市民所得（県平均比較割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度
89.5%	90.4%	89.9%

用語の解説

◆おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム

沖縄県が主導し、県内の大学や金融機関、企業などの産官学が連携して県内のスタートアップを支援する組織。



施策の方向

1. 魅力ある農業の振興

農産物の安定生産や高付加価値化に向け、施設整備や病虫害防除等を支援するとともに、市産品や産地に対する市民の意識高揚を図り地産地消を促進する。

新たな担い手の育成や農福連携、遊休農地の利用促進、効率的な営農等を図るため、関係機関と連携して「地域計画」の取り組みを推進するとともに、優良な農地の確保・保全に取り組む。

2. 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

畜産物の品質向上やブランド化を図るため、優良種畜の導入や生産奨励補助、家畜伝染病の予防などにより、家畜の改良・増産を促進する。県や関係機関等と連携し、畜産農家の経営力や飼養管理技術の向上を促進するとともに、飼養衛生環境の向上を図るため、周辺環境調査や悪臭等の抑制支援をおこなう。

3. 持続可能な水産業の振興

沖縄市漁業協同組合等の関係機関との連携により、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた水産物の消費拡大や新たな担い手の確保を促進するとともに、漁船装備品等の購入や収益性を高める取り組みを支援するなど、漁家経営の安定化に向けて取り組む。

持続可能な水産業の実現のため、水産資源の保全に取り組むとともに、飲食・物販など他産業との連携やPR活動等を通じた本市の水産物のブランド化を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
認定農業者数	31 経営体	36 経営体	中心経営体の累計
漁業就業者数	86 人	89 人	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄農業振興地域整備計画書（令和 4 年度策定）
- ・ 沖縄市農産業活性化計画（令和 1 ～令和 10 年度）
- ・ 沖縄市酪農・肉用牛生産近代化計画書（平成 28 年度策定）
- ・ 地域計画（令和 7 ～令和 16 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 耕種農業生産振興対策事業
- ・ 農地農業振興事業
- ・ 畜産生産奨励事業
- ・ 畜産衛生環境保全事業
- ・ 水産業振興対策事業

現状と課題

1. 魅力ある農業の振興

農業を取り巻く国内環境は、平成 30（2018）年 12 月の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」発効により、今なお国際的な競争に晒されている。

本市においては、平成 17（2005）年度に小菊、平成 19（2007）年度にびわとマンゴーが、沖縄県の拠点産地認定を受けており、食用菊は県内唯一の生産地であるなどの特色がみられる。農産物は、市場価格の変動や気象条件、セグロウリミバエ等の病害虫による被害などに左右されるため、今後も引き続き、安定生産・安定出荷に向けた取り組みを促進する必要がある。

また、農地の減少が課題となっていることから、優良な農地の確保・保全と遊休農地の有効活用とともに、新たな担い手の確保に向け、新規就農の促進や農福連携に取り組む必要がある。

2. 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

我が国の畜産業は、家畜伝染病による経営リスクが顕在化し、依然として厳しさが続いている。

本市においては、令和 2（2020）年 1 月に発生した豚熱により市内の 3 分の 2 にあたる 7 千頭余りの豚が被害に遭い、現在も海外への輸出に制限がかかる予防ワクチンの接種が必要となっている。子牛生産については堅調であるものの、各団地施設の老朽化や養豚農家の後継者不在による廃業が生じている。経営の安定化に向け、引き続き、優良種畜の導入や生産奨励等の支援による畜産経営基盤の安定化や、畜産共進会・沖縄市産業まつり等を通じた畜産物の品質向上やブランド化を図る必要がある。

また、畜産環境について、畜産施設周辺の居住者や施設利用者の理解が得られるよう、畜産経営における飼養衛生環境の向上に不断努力が求められており、臭気や害虫対策を促進する必要がある。

3. 持続可能な水産業の振興

全国的に漁業就業者の減少・高齢化等による生産力の低下が見られるとともに、魚介類の消費量も低下している中、本市においても漁業経営体数および漁獲量は減少傾向にあり、さらなる水産業の活性化を図るため、「浜の活力再生プラン」の策定に取り組んでいる。

今後は、引き続き消費喚起や漁業体験をととした新たな担い手の確保に向けて取り組むとともに、他産業との連携、PR 活動、収益性を高める環境整備などの促進を通じて、本市の水産物のブランディングを図る必要がある。

参 考

○認定農業者数（累計）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
28 経営体	30 経営体	31 経営体

○漁業就業者数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
82 人	85 人	86 人

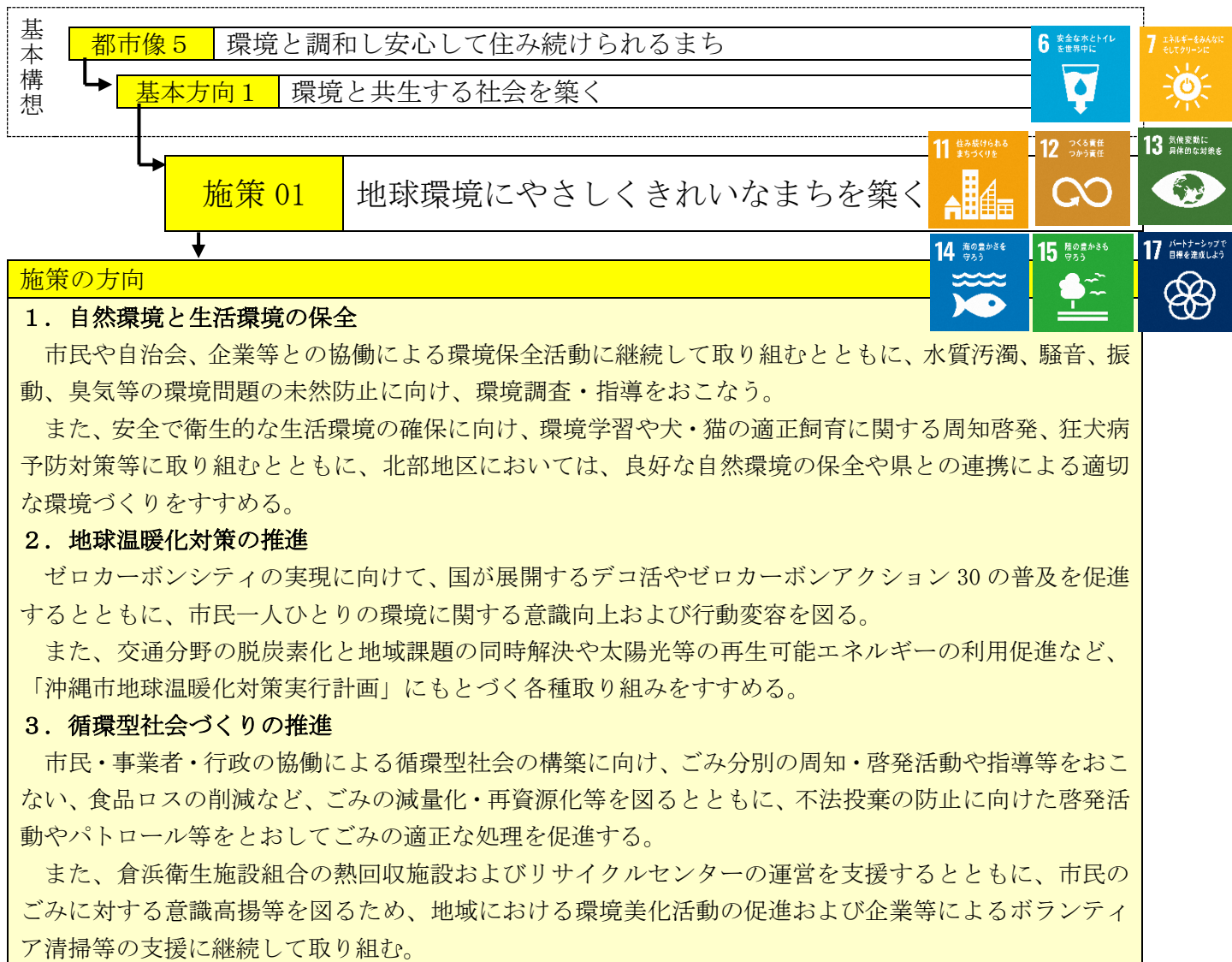
用語の解説

◆地域計画

地域での話し合いによりめざすべき地域農業の将来のあり方と今後の農地利用の姿を具体的に表した目標地図を示した計画。

◆浜の活力再生プラン

漁業者の所得向上を通じた漁村地域の活性化をめざし、漁業者が主体となって 5 年間、具体的な取り組みを実施するための総合的な計画。



【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
市内の温室効果ガス排出量	836 千 t-CO ₂	616 千 t-CO ₂	沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載 （現状値は令和 4（2022）年度）
一人 1 日当たりのごみ排出量	816.4 g	800 g	推計値として一般廃棄物処理基本計画に記載

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市環境基本計画（令和 3～令和 12 年度） ・ 沖縄市一般廃棄物処理基本計画（令和 8～令和 17 年度）
- ・ 沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和 6～令和 12(中期)～令和 32 年度(長期)）
- ・ 沖縄市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 6～令和 12(中期)～令和 32 年度(長期)）
- ・ 沖縄市災害廃棄物処理計画（令和 5 年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・環境保全事業 ・北部地区環境調査事業 ・狂犬病予防等対策費 ・温暖化対策推進事業 ・生ごみ処理容器設置補助金
- ・ごみ袋指定事業 ・清掃指導費 ・家庭ごみ収集事業 ・倉浜衛生施設組合負担金（ごみ） ・塵芥収集事業（公共施設）
- ・倉浜衛生施設組合負担金（し尿） ・街の美化推進事業

現状と課題		
1. 自然環境と生活環境の保全 国は、令和6（2024）年12月に「第6次環境基本計画」を策定し、脱炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みをすすめるとともに、環境保全を通じた国民一人ひとりの「ウェルビーイング（生活の質）」の向上をめざすとしている。 本市は、地球環境にやさしくきれいなまちをめざし、市民・事業者等との協働により「沖縄市環境基本計画」の各種施策を推進している。本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方、産業廃棄物処理施設の集積や不法投棄、悪臭など、環境悪化が懸念されており、地域住民から環境調査や不法投棄監視等が強く求められているため、不法投棄対策をおこなうとともに、引き続き県主導のもと、ごみ山の改善に取り組んでいく必要がある。また、狂犬病予防法にもとづく犬の登録や予防接種をはじめ、犬・猫の飼い主に対する適正飼育に関する周知啓発、大型犬の逸走防止に係る指導等を実施し、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、環境に対する理解の促進を図るため、継続的に出前講座を開催していく必要がある。 2. 地球温暖化対策の推進 国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすとともに、温室効果ガスを46%削減（2013年度比）するとしている。 本市においても、令和3（2021）年7月に、令和32（2050）年までにCO₂排出実質ゼロに挑戦する「沖縄市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、その実現に向けた取り組みとして、「沖縄市環境基本計画 第2章」を改定し、「沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和6年度版」を策定している。また、住宅への太陽光発電システムやCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の設置を支援するとともに、市民・事業者に対するゼロカーボン相談窓口の設置や情報発信等をおこなっている。今後も国の動向を注視しつつ、引き続き同計画にもとづき、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進する必要がある。 3. 循環型社会づくりの推進 国は、循環型社会の構築に向け、3R推進に取り組むとともに、令和7（2025）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次基本方針）」を策定し、消費者や事業者等に対する食品ロスに関する削減目標を上方修正するなど、これまでの取り組みをさらに加速させるとしている。 本市は、「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、一般廃棄物の処理について、市民や団体・組織、事業者、行政が一体となり、循環型社会の形成を推進してきた。ごみの排出抑制や減量化を図るため、沖縄市クリーン指導員を配置し、地域におけるごみの適正な排出やごみの減量・資源化の促進および指導をおこなうとともに、生ごみ処理器機等の普及等に取り組んでいる。家庭ごみの発生抑制や生ごみ処理器機等の補助実績向上に向けた周知・啓発等の見直しをおこなうとともに、不法投棄の抑止および防止のため、看板の提供やパトロールの強化を図る必要がある。 市民のごみに対する意識高揚等を図るため、毎年11月の第2日曜日に、自治会・学校・事業者・ボランティア団体等と連携して「クリーンデーin 沖縄市」を開催するとともに、自治会が自主的に開催する美化活動を促進しているが、参加者数が減少傾向にあるため、さらなる環境美化意識の向上・定着を図る必要がある。		

参 考

○一人1日当たりのごみ排出量

令和4年度	令和5年度	令和6年度
836.6 g	820.4 g	816.4 g

○市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO2）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
836	－	－

用語の解説

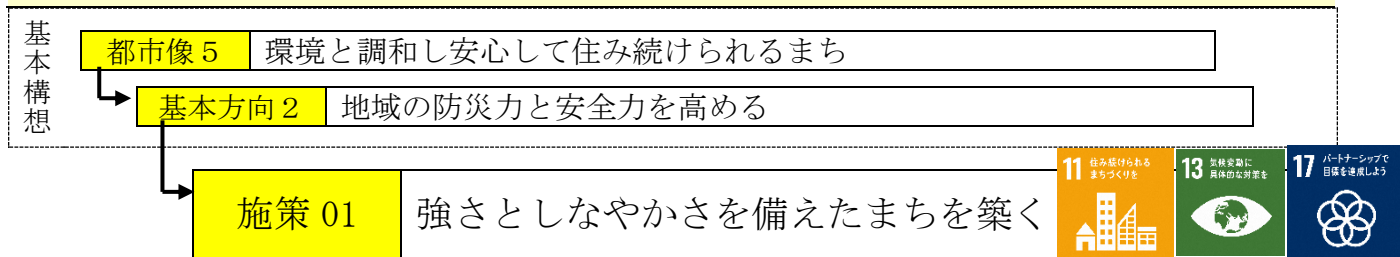
◆3R（さんあーる、スリーアール）

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語で Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を指す。

◆デコ活（でこかつ）

CO2 を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）という言葉を含む「デコ」と、活動・生活の「活」を組み合わせた新しい言葉で、CO2 を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

(5201) 強さとしなやかさを備えたまちを築く



施策の方向

1. 防災・減災対策の推進

「沖縄市地域防災計画」および「沖縄市国土強靱化地域計画」にもとづき、防災訓練の充実や物資・資機材等の備蓄整備、関係機関や民間団体との応援協定の締結等をすすめるとともに、バリアフリーや観光防災、DXをはじめとした様々な視点を取り入れた防災行政の効率化・高度化・迅速化や津波等災害時における実効性の高い避難体制の構築、防災設備の機能強化を図り、事前防災・減災の対策を推進する。

また、自らが被災するという発想のもと、平時から「自助」「共助」「公助」の意識を高め、連携の輪の拡大に取り組むとともに、業務継続計画にもとづき、災害発生時も迅速・的確・効率的に業務が実施できる体制を整備する。

2. 地域防災力の向上

自治会や企業、学校等との連携のもと、自主防災組織結成の促進をはじめ、地域等による防災訓練の支援や防災知識等の普及啓発、地域防災の担い手育成をおこなうなど、地域の防災力向上に継続して取り組む。

また、「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」の見直しをはじめ、地域や自治会、関係団体と連携した情報共有の仕組みづくりなど、災害発生時における避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難支援体制を整備するとともに、制度の周知および地域の理解促進に取り組む。

3. 災害を受けた市民への支援

災害等による生活不安や負担の軽減を図るため、災害を受けた市民に対する見舞金等の支給や一時避難の受入れ等をおこなうとともに、迅速な対応に向けた平時からの体制づくりに取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
自主防災組織結成	36 団体	47 団体	
自主防災組織の防災訓練等実施率	64%	100%	年 1 回以上の防災活動の実施

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市地域防災計画（令和 6 年度策定）
- ・ 沖縄市国土強靱化地域計画（令和 6 年度策定）
- ・ 沖縄市業務継続計画（令和 7 年度策定）
- ・ 沖縄市避難行動要支援者避難支援計画（改訂版）（平成 31 年～）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 地域防災対策事業
- ・ 災害対策費
- ・ 避難行動要支援者避難支援事業
- ・ 災害弔慰金等負担金 ・ 災害見舞事業

現状と課題

1. 防災・減災対策の推進

国は、近年の社会情勢の変化と災害からの知見をふまえ、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を目的に、「国土強靱化基本計画」と「防災基本計画」を変更・修正している。

県は、国の計画変更と新・沖縄県 21 世紀ビジョン基本計画等の策定をふまえ、令和 6（2024）年度に「沖縄県国土強靱化地域計画」および「沖縄県地域防災計画」を変更・修正するなど、各種計画と整合性を図りながら総合的に防災施策を推進している。

本市は、令和 7（2025）年度に防災危機管理室を新設するとともに、防災体制に万全を期し、災害に強く安心して住めるまちをつくることを目的とする「沖縄市地域防災計画」を改定し、「沖縄市国土強靱化地域計画」とあわせ、総合的かつ計画的な防災行政の推進に取り組んでいる。

今後は激甚化する災害に備え、本市の行政機能が維持・継続できるよう「沖縄市業務継続計画」にもとづく迅速な復旧体制の構築に取り組むとともに、国、県、市、公共機関、事業者および住民等が一体となって、ハード・ソフト両面における防災・減災対策を推進する必要がある。

2. 地域防災力の向上

本市は、災害からの教訓をふまえ、市民一人ひとりが自らの命を守るため、日頃から食料・飲料水等の備蓄や避難行動の確認を促すなど、防災思想および防災知識の普及に取り組んでいる。

また、地域の防災活動を担う「自主防災組織」が全自治会で結成されるよう促すとともに、主体的な活動を促進するため、自主防災リーダーの養成や防災資機材の整備等に取り組んでいる。

今後は、職場や学校など、地域の実情に応じた実践的な防災教育や避難訓練を促すなど、地域防災力の向上を図るため、不断の取り組みをすすめる必要がある。

避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難できる支援体制を整備するために「避難行動要支援者避難支援事業」において、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成・検証、制度の周知活動等をおこなっているが、今後は、さらに平時からの連携を強化し、災害時の支援体制の整備をすすめていく必要がある。

3. 災害を受けた市民への支援

災害時の一時避難の受入れや、災害等を受けた市民に対する見舞金等を支給することにより、社会福祉の増進を図っている。台風や大雨による土砂災害、河川の氾濫など、自然災害が増加しているため、被災者への迅速な支給に向けた平時からの体制作りが必要である。

参 考

○自主防災組織結成数（累計）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全組織数	34 団体	35 団体	36 団体
内自治会組織数	24 団体	25 団体	26 団体

○自主防災組織の防災訓練等実施率（年 1 回以上の実施率）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訓練等実施組織数	18 団体	16 団体	23 団体
訓練等実施率	53%	46%	64%

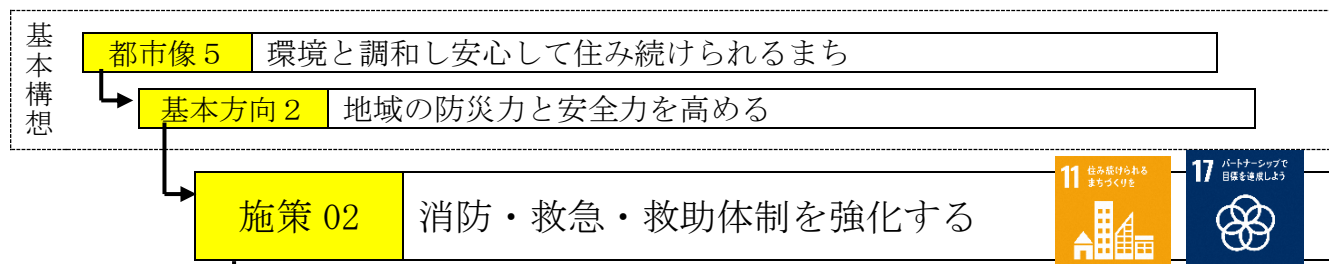
用語の解説

◆自主防災組織

自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。

◆避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。



施策の方向

1. 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

消防・救急・救助活動における機動力・即応力を高めるため、消防車両や資機材等の計画的な更新や消火栓など消防水利の整備・確保に努めるとともに、沖縄県消防指令センターとの連携強化等に取り組む。

また、地域に根ざした消防団の体制強化に向け、女性や若年層の積極的な加入を促進するなど、消防団員の確保に努めるとともに、機能別消防団員制度の活用を通じて、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るなど、消防団を中核とした地域防災力の向上に取り組む。

2. 火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防ぐため、自治会や消防団、女性防火クラブ等と連携した火災予防の普及啓発活動に取り組むとともに、住宅等における消防用設備等の適正な設置および維持管理を促進し、住民の安全確保を図る。

また、消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物等の立入検査を実施するとともに、違反防火対象物に対する是正指導を強化するなど、火災リスクの低減に努める。

3. 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

災害や事故発生時における市民の救命行動を促進するため、AEDの適正配置に努めるとともに、学校や地域と連携して救命講習会の開催を通じ、応急手当のできる人材育成に継続して取り組む。

また、安定した救護体制の構築に向け、救急車の適正な利用を周知啓発するとともに、関係機関や企業等との連携のもと、救命士のスキル向上や救急ステーション制度の認知度向上等に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
現場到着時間	-20%	-20%	全国平均との差
住宅用火災警報器の設置率	69%	75%	市内全戸を対象とした設置率
救急ステーション認定事業所数	19 か所	30 か所	認定事業所の制定目標を 30 か所へ

関連する部門別計画や指針など

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 消防活動費
- ・ 消防団活動費
- ・ 消防車両等維持管理費
- ・ 救命処置普及強化事業
- ・ 沖縄市女性防火クラブ補助金

現状と課題

1. 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

本市は、事故や自然災害等から市民の生命および身体、財産を守るため、国が定める「消防力の整備指針」にもとづき、消防本部を中心に山内出張所、泡瀬出張所に職員を配置するとともに、消防・救急・救助車両や各種資機材、消火栓等の計画的な整備・更新に努めている。

また、消防広域化による災害情報等の共有や指令機能の一体化、迅速かつ的確な出動体制の確立等を図るため、令和5（2023）年8月に沖縄県消防通信指令施設運営協議会へ加入し、令和8（2026）年度から沖縄県消防指令センターの運用開始を予定している。

今後は、災害等の激甚化・頻発化に備えるため、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図るとともに、多様性と持続性のある消防団体制の確立に向け、女性や若年層に対し消防団への加入を促進する必要がある。

2. 火災予防対策の推進

本市は、「沖縄市火災予防条例」により、火を使用する設備や住宅用防災機器、危険物の取扱い等に関する基準を定めるとともに、消防団や女性防火クラブとの連携のもと、全国火災予防運動にあわせた周知啓発活動を展開し、消防用設備等点検報告制度の遵守を呼び掛けるなど、火災予防に関する知識等の普及啓発に取り組んでいる。

今後、各家庭に対して住宅用火災警報器の設置を呼び掛けるとともに、設置義務化から10年以上経過していることから、老朽化した機器の交換を促す必要がある。

また、令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震の大規模火災の教訓をふまえ、地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及促進を図る必要がある。

3. 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

救急現場に居合わせた市民等による応急手当が、救命率向上に極めて重要であることから、市内コンビニエンスストアへのAED設置や救命講習会の開催等を通じた応急手当の環境整備に努めている。

救急出動については、通報から現場までの到着時間が、全国平均に比べ短いものの、高齢者からの要請増加等に伴い出動件数が年々増加していることから、「小児救急電話相談事業（＃8000）」や「救急安心センター事業（＃7119）」のさらなる周知啓発に取り組むとともに、救急車の適正利用を市民へ呼び掛ける必要がある。

今後は、医療機関との連携のもと、救急救命士の育成支援や救急ステーション制度の認知度向上等を通じて、地域や事業所等と一体となった救護体制の強化に取り組む必要がある。

参 考

○現場到着時間（年統計）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	9.4分	10.3分	10分
沖縄市	7.9分	8分	7.4分

○住宅用火災警報器の設置率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
67%	71%	69%

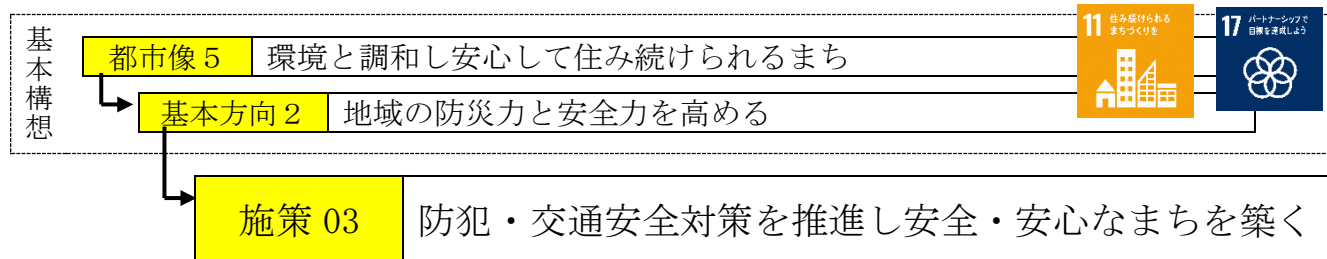
○救急ステーション認定事業所数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5か所	6か所	5か所

用語の解説

◆救急安心センター事業（＃7119）
急な病気やケガをしたときに、救急車を呼ぶべきか、すぐに病院に行くべきか迷ったとき等に、医師や看護師からアドバイスを受けられる電話相談窓口。

◆救急ステーション認定制度
多くの人が入り出る旅館、ホテル、店舗や事業所などにおいて、AEDが設置され、営業時間内に救命講習修了者が常時駐在し、救急隊が到着するまでの間、救護活動等により救命率向上につなげる体制を推進するための認定制度。



施策の方向

1. 地域における防犯体制・環境の充実

地域や自治会、沖縄地区防犯協会、地域パトロール隊など、関係機関と連携して防犯パトロールや防犯に関する啓発活動、「ちゅらさん運動」の推進、不審者情報の発信等に取り組むとともに、自主防犯組織や自主防犯ボランティア等の結成を促進する。

また、暴力団排除に対する市民運動の積極的支援や薬物乱用防止等への普及啓発、一戸一灯運動の促進、保安灯の設置・更新・電気料金負担軽減をおこなうなど、家庭や地域、学校、警察、各種団体等との情報共有や連携のもと、市内全域における防犯体制・環境の整備をすすめる。

2. 消費者被害防止対策の推進

高度化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応するため、相談体制の確立および相談員の資質向上を図るとともに、消費生活相談機能を確保するため、消費者相談の担い手育成や消費生活センターの広域化等に向けた検討をおこなう。

また、消費者教育や消費者月間等における意識啓発および情報提供をおこなうとともに、地域と一体となった効果的な消費者情報の発信等に取り組む。

3. 交通安全の確保

地域や警察等と連携し、交通安全への意識啓発や交通道德の普及・高揚を図るとともに、飲酒運転や暴走行為、危険運転等を防止する運動を強化し、交通安全の確保に向けて取り組む。

また、小中学校や公安委員会等との連携のもと、スクールゾーン等の適正な設置・維持管理をおこなうとともに、子どもや高齢者、障がい者などの安全性に配慮し、道路・交通状況に応じた適切な交通安全施設を整備する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
刑法犯認知件数	1,338 件	1,200 件	現状値より毎年 2 % 減少 (現状値は令和 5 (2023) 年度)
交通事故発生件数	261 件	235 件	現状値より毎年 2 % 減少

関連する部門別計画や指針など

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 防犯対策費 ・ 暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金
- ・ 保安灯設置事業 ・ 保安灯電気料金補助金
- ・ 消費者行政推進事業 ・ 交通安全施設整備事業 ・ 交通安全対策特別交付金事業

現状と課題

1. 地域における防犯体制・環境の充実

県は、犯罪の抑制等を通じ、すべての人が安全・安心に暮らせる地域社会を実現するため、関係機関と連携のもと、「ちゅらさん運動」を推進している。

本市は、地域安全推進協議会を設置し、地域の安全を確保するとともに、ちゅらさん運動の一環として、青色回転灯による防犯パトロールを実施するとともに、地域の防犯意識向上を図るため、警察・米軍と連携した日米合同パトロールをおこなっている。また、市ホームページやメールなどを活用し、不審者情報や犯罪発生状況等を発信するなど、防犯情報の周知に努めている。より安全・安心なまちを築くため、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（自主防犯組織等）の増加や活動促進に向けて取り組む必要がある。

市民の生命と財産を守り、人に優しい平和で明るいまちをつくるため、本市は暴力団壊滅沖縄市民対策会議を設置しており、引き続き暴力団排除の意識啓発に取り組んでいく必要がある。

夜間における市民の安全確保のため、本市は保安灯および防犯カメラを設置するなど、市民の安全で快適な生活環境の確保に努めるとともに、自治会の負担軽減のため、保安灯電気料を全額支援している。保安灯の設置については、自治会の要望もふまえて、必要性や優先度を考慮する必要があるとともに、防犯カメラの設置や管理については、地域住民のプライバシーに対し、最大限に配慮した慎重な取り扱いが求められる。

2. 消費者被害防止対策の推進

国は令和7（2025）年3月に「第5期消費者基本計画」を策定し、昨今の高齢化やデジタル化の進展により大きく変化する社会状況に対応するため、デジタル市場における消費者被害の特定と対策の強化や、消費者教育の推進等に取り組み、安心・安全で豊かな消費生活の実現をめざすとしている。

また、インターネットやスマートフォン、SNSの普及にともない、消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでいる事に加え、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、増加する若年者の消費者トラブルへの対策が必要である。

本市では、消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談・要望・苦情等への対応をおこなうとともに、出前講座の開催等を通じた消費者教育をおこなっている。近年、県内で相談員の人材不足が課題となっているため、人材育成や相談員の確保に向けた実効性のある取り組みが必要である。

3. 交通安全の確保

国は、交通事故防止の徹底を図るため、毎年4月と9月に「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、全国一斉交通安全運動の展開や飲酒運転根絶に向けた取り組みをおこなっている。

県においても、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現をめざす、「沖縄県飲酒運転根絶推進計画（平成29（2017）年）」を策定するなど、飲酒運転根絶に向けて総合的に施策を推進している。

本市は、「交通安全対策基本法」にもとづき、沖縄市交通安全対策会議を設置し、「沖縄市交通安全計画」を策定するとともに、高齢者や児童生徒等の歩行者の交通事故を防止するため、朝夕の登下校時における交通安全指導員による交通安全指導、小学生への交通安全教育啓発用品の配布や警察・関係機関と協力した交通安全教室の開催等に取り組んでいる。

交通死亡事故の特徴として、高齢者・歩行者の死亡者数や飲酒運転に絡む事故が多いことから、引き続き歩行者の視点に立った交通安全対策の強化を図るとともに、飲酒運転根絶に向けた周知啓蒙に継続して取り組んでいく必要がある。

本市は、交通安全対策として、交通事故が多発している道路や安全確保を要する道路、学校周辺等にカーブミラーやガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を推進している。また、生活道路の交通安全対策については、効果的に事業を実施するため、公安委員会等の関係機関と連携を図りながら、速度抑制や通過交通の進入抑制等に取り組む必要がある。

参 考

○刑法犯認知件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,003 件	1,338 件	－

○交通事故発生件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
220 件	272 件	261 件

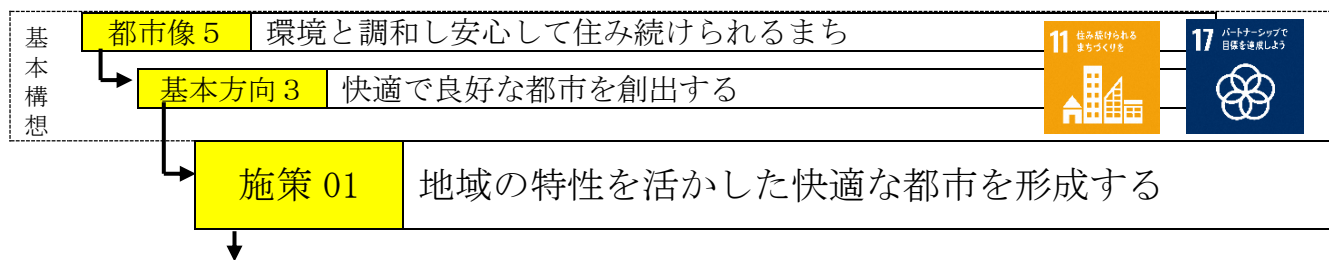
用語の解説

◆ちゅらさん運動

沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐるみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。

◆消費生活

商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。



施策の方向

1. 将来を見据えた土地利用の推進

社会構造等の変化や自然災害に的確に対応し、将来にわたって持続可能な土地利用を図るため、立地適正化計画の作成や都市再生整備計画の調査研究に取り組むとともに、都市施設の整備に向けた取り組みをおこなう。

また、産業用地の確保や低・未利用地の有効活用、無秩序な市街化の抑制に向け、用途地域の見直しや特別用途地区および特定用途制限地域の指定を検討するなど、関連計画との整合を図りながら地域の実情に応じた土地利用を促進する。

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、地域の魅力を創出する土地利用・市街地整備に向け、地権者等と連携し、周辺環境や地域特性をふまえた土地利用計画をすすめる。

2. 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進

「沖縄市景観計画」にもとづき、本市の歴史や文化が形成してきた景観資源を将来世代に引き継ぎ、地域の特色を活かした沖縄市らしい景観形成に向け、重点地区に指定されているコザゲート通りとくすのき通りにおける沿道景観の再生促進をはじめ、エリア別の景観形成方針に沿った情報提供や技術的支援をおこなう。

また、新たな重点地区の指定検討に取り組むとともに、建物等の緑化を促進するなど、市民や事業者等による愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組む。

「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」にもとづき、公共施設および公共性の高い民間施設の事前協議をおこなうとともに、バリアフリー基本構想の策定に取り組み、面的・一体的なバリアフリー化とユニバーサルデザインを推進する。

3. 火葬場の整備と墓地対策の推進

今後想定される火葬需要の増大に対応し、安定的な火葬サービスを提供するため、宜野湾市・北谷町・北中城村との協定のもと、環境に配慮した火葬場の共同整備をおこなうとともに、建設後の共同運営に向けた検討をすすめる。

また、「沖縄市墓地等に関する基本方針」にもとづく円滑な墓地行政に取り組み、可能な限りの集約化や適正地への誘導をすすめる。

4. 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進

中心市街地のにぎわい創出やまちなか居住促進、安全・安心なまちづくりの実現に向け、浸水対策等の関連事業と連携し、中の町地区および安慶田地区における土地区画整理事業を推進する。

また、優良建築物等整備事業制度の活用による建物更新や土地利用の共同化に向けて取り組むなど、地域や商店街等と連携しながら、にぎわいの創出を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
土地利用に関する都市計画決定・変更の件数	1 件	4 件	
景観計画の届出の基準適合割合	64.8%	65.0%	
中の町地区土地区画整理事業進捗率	4.5%	27.3%	
安慶田地区土地区画整理事業進捗率	29.8%	54.0%	
関連する部門別計画や指針など			
・第5次沖縄市国土利用計画（令和元～令和10年度） ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度） ・沖縄市景観計画（平成25～令和7年度） ・沖縄市緑の基本計画（平成12年度） ・（仮称）広域火葬場整備基本計画（令和6年度策定） ・沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱（平成5年度策定） ・中部広域都市計画事業安慶田地区土地区画整理事業計画書（第4回変更）（平成21～令和15年度） ・中部広域都市計画事業中の町地区土地区画整理事業計画書（第1回変更）（平成27～令和16年度） ・沖縄市中心市街地活性化基本計画（令和6～令和10年度）			
主な事業や取り組み（策定時点）			
・都市計画決定等推進事業 ・沖縄市景観まちづくり事業 ・基地返還跡地利用計画事業 ・特定駐留軍用地内土地取得事業 ・霊園管理費 ・墓地等対策事業 ・火葬場整備事業 ・安慶田地区土地区画整理事業 ・中の町地区土地区画整理事業			

現状と課題

1. 将来を見据えた土地利用の推進

本市は、市の南玄関口として期待されるキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区の跡地利用計画の策定に取り組むとともに、早期利活用が期待される知花ゴルフ場跡地や沖縄少年院跡地等の用途地域見直し等に取り組んでいる。

また、超高齢社会や激甚化する自然災害等への対応に向けた「持続可能な都市経営」の観点から、居住エリアと都市機能を誘導するため、立地適正化計画の作成に取り組んでいる。

今後は、「第5次沖縄市企業誘致基本方針」や「沖縄農業振興地域整備計画書」等の関連計画と整合を図りながら、用途地域内については、用途乖離地区や低・未利用地の有効活用のため、効果的な土地利用を検討するとともに、用途地域の指定のない区域については、無秩序な市街化の抑制に向けて、特定用途制限地域の指定等に取り組む必要がある。

2. 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進

本市は、「沖縄市景観計画」において、景観形成基準を定め、周辺の景観と調和のとれた建築物となるよう促すとともに、国際色豊かで個性的な景観を有するコザゲート通りと、かつて緑のトンネルを形成していたくすの木通りを重点地区として指定するなど、沖縄市らしい景観形成に向け、市民や事業者等との協働による、愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組んでいる。

また、誰もが安全かつ快適に公共施設や公共性の高い民間施設を利用できるよう、建築計画の協議・適合判定をおこない、建築物のバリアフリー化を促進している。

今後は、バリアフリー化とユニバーサルデザインを推進するため、引き続き、バリアフリー基本構想の策定に取り組むとともに、地域の魅力あふれる景観創出に向け、景観計画ガイドラインにもとづき、まちづくりを推進する必要がある。

3. 火葬場の整備と墓地対策の推進

超高齢社会が到来し、死亡者数が増加傾向にある中で、県内における火葬待ちの長期化が問題となっていることから、市民の経済的負担軽減や人口減少による行政事務の効率化・合理化を図るため、宜野湾市、北谷町および北中城村との共同による広域火葬場の整備に取り組んでいる。

また、令和4（2022）年より基本計画の策定や基本設計に取り組んでいるが、火葬場建設には多額の費用を要することから、財源の確保が課題となっている。

本県においては、古くからの慣習により、個人で墓を所有することが例外的に認められてきた経緯がある。平成22（2010）年度に策定した「沖縄市墓地等に関する基本方針」において、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を図っているが、誘導先となる公共霊園に空きがないため、引き続き霊園等の整備について調査・研究に取り組む必要がある。

4. 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進

本市は、中心市街地である安慶田地区および中の町地区において、安全・安心・快適にすごせる環境整備をすすめることにより、まちなか居住を促進するため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、老朽化した密集市街地の改善による良好な市街地の形成に取り組んでいる。

同地区は、広大な嘉手納基地を背景に多くの人が集まり、都市が急速に形成されたことにより、狭小幅員や行き止りとなっている道路が多く、老朽化した建物が密集するなど、防災性が低い地域となっていることから、早期に整備する必要がある。

今後は、令和6（2024）年3月に認定を受けた「第3次沖縄市中心市街地活性化基本計画」に位置づけた優良建築物等整備制度の導入に向けた検討や胡屋・中央地区交通ターミナル整備促進等の取り組みと相乗効果を図り、にぎわい創出やまちなか居住促進、安全・安心なまちづくりの早期実現に向けた取り組みをすすめる必要がある。

参 考

○景観計画の届出の基準適合割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度
40.9%	52.9%	64.8%

用語の解説

◆用途地域

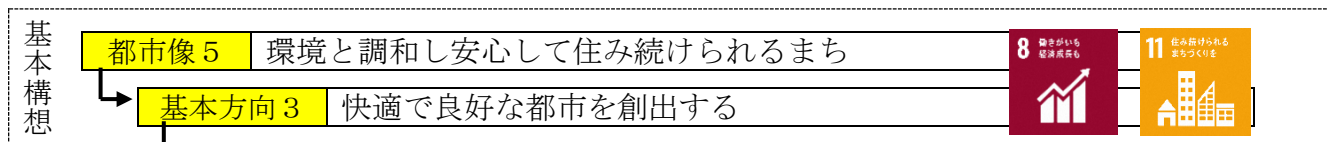
都市計画法で区域を定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第一種低層住居専用地域など13種類があり、建築基準法により規制をおこなう。

◆特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうためにさだめる。例として居住環境や公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象として定める。

◆ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。



施策 02 東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する

施策の方向

1. 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進

スポーツコンベンション拠点およびビーチフロント観光地の創出に向け、機運醸成のための取り組みや国および県がおこなう埋立事業や臨港道路整備等を促進するとともに、埋立事業の進捗にあわせたインフラ等の整備を推進する。

また、庁内における推進体制を強化するとともに、関係機関と連携し、持続可能な開発に向けた土地利用計画を推進する。

2. 豊かな環境と共生した取り組み

自然との共生に向け、潮乃森の土地利用における環境保全措置を促進するとともに、市民や地域団体、企業、教育機関等と連携し、潮乃森とその周辺環境の清掃活動や環境意識の高揚を図るなど、環境保全に関する取り組みをおこなう。

また、「潮乃森」の特性を活かしたカーボンニュートラル実現に向け、企業や関係機関等と連携し調査研究をおこなう。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
開発地区の行政区域編入	約 19ha	約 95ha	人工島全域の行政区域編入

関連する部門別計画や指針など

- ・ 第 5 次沖縄市国土利用計画（令和元～令和 10 年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和 17 年度）
- ・ 沖縄市環境基本計画（沖縄市地球温暖化対策実行計画）（令和 3～令和 12 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 東部海浜地区開発事業
- ・ 沖縄市東部海浜開発推進協議会補助金
- ・ 環境に関する取組

現状と課題

1. 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進

「潮乃森」は、昭和 62（1987）年に策定した東部海浜地区埋立構想を契機に、国および県による埋立事業がすすめられ、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」において、多彩で高付加価値の国際観光・交流拠点を形成する事業として位置づけられるなど、本市のみならず、本島東海岸地域を活性化する観光地となることが期待されている。

本市は、平成 14（2002）年に着手された国と県による埋立工事が、いまだに完了していない状況にあるため、地域住民からの早期整備を切望する声をふまえ、継続的に地域関係団体と連携した要請活動を実施している。

また、平成 22（2010）年度に策定した土地利用計画では、「スポーツ」「健康・医療」「交流」をテーマに、「スポーツコンベンション拠点の形成」を掲げ、雇用創出やまちの活性化に向けた土地利用を図ってきたが、社会情勢の変化と観光ニーズをふまえ、世界を視野に入れたビーチフロント観光地をめざすため、令和 3（2021）年度に土地利用計画を修正するとともに、大型のプレジャーボート受入れに向けたマリーナ周辺エリアの検討に着手している。

今後は、早期整備に向け、引き続き、機運醸成や地域関係団体と連携した要請活動に取り組むとともに、円滑な土地の利活用を見据え、埋立事業の完了にあわせた橋梁、臨港道路等インフラ整備の促進や公共施設用地の取得等に取り組む必要がある。

2. 豊かな環境と共生した取り組み

潮乃森の埋立事業においては、中城湾港泡瀬地区環境監視委員会による環境影響評価の結果、これまで埋立工事に起因する環境影響は確認されていない。

中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会における行動計画では、「人工島を活用した地域の発展と調和しつつ、人工島および周辺の自然環境を保全・創造し、また適正な利用を図る」という大目標のもと、人工海浜に生物・学習エリアを設けるとともに、緑地には野鳥園の整備も計画されており、埋立完了後の土地利用においても環境に配慮することとなっている。

本市では、「水質・底質の改善に寄与する環境の再生」および「多様な生物が生育・生息する自然環境の再生」を図るため、平成 19（2007）年に沖縄県との共同による「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプラン」を策定し、泡瀬干潟観察会や野鳥観察会などの環境利用学習を実施するとともに、沖縄市東部海浜開発推進協議会と連携した比屋根湿地・泡瀬海岸の清掃活動等をおこなっている。

また、本市が令和 3（2021）年度におこなったゼロカーボンシティ宣言をふまえ、潮乃森におけるカーボンニュートラル実現に向けた基礎調査やイベントの脱炭素化の実施、企業や関係機関等と連携した調査研究をすすめている。

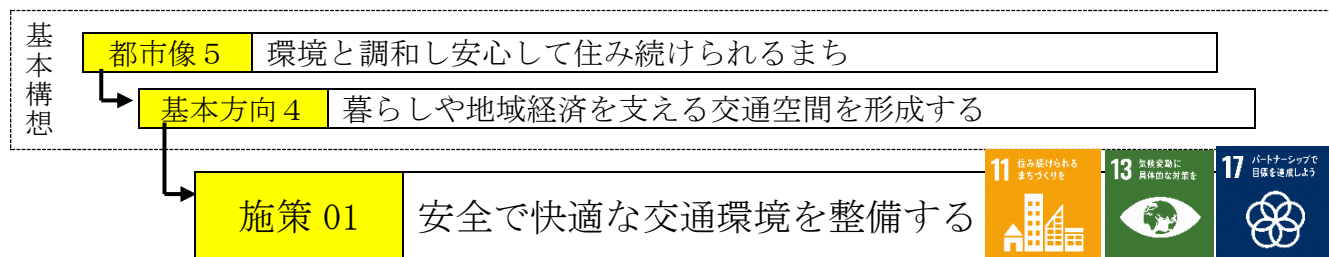
引き続き、泡瀬地域の豊かな環境を活かした観察会や地域団体等と連携した清掃活動の継続など、環境意識の啓発活動をおこなうとともに、企業や関係機関等との連携によりカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む必要がある。

参 考

平成 30 年 6 月に約 19ha を行政区域編入
（「あらたに生じた土地の確認について」、
「町の区域及び名称の設定について」を議決）

用語の解説

◆大型のプレジャーボート
一般的に、全長が 24 メートル（80 フィート）
を超えるクルーザーヨット等を指す



施策の方向

1. 総合的な交通体系構築の促進と道路整備

快適で移動しやすい道路環境の実現に向け、国道 330 号および県道 20 号線の拡幅、(仮称)池武当インターチェンジの整備促進に加え、胡屋北交差点や登川交差点、高原交差点等の改良を促進するとともに、交通環境の変化をふまえ、「沖縄市道路整備プログラム」にもとづく計画的な道路整備に取り組む。

市民生活を支える道路については、常に良好な状態で使用できるよう、計画的かつ効率的な維持管理に努め、地域と連携した環境美化に取り組むとともに、未買収道路用地の取得をすすめる。

また、中部圏域の発展および市の活性化に向け、嘉手納飛行場の軍民共用および臨海部における港湾機能の強化について、調査研究や国への要請活動に取り組む。

2. 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成

障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが安全かつ快適に利用しやすく、将来にわたって持続可能な地域公共交通の環境整備に向け、循環バスのサービス向上や国・県・交通事業者等と連携しながら市内バス停の利用環境改善や多様なモビリティの導入等に取り組む。

また、広域的な移動を担う新たな公共交通システムや基幹バスシステムと市内各地を結ぶ循環バス等の連携による「地域公共交通ネットワークの構築」および「交通拠点を中心とした回遊性の向上」に向け、国や県、地域ならびに商店街等と連携し、胡屋・中央地区交通ターミナル整備を促進するとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向け、道路空間の魅力向上に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
道路愛護団体数	85 団体	97 団体	
循環バス利用者数	102,150 人/年	106,000 人/年	

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和 17 年度）
- ・沖縄市都市計画道路整備プログラム（平成 28 年度策定）
- ・那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画（令和 4 年 3 月策定）
- ・沖縄市交通基本計画（平成 27 年度策定）
- ・第二期沖縄市総合交通戦略（令和 5 ～令和 17 年度）
- ・沖縄市地域公共交通網形成計画（平成 30 ～令和 7 年度）
- ・沖縄市交通拠点整備基本構想（令和 6 年 6 月策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・道路整備事業
- ・道路局補助事業
- ・街路整備事業
- ・道路景観形成推進事業
- ・市北部地区道路整備事業
- ・地方改善施設整備事業
- ・一般単独道路改良事業
- ・橋梁長寿命化対策事業
- ・道路管理費
- ・潰地対策事業（その他その他道路）
- ・公共交通活性化推進事業
- ・交通拠点整備促進事業

現状と課題

1. 総合的な交通体系構築の促進と道路整備

本市は、沖縄自動車道が南北に縦貫し、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道 329 号と国道 330 号が交差する交通の要衝となっているが、主要渋滞箇所が 14 箇所 3 区間存在することから、交通渋滞の解消に向け、胡屋北交差点や登川交差点、高原交差点等の主要交差点の改良、国道 330 号および県道 20 号線の拡幅、（仮称）池武当インターチェンジの早期整備、沖縄バイパスおよび県道 24 号線バイパスの整備検討を促進するとともに、さらなるアクセス性向上・体系的道路交通網の構築に向け、安慶田中線の整備やセンター中央通り線（パークアベニュー）の 2 車線化、長期未整備都市計画道路の整備・廃止にむけた検討等に取り組んでいる。

また、路線距離約 390 km、路線数 1,752 本、68 橋の道路・里道・橋梁については、道路舗装や側溝等の老朽化に加え、近年、局地的な集中豪雨による道路冠水が課題となっていることから、日常・緊急点検パトロールの実施や道路・公園損傷等通報アプリ、道路台帳システムを活用するなど、計画的かつ効果的な維持修繕・清掃等をおこない、適切な道路管理に努めている。

今後は、市民協働による道路環境の維持に向け、道路愛護活動を促進するとともに、長年課題となっている未買収道路用地については、「未買収道路用地の買上げ優先順位を付ける基準」により、継続的に用地取得をすすめる必要がある。

また、中部圏域の発展や本市の活性化に向け、嘉手納飛行場の利活用に関する調査研究や中城湾港新港地区の利用促進に取り組む必要がある。

2. 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成

県は、胡屋バス停までバスレーン延長を計画しており、バス網再構築等とあわせた基幹バスシステムの導入により、本市の都市間交流拠点としての役割が期待されることから、国・県・市・交通事業者が一体となって、利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築に取り組む必要がある。

本市では、令和 2（2020）年度より市内循環バスを 4 ルートに増加させたことで、路線バスを含めたバスのカバー率が 86%に向上しているものの、深刻な運転手不足等による減便への対応やバス待ち環境の改善等に課題がある。

交通拠点の形成に向けては、基幹バスシステムやシェアサイクル等の多様なモビリティの導入を視野に、令和 6（2024）年 6 月に策定した「沖縄市交通拠点整備基本構想」にもとづき、回遊性の向上とにぎわいの創出に向け、国によるバスタプロジェクトと連携し、地域や商店街、沿道の店舗等と一体となって、道路空間を活用した居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに取り組む必要がある。

参 考

○道路愛護団体数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
56 団体	64 団体	85 団体

○循環バス利用者数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
76,701 人/年	78,828 人/年	102,150 人/年

用語の解説

◆幹線道路

骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。

◆生活道路

幹線道路以外の生活に密着した道路。

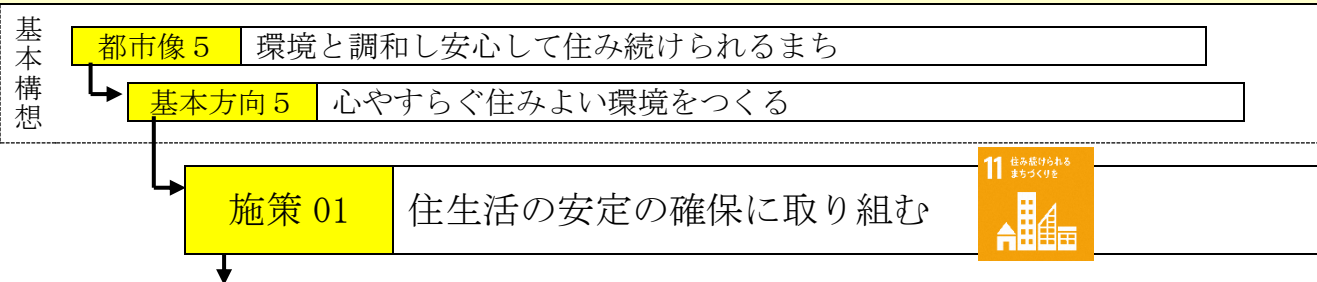
◆新たな交通システム

鉄軌道を含む新たな公共交通システム。

◆基幹バスシステム

沖縄市と那覇市間において新たな公共交通システムを補完する公共交通。

(5501) 住生活の安定の確保に取り組む



施策の方向

1. 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え

長期にわたって市営住宅の良好な状態を保つため、「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、定期点検や日常点検、修繕工事をおこなうなど、計画的かつ効率的な維持修繕・管理に努める。

山内市営住宅および池原市営住宅の建替については、周辺との調和や地域ニーズ、子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者に対応した多様な住宅の供給に取り組む。

2. 安全・安心な住環境の向上促進

空家等の適切な管理および既存ストックの活用に向け、所有者等へ啓発を図るとともに、「空き家バンク」による情報提供や空家等の除去費支援に取り組む。

また、「沖縄市空家等対策推進計画」を見直すなど、空家等に関する施策の実効性を高め、総合的かつ計画的に推進する。

安全・安心な住まいと住環境づくりの促進に向け、通学路に面するブロック塀等の撤去費や住宅リフォーム工事費の支援に取り組む。

子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保については、市営住宅の供給に加え、「沖縄市居住支援協議会」を通じて、貸主が抱える不安の解消を図るなど、不動産関係者および福祉関係者とのネットワークを生かし、民間賃貸住宅への入居を促進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
市営住宅供給戸数	1,002 戸	1,057 戸	建替時に増戸 (建替の除却・建設による増減を見込む)
空家等除却費補助件数（累計）	6 件	42 件	令和 6（2024）年度からの累計補助件数

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市住生活基本計画（令和 2～令和 11 年度）
- ・ 沖縄市市営住宅ストック総合活用計画（平成 27～令和 6 年度）
- ・ 沖縄市市営住宅長寿命化計画（令和 3～令和 12 年度）
- ・ 沖縄市空家等対策推進計画（令和 2～令和 11 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 市営住宅長寿命化対策事業
- ・ 市営住宅維持管理費
- ・ 山内市営住宅建替事業
- ・ 池原市営住宅建替事業
- ・ 空家等対策推進事業
- ・ 住宅リフォーム支援事業
- ・ 沖縄市居住支援協議会

現状と課題

1. 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え

本市には、市営住宅が8団地あり、築40年以上の施設が存在していたことから、平成26（2014）年度に改定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」において、安慶田・泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の5か所、計26棟（556戸）を建替えが必要な施設として定めた。

現在、安慶田・泡瀬・美里市営住宅の建替えが完了しており、山内・池原市営住宅については、バリアフリー化や併設施設の検討など、入居者の視点や地域ニーズもふまえながら建替えに取り組んでいる。

今後は、人口減少社会の到来や住宅確保要配慮者数の動態を考慮しながら、施設の長寿命化に取り組み、財政負担の縮減・平準化を図る必要がある。

2. 安全・安心な住環境の向上促進

本市は、住生活基本法にもとづき、「支えあい だれもが住み続けられる 安全・安心な住まいづくり」を基本理念に「沖縄市住生活基本計画」を策定しており、令和5（2023）年度には県内市町村で初となる「沖縄市居住支援協議会」を設立するなど、子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保に向け、関係機関と連携し取り組んでいる。

適切に管理されていない空家等は、景観を損ねるだけでなく、ゴミや雑草、倒壊の危険性等により、周辺の生活環境に影響を及ぼすことから、「沖縄市空家等の対策の推進及び適正な管理に関する条例」および「沖縄市空家等対策推進計画」にもとづき、所有者等に対し適切な管理の啓発をおこなうことにより、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の除却費やバリアフリー化等の住宅リフォーム工事費を支援するなど、地域資源としての利活用を継続的に促進する必要がある。

また、マンションについては、将来を見据え、管理組合による適正な管理を促進する必要がある。

参 考

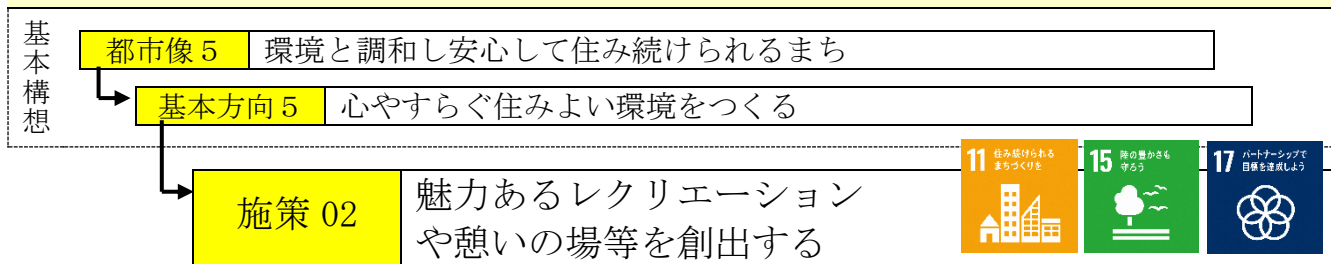
○市営住宅管理状況一覧

団地名	棟	戸数	備考
登川市営住宅	7棟	168戸	個別改善
久保田市営住宅	2棟	24戸	維持保全
室川市営住宅	9棟	292戸	維持保全
安慶田市営住宅	4棟	198戸	維持保全
泡瀬市営住宅	3棟	132戸	維持保全
美里市営住宅	1棟	60戸	維持保全
山内市営住宅	0棟	0戸	建替事業中
池原市営住宅	6棟	128戸	建替
合計	32棟	1,002戸	

○空家等除却費補助件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	—	6件

(5502) 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する



施策の方向

1. 計画的な公園の整備

市民に親しまれる公園づくりに向け、地域や企業等と連携し、計画的な公園整備を推進するとともに、フェーズフリーおよびユニバーサルデザインの考えのもと、災害時にも対応し、だれもが安全かつ快適に利用できる公園施設整備をすすめる。

また、「沖縄市公園施設長寿命化計画」にもとづき、既存公園施設の適正な維持管理に取り組む。

2. 地域とともに育む緑と花の空間創出

緑と花あふれるガーデンシティの実現に向け、「緑の基本計画」にもとづき、地域や公園愛護団体、企業等と連携し、公園施設等の維持管理や緑化推進、緑地の保全に取り組むとともに、「花いっぱい推進運動」等を通じて、市民の緑化に対する意識高揚を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
一人当たりの都市公園の面積	9.3 m ²	9.4 m ²	
防災機能を有する公園施設の整備箇所数	4 か所	11 か所	指定緊急避難場所に指定された公園：12 公園

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和 17 年度）
- ・ 沖縄市公園施設長寿命化計画（令和 5 年度策定）
- ・ 沖縄市緑の基本計画（平成 12 年度策定）
- ・ 花いっぱい推進運動

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 公園整備事業（公共投資交付金）
- ・ 公園整備事業
- ・ 市北部地区公園整備事業
- ・ 公園管理費
- ・ 公園災害防除事業
- ・ 緑化推進事業

現状と課題

1. 計画的な公園の整備

国は、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、都市公園法を定めている。また、公園整備にあたり、民間活力の導入や公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とした公募設置管理制度（Park-PFI）等を創設している。

本市は、「沖縄市都市公園条例」において、市民一人当たりの公園面積を 10 m²以上と定め、スポーツ・レクリエーション活動等を楽しむ市民の憩いの場として、公園整備をすすめており、令和 5（2023）年度には、コザ運動公園サッカー場跡地に Park-PFI 制度を活用した便益施設等の供用を開始している。

また、災害発生時に避難場所としての機能が十分に発揮できるよう、フェーズフリーの考え方も取り入れ、指定緊急避難場所となる公園を対象に、かまどベンチや非常用照明設備等の防災機能を有する公園施設の整備をすすめている。

今後は、地域ニーズや配置バランス等をふまえながら、必要な公園の整備に向けて取り組むとともに、公園施設のライフサイクルコストを削減するため、「沖縄市公園施設長寿命化計画」にもとづく対策をおこなう必要がある。

2. 地域とともに育む緑と花の空間創出

国は、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題に対応するため、都市緑地の重要性が高まっていることをふまえ、令和 6（2024）年度に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を定めている。

本市は、緑化に対する市民意識の高揚を図ることを目的に、花の種苗や肥料等を配布する「花いっぱい推進運動」を実施するとともに、国土交通省および林野庁が定める「森と湖に親しむ旬間」にあわせ、毎年「倉敷ダムまつり」を開催し、森林やダム等の重要性の理解向上を図っている。

また、地域や公園愛護団体と連携し、安全・安心な公園づくりに取り組んでいる。

今後は、農地や森林等の緑地が、宅地等への転換により年々減少していることをふまえ、緑地の保全に取り組むとともに、市民が日頃から緑に親しめるよう、公園や歩道等の公共施設における緑化を推進し、市民の緑化に関する意識の向上や普及を図る必要がある。

参 考

市内の公園数（沖縄市管理）

公園種別	令和 6 年度末現在	
	数	面積 (ha)
街区公園	73	13.39
近隣公園	11	16.17
総合公園	2	20.76
運動公園	1	25.34
歴史公園	1	0.38
都市緑地	7	8.17
合計	95	84.21

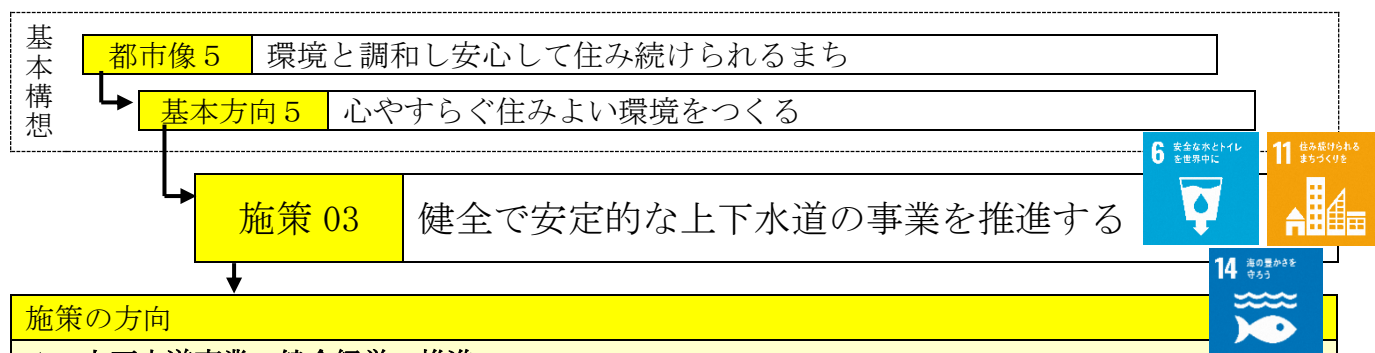
用語の解説

◆公募設置管理制度（Park-PFI）

平成 29 年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として設けられた制度のことで、飲食店、売店等の公園利用者の利便性に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的におこなう者を、公募により選定する制度

◆ガーデンシティー

まち全体を花や緑に包まれた庭にするという発想で、街路樹や公園のネットワーク化、住宅の緑化などにより、緑と建物等が調和したまち。



1. 上下水道事業の健全経営の推進

「沖縄市水道事業基本計画」や水道および下水道事業の「経営戦略」等にもとづき、安全・安心な水道事業の展開および計画的・効率的な管理運営に努めるとともに、持続可能な経営に向け、事業の検証をはじめ、民間企業のノウハウ活用やDXの推進、適正な料金設定等に取り組む。

2. 上水道施設の整備

「沖縄市水道施設整備事業計画」にもとづき、老朽化している水道施設の計画的な更新や主要施設の重点的な耐震化をすすめるなど、水道施設の維持管理および機能強化に取り組む。

また、平時より、災害時における応急給水への迅速な対応や水道施設の早期復旧に取り組める体制づくりを推進する。

3. 下水道施設の整備と下水道への接続促進

「ストックマネジメント計画」にもとづき、管路等の下水道施設の点検・調査や修繕・改築等を計画的におこなうなど、予防保全も含めた施設管理の最適化に努める。

また、東部地区等の未整備区域については、経済性の検証や開発動向を注視しながら整備をすすめるとともに、環境問題の未然防止に向け、未接続世帯の公共下水道への接続を継続的に促進し、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全に努める。

4. 浸水対策の推進

「沖縄市雨水管理総合計画」にもとづき、対策が必要な地域における雨水排水路の新設および改修等をおこなうとともに、関係部署・地域と連携した雨水排水施設の清掃や雨水流出抑制の促進など、総合的な浸水対策に取り組む。また、近年、局地化・激甚化・集中化する降雨への市民の防災意識を高めるため、内水ハザードマップの作成等を通じた意識啓発に取り組むとともに、比謝川と川崎川の未整備区間については、引き続き県による河川の早期整備を促進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
上水道事業経常収支比率	98.98%	100%以上	費用に対する収益の割合を示す。
基幹管路の耐震化率	40.8%	47.8%	(耐震適合性のある基幹管路延長 / 基幹管路延長) × 100
重要な幹線等の耐震化率(汚水)	24%	30%	重要な幹線等の耐震化延長の割合を示す。
都市浸水対策達成率	61%	71%	都市浸水対策を整備した面積の割合を示す。

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）（平成24年度策定） ・沖縄市水道事業基本計画（令和6年度策定） ・沖縄市水道事業経営戦略 改定版（令和7年度策定） ・沖縄市下水道事業経営戦略（令和2年度策定） ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度） ・沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画（令和4年度策定） ・沖縄市汚水処理施設整備構想（平成27年度策定） ・沖縄市雨水管理総合計画（令和元年度策定） ・沖縄市公共下水道事業 事業計画変更（令和4年度認可）

主な事業や取り組み（策定時点）

・上下水道事業経営戦略 ・水道施設整備事業 ・公共下水道事業 ・公共下水道事業（浸水対策）

現状と課題

1. 上下水道事業の健全経営の推進

本市の上下水道事業は、旧コザ市と旧美里村の事業を引継ぐ形で創設し、安全・安心な水の供給や水質保全、公衆衛生の向上を図るため、日々の水質検査や設備点検等を実施している。

また、水道モニター制度により広く市民の意見を聴取するとともに、水道週間や下水道の日等を通じて、上下水道事業への理解と関心を高め、市民サービスの向上、効率的な事業運営をめざしている。

令和7（2025）年3月には、水道ビジョンを「沖縄市水道事業基本計画」に改定し、人口減少や物価高騰、頻発化・激甚化する災害など、経営環境が厳しさを増すことを見据え、安心・強靱・持続の3つの観点から水道事業を推進するとしている。

今後は、給水人口や給水量の推移、維持管理費等に係るコストを適切に把握するとともに、上下水道事業間の人材交流および技術共有やDXの推進、ウォーターPPPをはじめとする官民連携の導入、適正な料金設定の検討など、持続可能な経営に向けて取り組む必要がある。

2. 上水道施設の整備

全国的に、高度経済成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が進行している中、本市においても、法定耐用年数を超える送・配水管が約16%存在しており、老朽化に伴う漏水の増加や赤水の発生が懸念されている。

近年、頻発化・激甚化する災害をふまえ、平時はもとより、災害時においても安定的に水の供給がおこなえるよう、基幹管路の耐震化率を高めるとともに、避難所や病院等の重要拠点に供給する管路の耐震化に取り組むなど、計画的・重点的に水道施設のレベルアップを図る必要がある。

3. 下水道施設の整備と下水道への接続促進

本市の公共下水道は、事業着手から約50年が経過し、令和6（2024）年度末時点で処理区域面積2,773ha、普及率97.3%となっている。水洗化率については90.1%となっており、公衆衛生の向上を図るため、未接続世帯の戸別訪問や水洗便所改造資金貸付制度、高齢者世帯等に対する接続補助をおこなうなど、下水道接続を促進する必要がある。

また、全国的に下水道施設等の老朽化による道路陥没が発生しており、本市においても今後施設の老朽化が進行すること等をふまえ、計画的に点検・調査や予防修繕、改築・更新等をおこない、施設管理の最適化に取り組むとともに、東部地区等の未整備地域については、宅地開発等の動向を見極めながら整備をすすめる必要がある。

4. 浸水対策の推進

本市の浸水対策は、10年に一度発生する規模の降雨に対応するため、浸水被害のリスクが高い地域を対象に管路等を重点的に整備するとともに、既設排水路の排水機能を維持するため、計画的な除草や浚渫に取り組んでいる。

近年、局地化・激甚化・集中化する降雨災害をふまえ、未整備となっている比謝川や川崎川の早期整備を促進するとともに、外的要因で発生する浸水対策については、既設排水路の再評価や改修工事など、地域特性を見極めながら実施する必要がある。

また、内水ハザードマップを活用し、水害情報を広く発信するとともに、関係部署と連携した雨水排水施設の清掃や官民開発地の雨水流出抑制など、総合的な対策をおこなう必要がある。

参 考

○上水道事業経常収支比率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
103.03%	106.46%	98.98%

○基幹管路の耐震化率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
39.0%	40.5%	40.8%

○下水道普及実績（令和6年度）

区域	市全体
A 処理区域面積 ^{注1} (ha)	2,773
B 行政区域内世帯数	67,601
C 処理区域内世帯数 ^{注2}	65,745
D 処理区域内水洗化世帯数 ^{注3}	59,269
普及率（世帯）（C／B）（%）	97.3
水洗化率（世帯）（D／C）（%）	90.1

用語の解説

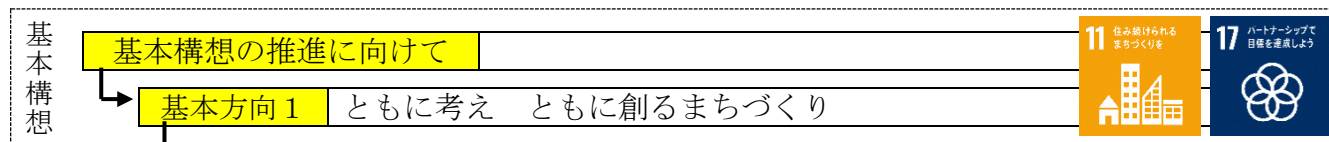
注1 処理区域面積：事業認可区域における整備済み面積。

注2 処理区域内世帯数：公共下水道への接続が可能な世帯数。

注3 処理区域内水洗化世帯数：公共下水道へ接続した世帯数。

◆ストックマネジメント

管理する施設の老朽化や性能等を把握し、持続可能な市民サービスを提供するため、長期的な視点で施設の修繕や更新を効率的におこなっていくこと。



施策 01 共創のまちづくりを推進する

施策の方向

1. 多様な主体との連携

地域の課題解決や活性化、質の高い行政サービスの提供を図るため、自治会をはじめ、市民や様々な団体等との協働のもと、本市のまちづくりに取り組むとともに、大学や企業等との相互連携をすすめていく。

2. 開かれた行政の推進

すべての市民に市政情報を提供できるよう、広報紙やホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、広報活動の充実を図るとともに、こどもや若者等、市民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントをはじめ、様々な手法により広聴機会の確保に取り組む。

また、市の保有するデータを積極的に公開するとともに、行政運営の透明性および市民の信頼確保を図るため、情報公開制度や個人情報保護の適切な運用をおこなう。

3. SDGs の推進

持続可能なまちづくりに向け、沖縄市総合計画をはじめ、各分野別計画に SDGs を位置づけて一体的に推進していくとともに、市民や様々な団体へのさらなる浸透を図る。

4. 地方創生の推進

「沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、AI・デジタル等の新たな技術を活用するなど、国・県等の動向を注視しつつ本市の実情をふまえた迅速かつ効果的な取り組みをすすめていく。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
本市と締結した連携協定にもとづく活動数	372 件	552 件	30 件/年の増

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市パブリックコメントに関する要綱(平成 24 年度)
- ・ 沖縄市情報公開条例 (平成 13 年度)
- ・ 沖縄市個人情報保護法施行条例 (令和 5 年度)

主な事業や取り組み (策定時点)

- ・ 総合計画推進事業
- ・ 広報事業
- ・ 市政情報公開事業

現状と課題

1. 多様な主体との連携

本市は、人材育成や災害時の対応、健康増進に関する取り組みなど、地域の課題解決を図るため、大学や企業等と連携協定を締結するとともに、令和6（2024）年7月に「自治会との協働に向けた基本方針」を策定しており、自治会とのさらなる連携が期待されている。

市民や地域の抱える課題が多様化・複雑化するなか、行政のみでは解決することが難しくなっていることから、引き続き、様々な団体等との連携をすすめていく必要がある。

2. 開かれた行政の推進

本市は、令和3（2021）年に個人情報保護法が改正されたことをふまえ、関連条例の制定・廃止をおこない、制度の適正な運用に努めている。

また、市政情報に対する市民の知る権利を保障するため、「広報おきなわ」や「点字広報」、「声の広報」の発行および SNS（Facebook、LINE）等により情報発信をおこなっている。

市の保有するデータをホームページ上で公開（オープンデータ化）するとともに、オンラインプラットフォームを活用して幅広く意見を募っているが、より一層の情報提供および意見聴取に取り組んでいく必要がある。

3. SDGs の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択されており、本市は、各種計画に SDGs を位置づけるよう努めている。

国は、令和5（2023）年12月に改訂した実施指針において、気候変動や感染症をはじめとした、採択当時には想定されなかった複合的課題に直面しているものの、目標達成に向けた取り組みを強化・加速していくとしている。

本市においても、引き続き総合計画をはじめとする各種計画に SDGs を位置づけて一体的に推進していく必要がある。

4. 地方創生の推進

本市は、人口増加に向けた雇用の拡大や子育て支援の推進等、各種施策を総合的に展開するため、平成28（2016）年に「沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、これまで2回改訂している。本市の総人口は令和3（2021）年まで増加で推移してきたが、以降は3年連続で減少している。

令和7（2025）年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」においては、各主体が果たすべき役割や主な施策等が示されており、本市においても、本構想にもとづき、地方創生に向けた実効性のある取り組みを総合的に推進していくことが求められている。

参 考

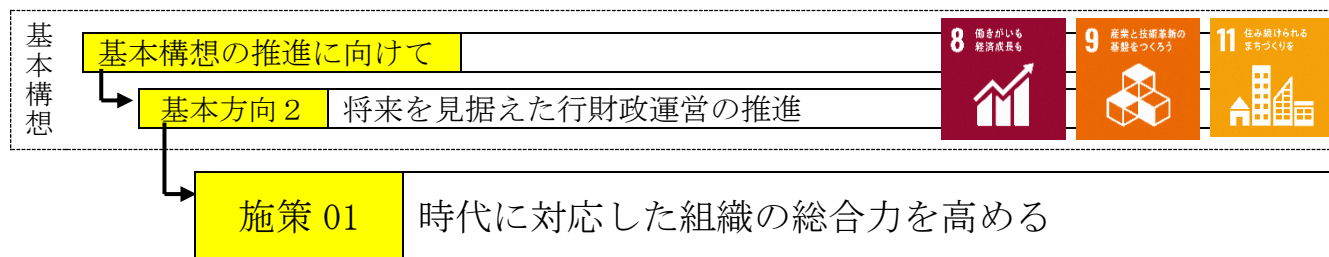
○本市と締結した連携協定にもとづく活動数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
260件	329件	372件

用語の解説

◆オープンデータ

公共や民間が保有する様々なデータのうち、誰でも利用できるように公開されたデータのこと



施策の方向

1. 人材・組織マネジメントの推進

職員一人ひとりが市民に対して敬愛と感謝の心をもって接遇するとともに、公務員としての自覚を持ち、公正な職務の遂行に努める。

社会情勢の変化や高度化・複雑化する市民ニーズ等に的確に対応するため、研修の充実や人事評価制度の実施等による人材育成をすすめるとともに、各種ハラスメント対策をはじめ、女性活躍の推進や働き方改革等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

また、民間経験者の採用や再任用等の多様な人材の確保、機能的な組織体制の構築、適正な定員管理および人事評価結果の活用に取り組む。

2. DXの推進

市民サービスの向上や業務効率化を図るため、行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの推進など、市民の視点に立った行政サービスの再構築や職員のデジタル人材育成等に取り組むとともに、地域の課題解決や活性化に向け、各分野とデジタルを掛け合わせた高付加価値化を図るなど、データ利活用やデジタル化によるメリットを享受できる地域社会づくりを推進する。

また、DX推進に関する専門的な助言を得るため、引き続き外部人材の活用に取り組むとともに、情報資産を保護するため、セキュリティ対策の徹底を図る。

3. 広域連携の推進

中部圏域の活性化や共通課題の解決など、広域的な行政課題に対し、持続可能で効率的・効果的な事業展開を図るため、関係市町村間の連携促進等に取り組む。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
能力評価の平均点	76.5 点	80.8 点	毎年 1 % の上昇を目標とする
オンライン化手続数（累計）	122 件	250 件	オンライン化した手続き種類の件数
デジタルツール活用による業務の削減時間（累計）	13,790 時間	30,000 時間	RPA等の導入により削減できた業務時間
共同処理する事務の件数	8 件	8 件	現状値以上の件数をめざす

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市人づくり基本方針（令和2年度策定）
- ・沖縄市デジタル人材育成基本方針（令和6年度策定）
- ・沖縄市コンプライアンス行動指針（令和7年度）
- ・沖縄市情報セキュリティ基本方針（平成27年度策定）
- ・沖縄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年度）
- ・沖縄市DX推進計画（令和3年度策定）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・職員研修費
- ・情報基盤整備事業
- ・情報セキュリティ強化対策事業
- ・地域活性化負担金
- ・デジタル化推進事業

現状と課題

1. 人材・組織マネジメントの推進

国は、令和 5（2023）年度に「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、地方公共団体の人材育成において留意・検討すべき事項を示している。

本市は、高度化・複雑化する市民ニーズに対応するため、令和 3（2021）年 3 月に「沖縄市人材育成基本方針」を「沖縄市人づくり基本方針」として改訂し、職員のさらなる資質向上と組織マネジメントの強化に取り組んでいる。また、平成 28（2016）年度から人事評価制度を導入しているが、さらなる制度の適正実施および運用について検討が必要である。

本市の職員採用候補者試験では、一般行政職を含め、特に専門職全体で申込者数・受験者数が減少傾向にあるため、全国から受験可能なテストセンター方式を活用するなど、職員の安定確保に努めている。

職員一人ひとりが持つ能力を十分に発揮し、限られた人員のなかでも、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、能力評価の結果を活用した職員研修の実施による人材育成をおこなうとともに、精神的な理由による休職・療養者数が増加傾向にあるなか、パワーハラスメントやカスタマーハラスメント等の対策や働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むなど、引き続き職員が働きやすい環境づくりをすすめる必要がある。また、職員一人ひとりが敬愛と感謝の心で市民と接するとともに、公務員としての自覚と自らの行動に責任を持って行政サービスを提供し、市民からの信頼確保に努めていく必要がある。

新たな行政需要、市民ニーズに的確に対応するため、機能的な組織体制の構築や適正な定員管理に取り組む必要がある。

2. DXの推進

国は、令和 7（2025）年 6 月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、デジタル化による地域の活性化やデジタル人材の育成等に取り組むとしている。

本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現をDXの側面から支援するため、令和 4（2022）年 3 月に「沖縄市DX推進計画」を策定するとともに、令和 5（2023）年度よりDX戦略室を新設し、生成AIやオープンデータ、RPA等を活用した市民サービスの向上や業務効率化に取り組んでいる。さらに、令和 7（2025）年 2 月に「沖縄市デジタル人材育成基本方針」を策定し、職員のデジタル技術活用能力の向上を図るとともに、DX推進に関する専門的な助言等を得るため、外部人材の活用に取り組んでいる。

デジタル社会に対応するため、職員がデジタル技術やデータを利活用し、効率的かつ効果的に業務を遂行するスキルを備えるとともに、急速に変化する国の動向や社会情勢、デジタル技術の進化等を注視しつつ、情報セキュリティの強化に取り組む必要がある。

3. 広域連携の推進

国は、令和 22（2040）年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、地域の枠を越えた連携が重要であるとしている。

本市は、ちゅーぶ広域産業まつり等の開催をはじめ、各種事務の共同処理をおこなうなど、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的な共同事務をおこなうとともに、倉浜衛生施設組合や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会、火葬場の共同整備等、近隣市町村との連携による効率的・効果的な事業運営や基地問題への対応等に取り組んでいる。

今後も、広域的な行政課題に対応できるよう、中部地域に共通する課題の整理等をはじめ、関係市町村の連携・協力を強化していく必要がある。

参 考

○能力評価の平均点

令和4年度	令和5年度	令和6年度
75.3点	76.4点	76.5点

○オンライン化手続数（累計）

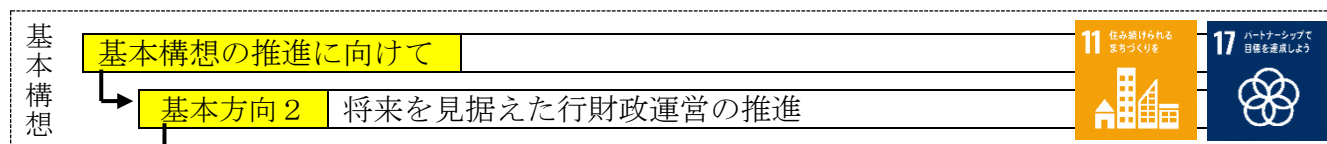
令和4年度	令和5年度	令和6年度
57件	91件	122件

○デジタルツール活用による業務の削減時間（累計）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,151時間	10,734時間	13,790時間

○共同処理する事務の件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
7件	8件	8件



施策の方向

1. 財政の健全化

持続可能で質の高い行政サービスの提供に向けて、費用対効果を意識した事業の実施および検証をおこなうとともに、一般会計および特別会計、地方公営企業会計において財政の健全化および透明性の確保を図るため、行財政改革に取り組む。

収納率の向上に向け、オンライン決済システムをはじめとする多様な納付手段を提供するとともに、適正かつ効率的な債権管理等に取り組む。また、社会情勢の変化や公平性の観点等をふまえ、施設使用料および手数料の適正化を図る。

国および県の支援事業や起債等の活用をはじめ、ホームページや印刷物等による有料広告やネーミングライツ、ふるさと納税等により財源の確保に向けて取り組む。

2. 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用

財政負担の軽減および平準化を図るため、施設の維持や更新等においては、費用の縮減や予防保全等に努めるとともに、将来の財政状況等を見据えた施設の適正配置や機能の集約化等に取り組む。

また、業務の効率化および効果的な行政サービスの提供に向け、指定管理者制度や PFI 方式など、民間能力を活用した効果的な手法を検討していく。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値	説 明
経常収支比率	93.8%	93.8%	現状値を維持し低減をめざす

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和 49 年度）
- ・ 沖縄市公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～令和 8 年度）
- ・ 沖縄市公の施設における施設管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年度）
- ・ 沖縄市アウトソーシング推進に関する指針（平成 16 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ ふるさと応援寄附金事業

現状と課題

1. 財政の健全化

本市の財政状況については、国の示す健全化判断比率において、すべての指標で健全な状況にあるものの、経常収支比率は増加傾向となっており、財政の硬直化がすすんでいる。また、市税が増加傾向にある一方、地方交付税や国庫支出金等に依存した財政基盤となっていることから、国の財政状況や制度改革の影響等を受けやすい状況となっている。

今後の財政見通しについては、扶助費や人件費等の義務的経費や老朽化した公共施設等の整備に係る経費の伸びが予測され、依然として厳しい状況にある。

多様な地域課題や市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、時代の潮流を捉えた行財政改革および行財政運営の効率化・適正化に取り組むとともに、より一層の自主財源の確保に努める必要がある。

2. 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用

本市は、公共施設等の適正管理のさらなる推進に向け、令和4（2022）年3月に「沖縄市公共施設等総合管理計画」の一部を改定している。

財政負担の軽減および平準化を図るため、長期的な視点をもって維持管理や更新等に取り組むとともに、機能の集約化や共同利用、民間能力の活用等を検討する必要がある。

参 考

○経常収支比率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
91.1%	92.1%	93.8%

用語の解説

◆経常収支比率

地方公共団体の財政の弾力性を示す指標